

平成20年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成20年3月6日(木曜日)

議事日程 第1号

平成20年3月6日(木曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議長諸報告 | |
| 日程第4 | 行政報告 | |
| 日程第5 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について(各常任委員会研修視察報告) | |
| 日程第6 | 請願・陳情文書表 | |
| 日程第7 | 議案第4号 | 町道路線廃止について |
| | 議案第5号 | 町道路線認定について |
| 日程第8 | 議案第6号 | みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について |
| | 議案第7号 | みなかみ町低開発地域工業開発地区指定に伴う町税(固定資産税)の課税免除の特例に関する条例を廃止する条例について |
| | 議案第8号 | みなかみ町農村地域工業等導入地区における町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第9 | 議案第9号 | みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第10号 | みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第11号 | みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第12号 | みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第13号 | みなかみ町雲越家休憩施設条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第14号 | みなかみ町種畜貸付譲渡基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第15号 | みなかみ町火葬場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第16号 | みなかみ町足湯の設置及び管理に関する条例の制定について |
| | 議案第17号 | みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第18号 | みなかみ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第19号 | みなかみ町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第15	議案第20号 議案第21号	みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号	みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の制定について みなかみ町奨学基金条例の一部を改正する条例について みなかみ町学童クラブ設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号	みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について みなかみ町有墓地条例の一部を改正する条例について みなかみ町浄化槽の清掃業に関する条例の一部を改正する条例について みなかみ町農業特別対策資金融通措置条例の一部を改正する条例について みなかみ町農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例について みなかみ町総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例について みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について みなかみ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について みなかみ町下水道設置に伴う水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第36号 議案第37号	訴訟の提起について(町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求) 訴訟の提起について(町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求)
日程第19	議案第38号 議案第39号	みなかみ町簡易水道事業特別会計の水道料金債権の放棄について みなかみ町水道事業会計の水道料金債権の放棄について
日程第20	議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号	平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)について 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について 平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)について 平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第21 議案第48号 指定管理者の指定について(交流センター・太助の郷)
- 日程第22 議案第49号 指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと)
議案第50号 指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)
- 日程第23 議案第51号 第1次みなかみ町総合計画の策定について
- 日程第24 議案第52号 平成20年度みなかみ町一般会計予算について
議案第53号 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第54号 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計予算について
議案第55号 平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第56号 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第57号 平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について
議案第58号 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第59号 平成20年度みなかみ町水道事業会計予算について
議案第60号 平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について
議案第61号 平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
議案第62号 平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
議案第63号 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について
- 日程第25 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番 前田善成君	2番 阿部賢一君
3番 林一彦君	4番 山田庄一君
5番 河合生博君	6番 林喜美雄君
7番 原澤良輝君	8番 穂苺清一君
9番 島崎栄一君	10番 高橋市郎君
11番 久保秀雄君	12番 小野章一君
13番 中村正君	14番 鈴木幸久君
15番 河合幸雄君	16番 鈴木勲君
17番 森下直君	18番 根津公安君
19番 速水一浩君	20番 本多秀律君
21番 倉澤長男君	22番 阿部源三君
23番 傳田創司君	

欠席議員 なし

会議録署名議員

2番 阿部賢一君	13番 中村正君
----------	----------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前9時開会

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

昨日から、今朝にかけて私の家付近では、約20cmほどの雪が積もってありました。

南の地方では、もう春一番が吹いたというのに、その頃、当地では雪の嵐でありました、あの2月の下旬、スキー場関係者にとって、もう少し欲しいなと思うときに、不足気味でありまして、時期遅れ、今頃になってという感じの大雪で、スキー場のリフトは停止する、道路は渋滞するなどの大変な騒ぎがありました。

今年は春の訪れが遅くなるような今日この頃でありますけれども、本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより平成20年第2回（3月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 平成20年3月定例議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、議会招集のご案内を申し上げましたところ、早速ご参集を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

昨年末からは降雪が少なく、スキー場等の入り込み状況や水不足等を心配しておりましたが、2月の降雪で例年並みとなり一先ず安心安堵しています。

今年度は新生「みなかみ町」になって、3回目の予算編成であります。町村合併時は大変厳しいスタートでしたが、町民皆様のご理解とご協力で行財政改革も順調に進み、今年度からは具体的に「夢のある町づくり」に挑戦できる体制が整いました。

昨年は「行財政改革行動指針」が策定できましたので、今後はこの指針を踏み外すことなく改革を進め、懸案事項を計画的に実現する決意であります。

さて、昨年6月には「地方自治体財政健全化法」が制定され、総務省は財政の健全度を測るために、①として、実質赤字比率、②として、連結実質赤字比率、③として、実質公債費比率、④として、将来負担比率の4指標を定めました。

「イエローカード」である「早期健全化基準」は、実質赤字比率が「標準財政規模」の11.25～15%、連結実質赤字比率は16.25～20%であります。

また、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%と設定しております。

この基準値を超えた場合は「財政健全化計画」の策定が求められますが、このような事態になると、町づくりに自由度が効かなくなり、主体性を持って諸事業に取り組むことができなくなります。

現在、経常収支比率は91.6%と大幅に改善され、基金残高（貯金）も今年度末には、32億円台になる予定であります。

しかし、一般会計の地方債残高（借金）は、約180億円で、実質公債比率も県内ワースト2の21.4%と高い数値であります。加えて、特別会計の水道事業は多額な累積赤字と一時借入金を抱えていますので、当然のこととして「イエローカード」を懸念しながら財政運営をすることになります。私は常に、プラス思考で町づくりに臨んでいます。なぜならば、新生「みなかみ町」は名だたる峻嶺谷川岳をバックに、環境の時代をリードする自然豊かな「利根川源流の町」であるからです。

そして、そこには文人墨客が素晴らしい作品を残し、各地には豊富な温泉が湧出しています。更に、この地域には上越新幹線の「上毛高原駅」があり、加えて関越高速道路の「月夜野」「水上」のインターチェンジもあり、高速交通網体系が確立されています。

また財政上からは、みなかみ町の地方税等の自主財源は40億円以上あり、これに地方交付税や各種譲与税等をプラスした一般財源、所謂、標準財政規模は88億円以上になります。群馬県内で人口が2万人以上の町村で、これだけの数値を持つ自治体は、みなかみ町だけあります。従って「行財政改革行動指針」の下で計画的に改革を進めることができれば、安定した財政基盤を築くことができ、21世紀に飛翔する「夢のあるまちづくり」が実現できると確信しています。

このことは、旧月夜野町・水上町・新治村民の叡智と決断によって町村合併を成功に導き、新生みなかみ町が、誕生したからであります。確かに生む苦しみはありましたが、それだけに町民等しく、「利根川源流の町」の住民としての誇りと愛郷心を培い、輝く未来に向けて育てる喜びと勇気を共有したいものであります。

そこで、今年度は町村合併の検証を行い、合併によって実現できたことを確認し合い、さらなる前進を遂げるための地歩を固めたいと考えています。検証にあたっては、町民参加のもとで仮称「みなかみ町合併検証委員会」を組織して行いたいと考えております。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、議案として60件であり、町道路線の認定・廃止、条例の制定・一部改正、指定管理者の指定並びに当初予算及び補正予算等であります。

各議案の内容は、後刻説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

気象庁では、冬期間を12月から2月までの3ヶ月としておりますが、総括しますと、今年の冬は概ね平年並であったようであります。今週からは学校の卒業式も始まり、徐々に春の登音が近づきつつあります。日増しに暖かくなっていますが、まだまだ寒さもつづいております。議員各位には充分にご自愛の上、審議にご精励下さいますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

開 議

議 長（傳田創司君） 町長より最近の状況を含めた、期待を込めたご挨拶が終了しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規程により、議長において指名いたします。

2番 阿部賢一君

13番 中村正君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月6日より、3月14日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月14日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例議会後の主な事件について、ご報告申し上げます。

12月後半より冬のシーズンに期待し、町内関係スキー場の安全祈願祭にそれぞれ出席、1月に入ってからには諸団体・郡・県の賀詞交換会等に出席いたしました。

次に1月25日、沼田市保健福祉センターにおいて、道路特定財源等暫定税率堅持利根地方開発協会の大会が開催され、副議長、各常任委員長と出席いたしました。

次に2月14日、川場村において、川場村が国から村おこし創意工夫地域づくりの努力が認められ、総務大臣表彰受賞に対する祝賀会に出席いたしました。

同日、水上ホテル聚楽において、日韓青少年スポーツ交流事業による歓迎会に出席いたしました。日韓のスキーを通しての中学生の楽しい交流会でありました。

次に2月20日、市町村会館において、群馬県町村議会議長会定期総会が開催され、事務局長と出席いたしました。総会内容は、大沢知事の出席を仰ぎ、表彰及び感謝状の贈呈、本会平成20年度予算、道路特定財源税率堅持についての緊急決議等でありました。

不肖私も議員10年在職者表彰をいただきました。同志議員の皆様に対し感謝申し上げると共に、心新たにしているところがございます。総会内容細部については、事務局にありますのでご覧下さい。

閉会中の各常任委員会の視察研修については、2月6～7日に総務文教常任委員会研修が、2月18～19日に産業観光常任委員会研修が、2月26日に厚生常任委員会研修が、それぞれの目的と計画により実施され、私も同行させていただきました。大変意義ある研修で今後の町づくりに勉強になったと考えております。この後の委員長報告に期待します。

以上で、議長諸報告とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） これにて、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 行政報告

議 長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 光ファイバー網の整備促進について、ご報告申し上げます。

昨年の秋から推進してまいりましたBフレッツ「仮申込書」の取りまとめが、2月8日、各交換局の目標数を達成することが出来ましたので、ここにご報告申し上げます。

昨年11月15日に、月夜野局管内（62局分）の後閑、下牧、上津、月夜野、小川の一部で光ファイバーのサービスが開始されましたが、残りの下津、真庭、政所、師地区が、3月17日からサービス開始となります。それ以外の地域は、NTT東日本㈱前橋支店との協議で、一定数以上の利用者の申込みがあれば、エリア拡大を検討することが約束されておりました。そこで、商工会と観光まちづくり協会が中心となって「光ファイバー網整備促進委員会」を設立して、光ファイバーによる「Bフレッツ」の誘致運動が推進されました。

その目標数は、世帯数の3割でありましたが、「光ファイバー網整備促進委員会」のご努力と町民皆様のご理解とご協力で、各局とも目標数を達成することができました。誠に有難うございました。これを受けまして、2月12日、午後3時より役場本庁舎において、Bフレッツ「仮申込書」2,124件の引渡式が行われました。席上、青木商工会副会長、岩田観光まちづくり協会長と私の3名から、NTT東日本㈱の安部群馬支店長へ「仮申込書」を手渡し、早期に町内全域に光ファイバー網が整備されて、サービスが開始されることを要望しました。安部支店長からは、「早い時期に整備方針を出したい。」とのお話があり、年度内には何らかの連絡が頂けるものと思っています。予定では布施局（64局）と水上局（72局）は、平成20年度中にサービスの開始ができる見込みであります。

なお、猿ヶ京局（65局）と藤原局（75局）は、NTT東日本による単独整備は難しいとのことであり、今後は町、NTT東日本、総務省等と連携を取りながら、補助事業や合併特例債等の活用を検討し、同一のサービスが受けられるように努めてまいります。

現在のところ、平成21年度の事業化を目指しております。情報が入り次第、広報等で連絡いたします。今般の取り組みは、商工会、観光まちづくり協会、区長会、さらには区推薦の光ファイバー網整備促進委員、役場職員等、大勢の皆さんの情熱とお力添えによって達成することができました。関係者皆さんに重ねて感謝申し上げます。以上であります。

議 長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議 長（傳田創司君） 日程第5、閉会中の継続調査に関する委員長報告（各常任委員会研修視察

報告)についてを議題といたします。各常任委員長より報告を求めます。

まず、始めに総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) これより総務文教常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

去る2月6～7日の2日間にわたり、岩手県葛巻町及び社団法人葛巻町畜産開発公社を視察研修いたしました。

参加者は、総務文教常任委員5名、議長、教育委員会学校教育課長、職員1名、農政課長、観光商工課長、総合政策課職員2名、構造改善室職員1名、事務局長、運転手2名の計16名で実施いたしました。

視察の目的は、「ミルクとワインとクリーンエネルギーのまち」葛巻町の酪農と、高原の特色をフルに活かし、自然エネルギーを積極的に取り組み、第3セクター牧場を中心とした町づくりの先進地ということから、みなかみ町の課題に大いにヒントがあるのではないかと、委員一致した考えからでございます。

葛巻町の概要ですが、人口約8千人、町の9割を山林が占め、基幹産業は酪農と林業で町内では約1万3千頭の乳牛が飼育されています。

雪も多く降るそうで、気候や景観が、みなかみ町とどこことなく似ている感じがいたしました。標高700メートルの葛巻高原牧場に到着し、シーズンであれば、青々とした牧草地にゆったりと乳牛が草を食べている風景が目に入るところですが、辺り一面銀世界、実はこのオフシーズンにどのような運営をしているのかも研修の目的の一つでもあります。

この畜産開発公社が、運営する「くずまき高原牧場」は、広さ350ヘクタール。他にも700ヘクタールの牧場があり、牛乳工場やチーズ工場、宿泊施設もあり、酪農体験や観光で訪れる人々は、年間30万人を超えるそうです。

売上高約12億円、従業員数約100人、なかには親子で働いている方もいるそうで、公社の方針で自分の子供も入れたい会社を作ろうと、皆で頑張っているそうです。

8年前から、黒字が続いているそうで、その秘訣の一つに「子牛の育成も宿泊施設も過大投資をせずに身の丈に合った規模でやってきた。今後もやれることは自分たちで何でもやり、徐々に拡大して行きたい。」ということでした。

経営の柱は、預託牛であり、全国から生後3～4ヶ月の子牛を預かり、現在は約2,600頭ですが、一日500円の預託料をいただき、売上の約8割を占めるそうです。

その他の収入の2割が乳製品を中心とした特産品販売や宿泊関係ということでした。

この施設管理者のシーズンオフは年間のスケジュールを決める、実は一番忙しい時期だそうで、牧場体験学習の予約やイベントの企画、特産品の開発、様々な修繕等、営業周りで休日も休んでいられず、一年間の経営計画を全部作成するとのことで、100人を養っていくトップの責任感と実行力には頭が下がりました。

また、葛巻町は、様々なクリーンエネルギーを導入しており、1,750キロワットクラスの風車が15基高原牧場に配置され、年間5400万キロワットの発電をし、これは葛巻の年間消費電力の倍に相当するそうです。電力は、東北電力に販売しており、1キロワット、14円、法人税として、約4千万円が町に入るそうです。また、牛糞のメタンガスを利用したバイオマスプラントによる発電も導入し、効果を上げています。

次に木質チップを利用したバイオマスによる熱電力供給システムや室内では木材の皮を原料にした木質ペレットで南部鉄のストーブで暖を取りましたが、体の芯から暖まる心地

良さでございました。また、葛巻中学校に太陽光発電50キロワットを導入しています。

現在は、地熱利用の熱交換によって、井戸水15度を70度の温度まで上げることができ、コテージを建設中であり、費用については業者のモデルハウスとして無料ということで、今後の普及に大きく期待をするところであります。また町を代表する特産品、山葡萄を原料とした「くずまきワイン」は農林家所得の向上と地域産業の創出を目的として第3セクターを設立、従業員28名、売上高約3億6千万円、国産ワインコンクールに5年連続入賞する実績を持つ本格派であり、山葡萄という希少価値もあり、大変人気を博しているそうです。

経営力も素晴らしく、定期的に株式配当や町に多額な寄付をして財政にも貢献しており、何より子供たちが都市との交流として、山葡萄の植栽や収穫にも参加し、素晴らしい関係を作っており、都市の学校を卒業してから、何人かがこのワイン工場で働いているそうです。小さな話かもしれませんが、このような素晴らしい人現関係が良い味を引き出している秘訣かもしれません。

葛巻議長のお話の中で「今でこそ高い評価をいただいておりますが、長い間ずっと赤字経営がつづき、苦言や批判もありました。新しいことを始めるときには失敗もあり、一つのことを成し得るには10年はかかります。その中で、議会は終始一貫、常にぶれないで支援をしてきました。」とのお話でございました。この信頼関係こそが、今日の葛巻高原牧場を支えているのだと、参加者全員が心の中で頷いたはずと思います。

そして、町長から約40分程度、葛巻高原牧場に係わるお話をいただきました。

町長は23年間、この牧場に勤め、その手腕を高く評価されて、昨年9月に町長に当選されたそうです。事前に20項目程度の質問を送っておきましたので、町長から丁寧にお答え頂きました。町長自身も「当時は、赤字が続いても、町や議会からは全面的に任されていたので、思う存分、力が発揮できました。ですから、私も牧場の経営には一切口を出さず、安心して任している。」とのことでありました。

町長は、「私の法則として、夢しか実現するものはない。問題解決の糸口は必ずある。ピンチはチャンス、大きく飛躍する好機」と情熱に満ちたメッセージをいただきました。

葛巻町が独自の町づくりで成功を収めている秘訣は、このようなどころにあるのではないのでしょうか。

研修帰りの車中で参加者から感想をいただきましたが、異口同音に立場を超えての信頼関係の大切さを改めて胸に刻んだようでありました。片道800キロ8時間かけての研修でしたが、参加者全員が心の扉が開いた研修であったと確信し、以上を申し上げ研修視察報告といたします。

議長(傳田創司君) 以上で総務文教常任委員会研修視察報告を終わります。

次に、厚生常任委員長より報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 平成20年2月26日、厚生常任委員会で実施いたしました行政視察報告をさせていただきます。日帰りで実施いたしました。

参加者は厚生常任委員全員と議長、事務局、並びに環境課長を始め職員を含み、16名で茨城県古河市の榎関商店と、栃木県下都賀郡野木町の堆肥化について、視察を行いました。

古河市(株)関商店は、我が町のアメニティ施設で作られましたRDFを処理するとともに、廃プラ、古紙等を混合しながら、固形燃料RPFを製造する会社であります。

昭和14年3月に開業以降、着実に業績を上げ、昭和60年に廃プラスチックの再生燃料の技術開発に着手、平成9年には通産省より新エネルギー利用促進法に基づく、第1号事業者に認定され、現在は群馬県と茨城県の2工場で、年間6万5千トンのペースでRPFを製造しており、フル操業すれば、年間9万5千トンの能力があるということでもあります。業界に占める割合は、10%を超えているとのことで、益々業績を上げて頂き、当町のRDFの処理運搬費用が軽減されることを望むところであります。

つづきまして、野木町におきましては、野木町及び野木町資源化センターにて、資源化の概要について及び生ゴミの堆肥化について視察研修を行いました。

午後1時に野木町役場に到着、会議室で野木町議会議長の挨拶を受けた後、担当課長、担当職員より説明を受けました。

野木町は栃木県の最南端に位置し、面積は30.25平方キロメートルと、この面積は旧月夜野町の約半分と小さく、また人口は25,878人と当町と同様であります。

財政的には予算総額が59億7,700万円と当町の半分以下の規模であります。

駅周辺の区画整理事業、ニュータウンの宅地開発、工業団地の造成による企業誘致など都市化の進展により急激な人口増加が図られております。

資源化センターの建設以前は住民からのごみ処理場の反対運動が盛んで、ごみ焼却施設の建設は不可能な状態でした。

しかし、その当時の町長の「ごみは宝物」という発想から資源化センターという構想が生まれ、ごみのRDF化、^{ちゅうかい}厨芥の堆肥化が始まりました。この厨芥というのは、家庭の台所から出る野菜・魚介のクズのことであります。

厨芥の分別収集は、生ゴミ収集袋によって収集されています。野木町では、ごみ収集は無料で、厨芥以外は透明の袋、または白色半透明ならば、排出が可能、生ゴミ収集袋では小が10円・大袋が15円。製造原価は小袋が15円・大袋が19円と町が負担しています。袋の素材は一切加工していない紙製。家庭からの排出の方法は三角コーナーで水切りを行い、新聞紙2枚以下で包んで指定袋に入れ、付属の麻ひもで口を縛ってから指定日に排出。回収された厨芥は、資源化センターで破袋して、袋はRDF製造施設に投入して処理。

堆肥処理されたのち3ヶ月の熟成を経て、町民等に無料配布されています。

詳細な説明をいただいた後、野木町資源化センターに伺い、RDF製造施設と生ゴミ堆肥化施設を見学いたしました。野木町は一流の田舎町を目指しています。この一流の意味の中には、人間的にも文化的にも一流であることが含まれています。

ゴミをもう一度、資源として活用し、地球にやさしい高度な文化を根付かせようと長年の努力を積み重ねた結果が、今の野木町を代表するものになっております。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 以上で厚生常任委員会研修視察報告を終わります。

次に、産業観光任委員長より報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 2月18～19日、2日間にわたり実施をされました産業観光

常任委員会の先進地視察研修の報告をいたします。

今回の研修目的は、温泉の集中管理と効率的なりサイクルセンターの運営を学ぶことであります。みなかみ町は、観光と農業を主な産業として、町の活性化に向けて日々努力しておりますが、とりわけ観光にとって温泉は重要な役割を占めるものであります。

現状のみなかみ町の観光を見ると、まちづくり観光協会をはじめ、旅館組合など関係する方々が努力をしておりますが、大変厳しい状況におかれています。温泉の集中管理を図り、限りある温泉資源を有効に利活用し、多くの人々にみなかみ町に来て頂き、観光みなかみの活性化を図らなければなりません。

今回訪れた修善寺温泉は、昭和21年までは自噴泉と小規模タービン揚湯とが共存していたそうですが、22年以降、温泉の乱掘、増掘競争が始まり、掘削深度が深くなり、25年以降は自噴泉はすべて枯渇し、温度も下がったとのこと。また湯量の減少による共同浴場の閉鎖をきっかけに、昭和25年、温泉所有者により、修善寺温泉事業協同組合が結成をされましたが、その後も枯渇現象が進行し、31年以降の掘削はすべて集中管理に移行することを前提として開発が進められたとのこと。その後、昭和50年、基本設計を行い、総工費4億5,298万3千円で、54年第1期工事、55年第2期工事を行い、56年6月より、営業を開始し、温泉街の上流、下流域にそれぞれ第1、第2タンクを有して循環させ、78軒に温泉を供給しているそうです。

集中管理に至るまでには、①借地に掘削した温泉について地主との関係、②温泉供給の範囲、③配給管路線の決定について、④温泉源の評価についてなど、解決が困難な課題があったそうです。運営については温泉利用料を主なものとして、総て組合独自で運営しているとのこと。また利用方法については、温泉のかけ流し、循環、それぞれがあり、利用者の判断に委ねられているとのこと。

2日目は、富士丘第一堆肥生産センター利用組合を研修しました。

富士丘第一堆肥生産センター利用組合は、6軒の酪農家が利用し、約400頭の牛糞を処理している施設です。新治リサイクルセンターで扱う、利用農家6軒、約400頭と同規模の施設です。この施設は、利用者6人で建設をし、建設費用は6人で返済し、運営はセンター長が1人で管理に当たり、堆肥の売上げを主なものとする収入の中から、運営、管理に必要な経費を差し引き、残ったものはすべてセンター長の収入にする、センター長に大きな権限と責任を持たせて運営されております。

富士丘第一堆肥生産センター利用組合は各利用者がある程度の水分を絞って、センターに持ち込みます。したがって、水分調整剤としてのオガコの量を少なく抑えることができ、また園芸業者等が処理したチップを水分調整剤として利用し、コストを抑える努力をしています。新治リサイクルセンターは、まったく未処理の牛糞を持ち込み、水分調整剤にオガコを使用しています。新治リサイクルセンターについては、利用者、町、議会、農協など、関係者で構成する検討委員会を立ち上げ、効率的な運営のあり方について検討を加えていますが、水分を絞る機械が1台約450万円くらいだと伺いました。水分を絞る機械の導入も経費削減の一つの選択肢かと感じたところでもあります。

観光、温泉を取り巻く状況、農業を取り巻く環境は、時代の流れとともに大変早い変化を遂げています。時代の流れに遅れないためにも、コスト削減のためにもいろいろな情報を吸収しなければと感じたところでもあります。

以上をもちまして、産業観光常任委員会研修視察報告といたします。

議 長（傳田創司君） 以上で、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを終わります。

日程第6 請願・陳情文書表

議 長（傳田創司君） 日程第6、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

平成20年第2回（3月）みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 1 号	小川区内、町道小川～森原線 (T-209)の融雪対策について	みなかみ町小川921 小川区長 阿部 孝吉	平成20年2月13日
		鈴木 勲 中村 正 前田 善成	産業観光常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>町道小川～森原線（T-209）は、幅員が狭く急勾配であり、日当たりが悪いため、路面が凍結する冬期間は非常に危険な状態となっております。</p> <p>高齢者の歩行と子供たちの通学、車輛の通行に大きな支障を来しております。</p> <p>地域の交通安全性の確保のため、特に別紙図面の箇所について融雪対策を何卒よろしくお願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>冬期間の交通安全の確保のため、当地区内、町道小川～森原線（T-209）の融雪対策整備をお願いします。</p>		

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 2 号	月夜野わんぱくクラブ (学童保育所)施設拡充 に関する請願	みなかみ町月夜野456 月夜野わんぱくクラブ保護者会 会 長 曾慶 健一ほか1065人	平成20年2月21日
		森 下 直	総務文教常任委員会

号	<p>【請願趣旨】</p> <p>女性の就労増加に伴い、放課後児童クラブの利用者数が増えております。</p> <p>現在、利用希望者全員を受入れられないという現状なので施設拡充により、定員を増やし、利用希望者を受け入れたい。</p> <p>【請願事項】</p> <p>現在の施設の拡充</p>
---	--

平成20年第2回（3月）みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人及び紹介議員	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第1号	県道水上～戸倉線・町道栗沢～西線の渋滞・危険箇所 の改良工事及び玉原トンネル 促進のお願い	藤原上区長 浅岡 秀行 藤原中区長 熊木 葵 藤原下区長 林 治光 玉原越道路促進協議会長 影山 喜作	平成20年2月6日
		速水 一浩 鈴木 幸久	産業観光常任委員会
<p>【陳情趣旨】</p> <p>当地には、3つのスキー場と3つの温泉がありますが、経済の低迷やレジャーの多様化等により、年々来在される観光客が減少している現状です。</p> <p>観光客が藤原区に足を運んでいただくためには、まず道路を整備していただくことが最重要かと存じます。また湯ノ小屋付近の県道には、積寒対策事業の延長工事を施工していただいております。当該工事による豪雪の中の無雪は一抹の安堵感を与えてくれます。誠に有り難うございます。当地には、4つのダムと5つの発電所がありますが、約半世紀にわたる開発工事にもかかわらず、このような狭隘な道路でありますので、整備をしていただくことが、観光客誘致のためには最重要と存じます。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水上～戸倉線の照葉峡付近の狭所の道路拡張をお願いします。 特に紅葉期に大渋滞となります。 2. 昨年から着工中の町道栗沢～西線の融雪工事を延長していただきたい。 3. 県道観音坂（小坂第2発電所取水口付近）の融雪工事をお願いします。 4. 4つのダム群の3億7,500万立方メートルの貯水量による危機管理道路として、玉原道路の促進をぜひお願いします。 			

議 長（傳田創司君） 以上朗読のとおり、所管の委員会に付託しますので報告いたします。

日程第7 議案第4号 町道の廃止について
議案第5号 町道の認定について

議 長（傳田創司君） 日程第7、議案第4号、町道の廃止について、議案第5号、町道の認定についてを一括議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第4号、議案第5号について一括して提案理由を申し上げます。

この2議案とも、月夜野地区における後閑、師東部、大原、十二原、下牧北部、森原の6地区の土地改良事業の施行に伴う道路の廃止と認定であります。

まず、議案第4号ですが、先ほどの6地区の施行地区に介在した町道稗田線ほか95路線、延長31,046メートルを廃止するものであります。

続いて、議案第5号では、6地区の土地改良事業で新たに築造された道路168路線、延長44,599メートルの町道認定と上牧地内の利根川に歩行者専用道の吊橋として架橋してあります「上牧夢のブリッジ」を含む町道8路線1,158メートルを合わせて町道に認定するものであります。

よろしくご審議のうえ、ご議決下さいますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

議案第4号、議案第5号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号、町道路線の廃止については原案のとおり可決されました。
これより議案第5号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。
議案第5号、町道路線の認定についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号、町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

-
- 日程第8 議案第6号 **みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について**
議案第7号 **みなかみ町低開発地域工業開発地区指定に伴う町税(固定資産税)の課税免除の特例に関する条例を廃止する条例について**
議案第8号 **みなかみ町農村地域工業等導入地区における町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例を廃止する条例について**

議 長(傳田創司君) 日程第8、議案第6号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてから、議案第8号、みなかみ町農村地域工業等導入地区における町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例を廃止する条例についてまでは、関連する議題でありますので、以上3件を一括議題いたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第6号から議案第8号について、3議案一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に**議案第6号**についてであります。

この法律は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性を目的としております。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために、地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組みを効果的に支援するための措置を講ずるものでありま

す。

地域経済の自立的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とし平成19年に施行されております。

企業立地促進法第20条により、地方交付税の減収補填がされますので、工場の新・増設者に対する固定資産税の課税の免除を行うものであります。

総務省令第3条の規定の適用について、同条第1号中3億円、第4条第1号に規定する業種にあつては5億円とあるところを、2,500万円と読み替え、新たに企業立地促進法に基づく課税特例条例を制定するものであります。

次に**議案第7号**について、ご説明申し上げます。

低開発地域工業開発促進法は、産業の開発の程度が低く、かつ経済の発展の停滞的な地域における工業の開発を促進することを目的としております。

また雇用の増大に寄与し、地域間における経済的格差の縮小を図り、もって国民経済の均衡ある発展に資することを目的としております。工場の新・増設者に対し、固定資産税の課税免除を実施してきております。

平成17年3月30日、地方交付税の減収補填の適用期限が到来し、経過措置期間も終了となり、平成19年新たに企業立地促進法が制定され、地方交付税の減収補填が見込まれることにより、従来の低工法の課税の特例条例を廃止するものであります。

次に**議案第8号**について、ご説明申し上げます。

農村地域への工業等の導入を促進し、雇用機会を創出することで、農家の経営の安定化、農地の流動化の促進と担い手農家への農地の集積を図ることにより、農業と工業との均衡ある発展、雇用構造の高度化に資することを目的として昭和46年に制定され、工場の新・増設者に対して、固定資産税の課税免除を実施しておりましたが、平成20年3月31日地方交付税の減収補填の適用期限が到来し、経過措置期間を残して終了となります。

平成20年4月1日以降の取得分については、減収補填の対象にならないため、平成19年新たに企業立地促進法が制定され、地方交付税の減収補填が見込まれることにより、従来の農工法の課税の特例条例を廃止するものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について、質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 第2条で、平成19年10月から、5年以内に施設設置した者と書いてありますけれども、該当する地域や企業というのは分かっているのかどうかということと、第1条で、「地方税法第6条第1項に基づく、固定資産税の課税の特例」というふうに定めてありますが、地方税法第6条1項はどう書いているか、説明してもらいたいと思います。

議長（傳田創司君） 税務課長林文博君。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） 企業等とかという、その該当場所については、今のところ把握しておりません。それから6条の部分なのですが、ここではお答えできませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) では読ませていただきますけれども、6条第1項というのはですね、「公益上その他の事由に因り、課税を不相当とする場合は、課税をしないことができる。」というふうに書いてあります。この課税を「不相当」とするのが、どうなのかというのをお聞きしたかったわけなのですからけれども。

議 長 (傳田創司君) 税務課長林文博君。
(税務課長 林 文博君登壇)

税務課長 (林 文博君) その辺も調べて、後ほどお答えいたします。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。
次に議案第7号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。
次に議案第8号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。
これより議案第6号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
7番原澤良輝君。
(7番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 議案第6号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、反対討論を行います。

日本共産党は、企業の誘致や、企業が町で営業・事業活動を行うことに反対するものではありません。

資本主義社会では、企業が正当な企業活動を行い、それに見合う利益を上げることについては当然あるというふうに考えております。

町は、地方税法第6条1項が規定する「公益上その他の事由に因り、課税を不相当とする理由」があるというふうに言っていますけれども、課税を不相当とする理由は見当たらないと考えます。

企業が正当な企業活動で上げた利益に課税することは、公益上、社会通念上も当然のことです。それに基づき固定資産税を納入することも、当然のことであると考えます。

企業の社会的責任を果たすことになると思います。

町では、非正規労働者や低賃金の若者に対しても、出産祝金の支給を、税金を滞納している場合だけでなく「出産日に未納」があるだけで、支給の停止をしております。

税金が銀行口座から、引き落とされているかどうかを確認したり、納期が迫っている税金を納めてからでないという状況になっていると考えます。

現在、大企業は過去最高の利潤を上げています。それも大企業に有利な減税制度を準備してやり、本来払うべき税金を免除していることによって、労働者をリストラしたり、正社員をアルバイトや派遣職員に置き換えるなどして、本来、労働者に支払うべき「賃金」を支払っていないからです。

企業の進出が、町民の暮らしの向上に役立つものとするためには、町の行き過ぎた企業

への支援を「節度」あるものにするのと、企業に社会の構成員として社会的責任を果たさせることだと思います。

町民に厳しく徴税して、儲けている企業には税金を免除するという本条例の制定には、反対を表明して、討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

10番高橋市郎君。

（10番 高橋市郎君登壇）

10番（高橋市郎君） 議案第6号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を申し上げます。

工場の新・増設者に対する固定資産税の課税の免除については、低工法・農工法により実施しておりましたが、減収補填の適用期限が到来することにより、新たに固定資産税の課税の特例条例を制定するものであり、地方税を減免した自治体に対し、減免額の75%を普通交付税で補填されるものであり、企業の誘致や雇用の確保、税収確保にも寄与することから、議員各位のご賛同をお願い申し上げて、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第6号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第7号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町低開発地域工業開発地区指定に伴う町税（固定資産税）の課税免除の特例に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町低開発地域工業開発地区指定に伴う町税（固定資産税）の課税免除の特例に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第8号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町農村地域工業等導入地区における町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町農村地域工業等導入地区における町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第9、議案第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第9号について、ご説明申し上げます。

平成20年4月1日より、高齢者の医療制度が改正されることに伴い、国民健康保険に加入していた75歳以上の被保険者が、全員後期高齢者医療制度に移行するため、関係する部分の規定の整備をするものであります。

今回の改正は、国保税の徴収方法が、従来の普通徴収の他に、65歳以上の世帯主に対し、介護保険の徴収方法と同様に受給している年金から天引きする特別徴収の方法を新たに導入することを規定する改正であり、関係する条ずれに伴う字句の整備であります。

以上が主な改正内容であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について、質疑はありますか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） ただ今、提案されました議案第9号について、若干質問いたします。

今の説明ですと、新しく4月1日から始まる、後期高齢者医療制度に関係しての条文の修正であると説明がありましたけれども、非常にこれは大事な問題であり、若干疑問を持たれますので、12条の関係でちょっと聞きます。

町民が、ここに書いてあるのでは、65歳以上の年金受給者である被保険者から国民年

金等の保険給付から、年金の給付からですね、保険料を天引きすると、そういうことが分かり易く言うと書いてあります。

なぜ他人の年金から国保料を町が天引きしなければならないのか、その理由を知りたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 税務課長林文博君。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） 65歳以上から75歳未満の世帯主から国保税を天引きと言いますか、特別徴収の今回は方法論を制定するものでありまして、町が単独でやっているわけでもございませんし、国の制度の中からこの部分を改正しなさいということでございますので、どういうふうにと言われても、お答え出来ませんと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 答えが出来ないような状況ですけども、特別徴収は町がするというよりも、むしろ事業所において、それをそれぞれの被保険者から徴収するというような形を考えているのかどうか、その点もお聞きします。

議 長（傳田創司君） 税務課長林文博君。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） 法律というのですか、この条例によれば、要は年金の中から天引きすることによってございますので、町で計算しました国保税ですか、その部分を社会保険庁なりにと言いますか、その口座から引落とすというシステムだと思っております。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8 番穂苺清一君。

（8 番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 今も質問でちょっと聞きましたが、今、後期高齢者医療制度の問題は社会的に大きな問題になっております。

こういう時期に、未だに法律は、そのままの状態、中止も撤回もされておられません。まだ施行の時期に入らないわけですが、そういうときにこの条例を出すこと自体にも、私は疑問を感じております。

すでに全国の地方議会、1830余ありますけれども、地方議会で既に500以上の地方自治体がこれに対する中止または、撤回を求める意見書を上げております。

ここに新聞が一つ、私が持ってきたのですが、岐阜県の大垣市議会でも後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書が、一昨日可決されております。

これは提案は、共産党が提案しているのではありません。自民党の提案で意見書が賛成多数で可決されております。反対したのは公明党議員が反対したそうであります。こういう記事はたくさんいくつも載っております。

従って、私はこういう今の状況の中で、問題となる65歳以上の年金受給者から国民健

康保険料の保険料を天引きするというと同時に75歳以上については、後期高齢者医療制度がまたあって、そこからも別に保険料は徴収されていくわけですが、今この条文の中では、65歳以上75歳未満ということで限られますけれども、この人たちに対する、年金から文句なしに天引きするというやり方はいかがなものか、そういう点では多くの国民が、こういう実態をこの制度の中の悪いところはですね、非常に問題として見えてきているというのが現実であります。

しかもこのことは町民にはなかなか分かり難い問題でもあろうかと思えます。この後期高齢者医療制度に関しましては、利根沼田の町村においても片品村だと思いますが、ここでは誕生日毎の人たちを集めてですね、分かり易く説明もしております。

町においては後期高齢者医療制度の導入についての説明やそういった町民に対する周知徹底は図られておりません。

こういうものが突然、議会で決まるとなれば、益々町民は驚くばかりだと思います。そういう点では説明責任も十分ではありません。この条例についての改正には反対します。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

（15番 河合幸雄君登壇）

15番（河合幸雄君） 議案第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の改正は65歳以上75歳未満の世帯の世帯主を特別徴収の対象者とし、受給している年金から徴収をする、特別徴収の方法を導入するものであり、納付書発行の経費節減や、滞納者が少なくなるメリットがあることから、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第10、議案第10号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の

一部を改正する条例について、議案第11号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 2議案一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、**議案第10号**について、ご説明申し上げます。

医療費自己負担額の助成につきましては、福祉の増進を図ることを目的に、重度心身障害者、母子・父子家庭を対象としたものと、少子化対策に対応した子育て支援の観点から、子どもを対象に通院の場合は2歳まで、入院については4歳までを県の助成を受けて実施し、更に町単独事業で12歳までを助成しているところであります。

県におきましては、ご案内のとおり、子どもに対する助成範囲を更に拡充して、通院の場合は6歳まで、入院については15歳までに引上げる予定であり、町といたしましても、通院の部分については従来どおり12歳まで、入院に係る部分については県と同様15歳までを助成の対象とする内容の改正であります。

助成対象を拡大した13歳から15歳までの入院分については、12歳までの受給者証との二種類の交付によって、利用者や医療機関の混乱を避けるため、一旦自己負担していただき、その支払った領収書の提出をもって助成する償還払い方式とした内容になっております。対象者へは学校を通じて十分な周知を行います。

また、そのほかの部分の改正については、老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことによる用語の変更などであり、福祉医療の対象者の範囲に変更が生ずるものではありません。

なお、子どもの対象年齢を入院のみ15歳まで引上げましたが、予算額は県の補助対象年齢引き上げにより、町単独事業分が圧縮され、全体では前年対比で947万円ほどの減額になっております。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

次に**議案第11号**について、ご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、平成18年3月定例議会において、ご議決頂いた第1号被保険者保険料の特例措置を1年間延長させて頂くための改正であります。

第1号被保険者保険料につきましては、平成18年度の市町村民税に係る税制改正により、介護保険の所得段階が急激な昇格となってしまった被保険者に対して、平成18年度と平成19年度の保険料について緩和措置が図られ、過度な負担増とならないように配慮してまいりましたが、今回、介護保険法施行令の改正により、さらに1年間の緩和措置を継続することが可能になりました。

このため、平成20年度の介護保険料について再考し、対象となる被保険者の負担軽減を継続することが適切と考え、施行令に沿って1年間の緩和措置の延長を図るものであります。

なお、緩和措置の軽減率につきましては、平成19年度の軽減率を据え置き、被保険者に混乱が生じないよう配慮して参ります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
まず、議案第10号について質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 医療費の無料化の件で、質問します。
入院のみ15歳までということになりました。県と国が基準を引き上げたので、町の負担も減ると思います。ぜひ通院も15歳までということをお願いした経緯もあると思いますけれども、どうして入院のみになったのか、その辺もお聞かせ頂きたいと思います。

議長(傳田創司君) 保健福祉課長阿部一司君。
(保健福祉課長 阿部一司君登壇)

保健福祉課長(阿部一司君) ただ今のご質問は、通院は据え置きで入院だけが15歳になった、その理由ということでございます。みなかみ町におきましては、今までも12歳まで、通院も12歳まで無料化をしておりました。説明にもありましたように、県におきましては、通院の場合は2歳までであります。それを大幅に町負担で行っておいりましたことから、子供の支援に対しては12歳までも十分にやっていると考えております。

それから郡内、県内を見ましても、通院12歳までというのが、結構高いレベルのところに行っていると思います。ですので通院につきましても、12歳までということにさせて頂きました。以上です。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。
(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) ただ今、課長が申し上げたとおりでありますけれども、みなかみ町については少子化対策として、12歳までの医療助成等をしてきた経緯があります。これからについて、入院について15歳までにしたのだから、通院もやれと言う一つのお話ですけれども、県の方でもいろいろと考えているようであります。

つきましては大沢知事の公約でもあるようでありますので、よくその辺と連動しながら、これからのことについては考えていきたいと考えております。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 12月議会、9月議会でこの問題も一般質問で話題と言いますか、出ておりました。

同じ12歳でも、みなかみ町は誕生日までというようなことで、それよりもちょっと有利な条件でやっていると思います。その後、来年の10月頃までには、通院もやりたいというふうに県の話も聞いております。ぜひ、そういった面で4月からやっていただければ有り難いというふうに考えていたところなのですけれども。

議長(傳田創司君) 原澤良輝君、要望ということでよろしいですか。

7番(原澤良輝君) はい。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

議長(傳田創司君) 次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。
これより議案第10号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。
7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 議案第10号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

従来から、子供の医療費については、中学生卒業まで通院、入院とも無料化するようにお願いしてきたところであります。今回、入院のみ中学卒業まで無料になるということになりました。

通院の方はおってまた考えているという話だそうですので、子供の医療というのは、このころが一番病気にかかりやすく大変で、家庭でも子育て支援には経済的に非常に大変なところだという声が聞かれます。

今回のそういった意味で子育てを支援できる条例改正について賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。10時30分より再開いたします。
（10時22分 休憩）

（10時35分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**日程第11 議案第12号 みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園条例の一部を
改正する条例について**
**議案第13号 みなかみ町雲越家休憩施設条例の一部を改正する
条例について**
**議案第14号 みなかみ町種畜貸付譲渡基金条例の一部を改正する
条例について**

議 長（傳田創司君） 日程第11、議案第12号、みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園条例の一部を改正する条例についてから、議案第14号、みなかみ町種畜貸付譲渡基金条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 3議案、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第12号について、ご説明いたします。

恋越公園につきましては、地元管理で運営しておりましたが、会計検査院の指摘を受け、町の直営施設とすることとしたため、条文の改正を行いました。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

次に議案第13号について、ご説明いたします。

みなかみ町雲越家休憩施設条例の設置条文の改正や休憩施設を休憩施設遊山館に改め、また夜間使用できるよう利用時間帯を増やす等の一部改正であります。

よろしくご審議の上、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

次に議案第14号について、ご説明いたします。

みなかみ町は畜産振興を図るうえで、農家が牛等の家畜導入をする際に、貸し付けする資金として、種畜貸付譲渡基金を一般会計の歳入へ繰り出し、歳出として支出していましたが、今回の改正により歳計外で運用することにより、事務の効率化や事業の円滑化を図るものです。

第2条では、基金の額を1,800万円と定め、また第4条の4では貸付返還金は、基金に返還し、新たな種畜購入資金として運用するものとする等の一部改正であります。以

上が概要であります。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
まず、議案第12号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。
次に、議案第13号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。
次に、議案第14号について質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 第3条の2項で、現金を必要に応じて、着実かつ有利な有価証券に替えることが出来るという提案ですけれども、他の条例でもそういう扱いをしている所があると思いますが、例えばどういふのにやりたいのだというのがあれば、教えてもらいたいと思います。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 第3条の2項ということで、有価証券に替えるということで、どういうものを考えているのかということですが、特に今現在は検討してございません。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 有価証券は、いろいろな運用の仕方があると思います。昨日来から、国民年金基金が運用具合が悪いので1年で3兆円ですかね、赤字になったというようなことがあります。

そんなので心配なので、お聞きしたのですけれども、今回これも歳計外になるということなのですけれども、教育資金が歳計外だったのが歳計の中に入るような提案をされていると思うのですけれども、そういう意味で、外に出すということはどういうことなのか、教えてもらいたいと思うのですけれども。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 歳計外にするのはどういうことかということでございますが、基金につきましては、牛を導入する際にあたり、農家の方が一頭いくらということでやっておりますが、これにつきましては事務を一旦一般会計に入れて、そしてまた歳入歳出の手続きを踏むということなので、非常に事務の関係で煩雑ということで、基金から基金というやり方で事務の効率も良いし、対応も速いということでございます。

と言いますのは、当初の予算等でやっておりますも、おおまかに予算外の頭数が出てきたという場合は補正等の対応になりますので、基金対応の方がスムーズに行くというようなことから、そういうことにさせていただきます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町雲越家休憩施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町雲越家休憩施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町種畜貸付譲渡基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町種畜貸付譲渡基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 みなかみ町火葬場条例の一部を改正する条例について

- 議 長（傳田創司君） 日程第12、議案第15号、みなかみ町火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
（事務局朗読）
- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 議案第15号について、ご説明申し上げます。
条例の条文に対応する様式等が不備であるため、条例を改正するものであります。
よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。
- 議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第15号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。
これより議案第15号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。
議案第15号、みなかみ町火葬場条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号、みなかみ町火葬場条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 みなかみ町足湯の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第17号 みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例について

- 議 長（傳田創司君） 日程第13、議案第16号、みなかみ町足湯の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第17号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
（事務局朗読）
- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 2議案、一括してご説明申し上げます。

議案第16号、みなかみ町足湯の設置及び管理に関する条例の制定については、道の駅みなかみ町水紀行館に、群馬県の千客万来事業の補助金を受けて、足湯の施設が出来ました。また、湯桧曽地区には平成16年に地域の活性化を図るために、みなかみ町湯桧曽地区足湯を設置してあります。この2施設を一括して、管理するための条例を制定するものであります。

次に議案第17号についてご説明申し上げます。

谷川岳は、ロープウェーを利用したり、散策などで年間40万人ほどの観光客が一の倉澤を始めとする秀麗な山岳景観を堪能されています。

この地を訪れた人々に、谷川岳登山の歴史を紹介するために、土合地区にサテライト施設を新年度から開設することになりました。

このサテライト施設は、谷川岳ロープウェーから町が取得し、山岳ガイド協会や地元山岳会などが、上信越国立公園でもある谷川岳周辺の環境保全やインタープリターの養成を図り、自立した組織で山岳観光の一翼を担っていく施設として活用してまいります。

その一部として、施設の1階部分を湯原の山岳資料館のサテライト施設として、より谷川岳の登山の歴史を中心に資料展示を行います。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 足湯について、ちょっと聞きたいんですけども、水紀行館に足湯を作ったということなんですけども、県の補助金ということなんですけども、建設費がいくらかかったのか、その中の何%が、県の補助金でできたのか。それからですね、お湯についてはタンクローリーで運んでいるっていう話を聞いたんですけども、本当なのか。

あと保温ですね、温度についてはどのような方法、ボイラーでやってるのか、それとも別に温めなくても使えるのか、その辺り。

また、もしタンクローリーで運んでたとすると、その経費とか結構かかるのではないかなと思うんですけども、その辺の感じの説明をちょっと聞きたいんですけども。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長木村一夫君。

(観光商工課長 木村一夫君登壇)

観光商工課長(木村一夫君) 今の建設費については資料を持っておりませんので後でお答えさせていただきます。温泉につきましては、谷川温泉からタンクローリーで運びまして、循環をさせて活用させて頂いております。

循環ですので、一旦再加熱をして活用する方法となっております。電気と灯油で再加熱する方法です。水紀行館の職員がお湯は運んでおります。

管理は水紀行館がやりますけれども、指定管理に出しておりますので、水紀行館、水の故郷の方でお願いする予定になっております。県の補助率は2分の1です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8 番(穂苺清一君) 関連があったんですが、今の質問で、それ以外のことを聞きます。足湯つ

ということでもって、既に旧水上町ですね、その湯桧曾地区と水紀行館ということでもって、新たに設置の管理条例が出ているわけですが、湯桧曾については以前からされているので様子が分かっておりますが、水紀行館の足湯については、当初から源泉があるということで、計画されていたのかどうかをお聞きしたいと思います。

水上温泉郷ということでもありますので、そういう場所の足湯ってことは元々源泉ということが想定されて計画されていたんだと思いますけども、その点を確かめたいと思います。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長木村一夫君。

（観光商工課長 木村一夫君登壇）

観光商工課長（木村一夫君） ちょっと、聞き取りにくかったのですけれども、足湯の設置工事に伴って、最初から源泉を使うと、温泉を使うという認識でいたかどうかということによろしいでしょうか。そのつもりでございました。

議 長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） いや、源泉があそこにはないのに、源泉を使うっていうことを想定していたってということになりますよね。

そうすると、さっき話の中では、谷川温泉からタンクローリーで運んできているってことですが、谷川温泉も源泉がそんなに豊富じゃないわけですが、どこから運んできているのか、教えて頂きたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） これは水紀行館、水の故郷の方でやっている事業であります。

そういう中で、町として千客万来の事業を取り入れて、それを支援したというのが事業内容です。当初から、お湯は他から持ってくるというふう聞いております。

他からお湯を持ってきて、足湯をするのだということで、この事業をしたいというふう伺っております。

議 長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） ですから、どこから持ってきているかってことをお聞きしたんですが、それと同時に合わせてお聞きしたいのは、人件費やそういったものが新たにかかるわけですが、水の故郷で所謂第3セクターで全部負担するっていうことで、承知してやっているのであろうかどうかってことですね。町の施設でございますから。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 水の故郷の方でやっていただくということでございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

次に議案第17号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。
議案第16号、みなかみ町足湯の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」両方の声あり）

議 長（傳田創司君） 異議がありましたので、議案第16号、みなかみ町足湯の設置及び管理に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第16号、みなかみ町足湯の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第17号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」両方の声あり）

議 長（傳田創司君） 異議がありましたので、議案第17号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第17号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号 みなかみ町道路占用料徴収条例の一部を改正する 条例について

議案第19号 みなかみ町公共物使用等に関する条例の一部を改正 する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第14、議案第18号、みなかみ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第19号、みなかみ町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 2議案、一括してご説明申し上げます。
まず議案第18号ですが、道路法施行令の一部改正が、平成20年4月1日付で改正されますことから、この改正に合わせて、町の道路占用料徴収条例の一部を改正するものがあります。

次に議案第19号につきましては、同様に道路法施行令の一部改正によって、公共物使用等に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第18号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) みなかみ町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について
1別表の改正関係なのですけれども、20年予算では使用料として道路と公共物で500万円が計上されていますが、9号との関係もあると思うのですが、道路と公共物の割合はどのくらいかというのと、主な会社というのがどこかというのが、分かれば教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長(若桑一雄君) 道路占用料といいますのは、町道認定した道路でございます。

公共物は、町道認定していない町道並びに水路、それと普通河川、準用河川等が公共物に入るわけでございます。分けたのは手元でございますので、後ほどご回答いたします。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 主な会社はどこですか。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長(若桑一雄君) 一番多いのは多分、東京電力の電線を送る電柱だと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。
次に議案第19号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。
これより議案第18号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) みなかみ町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について、反対討論

を行います。

企業が、町で営業や事業活動を行うことは反対しませんが、現在、多分、過去最高の利潤を上げています。東京電力やNTTなどは利潤を上げていると、その社会の構成員として、その社会的責任を果たさせることが必要だと思います。

国が法律を変えたからといってですね、町が規定できるものについて、それに従って料金を下げるということではなくて、儲けている企業には、それに見合う使用料もいただくのが当然じゃないかということをお断りの理由として、討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第18号、みなかみ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

反対の理由については、18号の道路占有料徴収条例の一部を改正する条例と同じ理由です。法律が変わったからといって、それに従って、儲けている東京電力やNTTなどの企業に料金を下げてやる必要はないと考え、反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第19号、みなかみ町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第20号 みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第15、議案第20号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 2議案、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号について、申し上げます。

合併協議会において、旧水上町の簡易水道事業を上水道事業から分離し、上水道と簡易水道の2つの水道事業会計で経営するために、現行条例の「ただし書き」を加えましたが、一昨年の水道料金審議会・経営改善検討委員会等の検討結果により、水道料金統一後の平成22年度から簡易水道を上水道会計に統合し、経営の健全化を図っていく予定であります。このことにより、「ただし書」を削除するものであります。

次に、東部簡易水道・上羽場簡易水道の統合により、東部簡易水道の計画給水人口を3千人とし、統合した上羽場簡易水道は廃止します。また、併せて、別表内の給水区域等を整理・修正するため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議案第21号について、ご説明申し上げます。

最初に議案第20号で提案理由を申し上げた水道料金の統一後の平成22年度から簡易水道を上水道会計に統合し、経営の健全化を図って行くための「ただし書」の削除につきましては、議案第20号と同様の理由であります。

次に、行財政改革行動指針に基づく組織機構改革により、課名の上下水道課を廃止し、生活環境課に変更するものであります。また、別表内の整理と修正をするために条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第20号について、質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 別表の関係なのですけれども、北部簡易水道の計画給水人口というのが、4,100人で良いのですか、1,400人ですか。

議 長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) 現行の条例には、計画給水人口については、1,400人と書いてあるわけなのですが、変更後4,100人でございます。これにつきましては、単純なミスが発見されたので、ここで訂正させて頂きたいというふうに考えております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

これより議案第20号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第21号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第22号 みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

**議案第23号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の制定
について**

**議案第24号 みなかみ町奨学基金条例の一部を改正する条例に
ついて**

**議案第25号 みなかみ町学童クラブ設置及び運営に関する条例
の一部を改正する条例について**

議長（傳田創司君） 日程第16、議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてから、議案第25号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 4議案、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第22号について申し上げます。

新治小学校の統合に伴い、須川・猿ヶ京両小学校が廃止されますので、学校施設の使用条例につきまして改正するものであります。

なお、新治小学校の体育館使用料につきましては、新たな施設になり、照明設備等も充実したことから、他の施設との均衡を考え、若干増額させていただき、併せて改正をするものであります。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

次に議案第23号について、申し上げます。

平成17年10月の合併以後、スクールバスの取り扱いについては、旧町村の条例を暫定的に運用して参りました。今回の提案は、みなかみ町としてスクールバスに関する条例を整備し設置するものであります。よろしくご願いいいたします。

議案第24号について、申し上げます。

現在、一般会計として取り扱われております奨学基金条例を定額運用基金として、歳計外にするものであります。

従来ですと毎年度、貸付金、返還金を一般会計歳入歳出予算として定めておりましたが、基金残高、貸付金、返還金の合計は常に変わりません。

従いまして、定額運用基金として取り扱うことによって、一般会計がスリムになる、事務の効率が良くなるなどの利点があります。よろしくご願いいいたします。

次に議案第25号について、申し上げます。

学童クラブの統廃合に関する条例の改正でありまして、「みなかみ町新巻学童クラブ」、「みなかみ町須川学童クラブ」及び「みなかみ町猿ヶ京学童クラブ」を廃し、「みなかみ町新治学童クラブ」を設置するものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず議案第22号について、質疑はありませんか。

3番林 一彦君。

3番(林 一彦君) 新治小学校に統合されるということで、ここの字句整理は理解いたしますが、旧猿ヶ京小学校体育館、また旧須川小学校体育館の貸し出しについてはどういうふうになるのでしょうか。

議長(傳田創司君) 生涯学習課長宮下達男君。

(生涯学習課長 宮下達男君登壇)

生涯学習課長(宮下達男君) 旧須川小学校並びに猿ヶ京小学校につきましては、現在今後のあり方について、今検討している段階でございます。

須川小学校については、幼児施設で今後検討するという中で、また猿ヶ京小学校については、有効利用の検討を今、委員会等で進めている段階でございます。

ただ、この体育館につきましては、その閉校する授業の支障のない範囲内では、希望があれば一応貸し出しするような方向で、ただ料金につきましては、旧料金を充用させていただくという方法で考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

議長(傳田創司君) 次に、議案第23号について、質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) 議案第23号について、質問させていただきます。

まず別表第1なのですけれども、この行政区名等々ございますが、この中で旧月夜野地区については所謂、中村区とか、「区」という表現なのですが、新治地区に入りますと、永井地区とか、猿ヶ京地区とか、「地区」という表現になっております。この語句の違う理由というものをお聞かせ下さい。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 地区によって、距離が定められている関係がありまして、その関係で地区というような形を取らせて頂いております。

議長(傳田創司君) 2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) 行政区についても広い範囲があるということですが、そうすると区分幼稚園の部分なのですけれども、ここに須川地区、笠原地区とあるのですけれども、谷地地区というのが追加されても良いのではないのでしょうか。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 検討の余地はあると思うのですが、まず第3条の(4)で、前項の規定のほか、教育長が特に必要と認める園児・児童及び生徒というようなことの中ですね、柔軟な運用も出来るようにはしてあります。なお、質問については検討はさせて頂きたいと思ひます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。
次に議案第24号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。
次に議案第25号について、質疑はありませんか。
2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） みなかみ町学童クラブの新巻200番地3というのは、どこの施設なのでしょう。

議 長（傳田創司君） 学校教育課長石坂武君。
（学校教育課長 石坂 武君登壇）

学校教育課長（石坂 武君） 誠に申し訳ありません。
訂正をお願いしたいと思います。

「208番地」ということで、現在の新巻小学校ということで訂正をお願いいたします。

議 長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） ということは、現在の新巻小学校ということですから、4月から新治小学校の施設内のどの場所を学童クラブに使うのでしょうか。

議 長（傳田創司君） 学校教育課長石坂武君。
（学校教育課長 石坂 武君登壇）

学校教育課長（石坂 武君） 今現在、クラス編成等を行っている関係で、決定は見ておりませんが、学校の方を通して、お借りをすることで了解を得ておりますので、この後、決定すると思います。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 24号で、これは間違いかと思うのですけれども、附則の適用が19年4月1日から適用するというのは、これは遡るのでしょうか。

議 長（傳田創司君） 学校教育課長石坂武君。
（学校教育課長 石坂 武君登壇）

学校教育課長（石坂 武君） 度々申し訳ありません。
「20年4月1日」ということでよろしく申し上げます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。
これより議案第22号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部の改正する条例について反対をいたします。

ご承知のように、かねてから、この建設が始まった頃から、地元からのたくさんの反対の声が持ち上がった中で今日まで来ております。

廃校の時期を迎える時期になってきておりますけれども、考えてみれば、須川小学校、そして猿ヶ京小学校、それぞれ使用可能な十分今後の使用に耐えられる。

しかも構築物としても優秀な建物であろうと私は考えています。特に猿ヶ京小学校については、それが言えると思います。

そういう2つの小学校を廃校して、新しい統合小学校にするということに対しての住民の意思として、今までの経過を見た上で考えてみますと、この統合によっての学校施設使用条例の改正については反対いたします。以上です。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

3番林一彦君。

(3番 林 一彦君登壇)

3 番(林 一彦君) 議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。新治小学校は、4月4日に開校式を行います。

それから、各小学校においても、閉校式が、猿ヶ京小学校はもう明日7日ですし、予定されて挙行される予定になっております。

今さらですね、統合反対の云々については、住民並びにそこに入学する児童達をいたずらに不安に陥れるだけでございますので、前向きな発言を、理解をお願いして、賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2 番(阿部賢一君) 議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

このたびの改正は、先の12月議会で学校設置条例の一部改正が議決をされ、この4月より新たに「新治小学校」として、スタートしますが、これら統合により廃止になる施設、また名称の変更になった施設の使用に係わる改正であります。

また、使用料金や一部の増額についても、他の施設との均衡を考えると、やむを得ない程度の増額であると思います。

町民も新しい施設を使用できることを大変楽しみにしております。そしてまた、4月より新しい新治小学校へ児童が通うことを大変楽しみにしております。

最初は統合に対して反対でも、もうすぐそこに新しい小学校として船出をしますから、どうか議員各位におかれましては、この統合に賛成をして頂き、未来を担う子供たちの健やかなる成長と一緒に応援していただきたいと思います。

以上、申し上げます賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第23号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） スクールバスの設置に関する条例の制定について、賛成討論を行います。

日本共産党は、教育は町の将来だけでなく、国の未来に関わる重要なことだと考えています。スクールバスの無料運行については、すべての児童・生徒に等しく教育を受ける権利が与えられるというふうに考えます。

10月のスクールバス運行委員会の答申を受けて、12月議会の一般質問で無料運行を求めましたが、無料・有料を含め検討中との回答でした。

新しく2台のバスを購入しております。安全運行で児童・生徒への教育効果がより一層発揮されることを期待して、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第24号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、みなかみ町奨学基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、みなかみ町奨学基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第25号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、みなかみ町学童クラブ設置及び運営に関する条例の一部を改正
する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号 みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する
条例について

議案第27号 みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
の一部を改正する条例について

議案第28号 みなかみ町有墓地条例の一部を改正する条例
について

議案第29号 みなかみ町浄化槽の清掃業に関する条例の一部
を改正する条例について

議案第30号 みなかみ町農業特別対策資金融通措置条例の
一部を改正する条例について

議案第31号 みなかみ町農業近代化資金融通特別措置条例
の一部を改正する条例について

議案第32号 みなかみ町総合農政推進資金融通措置条例の
一部を改正する条例について

議案第33号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する
条例について

議案第34号 みなかみ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例について

議案第35号 みなかみ町下水道設置に伴う水洗便所改造資金
貸付条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第17、議案第26号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正す
る条例について、議案第35号、みなかみ町下水道設置に伴う水洗便所改造資金貸付条例
の一部を改正する条例について、以上10件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 6月1日施行予定である「みなかみ町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する要綱」の制定に伴うことを主な理由として、条文の一部を改正する議案第26号から第35号までの10条例について、一括してご説明申し上げます。

10条例に主に共通しておりますことは、要綱に従いまして、「町税等」と表記されている箇所を、「町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金及び町営住宅家賃」と明記し、行政サービスの制限が、何を滞納することによってなされるかを明確にしたものでございます。

それ以外の改正点といたしましては、第27号及び第29号において、業務に従事する者への従業員証の携帯の義務づけ。また、第33号及び第34号の町営住宅等については、国土交通省からの暴力団排除の通達により、暴力団員関係者の入居を制限する条文を加えたものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず議案第26号について、質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) ただ今の町長の提案理由の説明で、所謂滞納者に対して、きちんとした姿勢で町が臨むということは、理解を出来るのですけれども、心情的に私考えるところに、所謂出産祝金に関しては、特例処置を取って頂けないかなというような感じがあるわけです。

今の町の状況、少子化の問題、非常に大きな課題があります。先程来、子供の所謂、医療費の無料化等々のことも、条例改正されているわけですけれども、子供というのは育てるだけでなく、産み育てると言うことが前提だと思っております。

産まれてこないことにはどうしようもないというようなこともあろうかと思えます。

そういう中で、これに関して技術的な問題の中で、所謂祝金は祝金として支出をする、そういう中から滞納しているものに関して、こう町がまた収納するということは技術的に難しいのかなあということについてお考えをお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 保健福祉課長阿部一司君。

(保健福祉課長 阿部一司君登壇)

保健福祉課長(阿部一司君) 今のご質問の最後の方にありました技術的な面というお話がありました、これにつきましてはですね、まず出産祝金は、6ヶ月以上町に住んでいることとか、申請は60日以内という規定があるのですけれども、申請があった段階で、子供が生まれたときに滞納があったかどうかという判断をするのですけれども、申請があった段階です、滞納があった場合は、申請者に勧告をして若干の融通はとっております。それを超えた場合はやはり該当しないということになってしまいます。それはちょっと技術的な面でございます。

それでこの出産祝金につきましては、議員ご承知でございますけれども、2万、10万、30万という金額を出しておりますが、これは全額町の負担でございます。

補助金とかあるものではないのですね。利根沼田で見ると、みなかみ町のこの子育ての制度、出産祝金の制度につきましては、一番高い金額の状態でございます。

ですので、ぜひですね、滞納のないようにしていただきまして、この出産祝金を受け取って頂きたいというふうに考えております。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) この出産祝金の条例を見せてもらったのですけれども、先ほど町長の説明された8つの条例のうちで、出産祝金の条例だけですね、出産日に滞納また未納がないと書いてあるのですけれども、この未納というのは区別しているわけですかね、当年度納めていないと言うことなのでしょうか。

議 長(傳田創司君) 保健福祉課長阿部一司君。

(保健福祉課長 阿部一司君登壇)

保健福祉課長(阿部一司君) その辺は、滞納も未納も実は一緒でございますけれども、別表に掲げております、町税等ですね、一般的に税金については滞納という言い方をしたいと思います。

別表に掲げておりますのは、町税以外に保険料ですとか、保育料ですとか、使用料などを掲げておりますので、こういったものも含めまして未納のないものとさせて頂いております。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 先ほど、技術的問題という話の中で、課長の答弁、所謂町の単独事業なのだという答弁でした。ということになると、県、国という段階での縛りが無い、所謂町の単独で方向性を定めることが出来るというふうに私は解釈するのですけれども、所謂若い人たちが大変な思いをして、今生活をしているという状況の中でも、子供を産みたいという状況があると、そういう中で町がやはりそういう人たちに手を差し伸べるんだという姿勢を示すことも、私は良いのかなというふうに思います。

そういう中で町の単独の予算と言うことになれば、所謂技術的な問題というのは、出産祝金を一度、差し上げると、そういう中から未納の部分に対しては、払って下さいよということにすれば、若い人たちの生活負担の軽減の一助になると思うわけです。

町のお金は行ったり来たりの話になるので、そういうことの中で、その辺の技術的、それは首長の判断でできると思うのですけれども、その辺、技術的には可能かどうかということについて、もう一度お願いいたします。

議 長(傳田創司君) 保健福祉課長阿部一司君。

(保健福祉課長 阿部一司君登壇)

保健福祉課長(阿部一司君) 仰っていることは分かるのですね。一旦払ってから貰えばいいでしょうということなのですが、実は私どもは、法令、条例に則って事務をやっております。

今までの経緯を申し上げますと、やはり滞納、未納がありまして、該当しない方もいらっしやいます。やはり公平性を保つためにですね、じゃ今から先にお渡ししますから下さ

いということをやりますと、じゃ今までの方はどうだったのか、あるいは滞納があっても、「いや行けば、貰えるよ。」っていう、こういうことが広がりますと、今町は滞納整理室まで設置をいたしまして、滞納金額を減らしている状況でございます。

そういったことから、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、これを進める保健福祉課といたしましては、子育て支援はしっかりやる、だからと言って滞納を許すと、そういうものではないというふうに考えておりました、条例に沿いまして、仕事をさせて頂いている状況でございます。よろしく願いいたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ただ今、課長が申し上げたとおりでありますけれども、技術的面と高橋議員言われるように、いろいろと考えられると思います。

そういうことも念頭におきながら、お祝いをしたりですね、町としてはお祝いが出来たり、また税を納めてもらえるように、いろいろとまた知恵を絞りたいと思っておりますので一つよろしく願いいたしたいと思っております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第27号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第28号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第29号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第30号について、質疑はありませんか。

3 番林一彦君。

3 番（林 一彦君） これは滞納していれば、こういう利子補給とかをしなないということなのですが、もし不慮の事故等でそういった支払いが物理的に不可能になった場合の再考というのですかね、そういった余地はあるのですか。そういう対応はされているのでしょうか。

議 長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 議案第30号のみなかみ町農業特別対策資金融通措置条例に関してですが、現在、これに関しては実際借り手がおりません。特に今現在は検討してございません。

対応については、現在は検討しておりません。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ただ今、課長の方から答弁がありましたように、現在該当者はないということでもありますけれども、今後、そういうことが想定、申込みを受けて該当者が出る可能性があろうと思います。

そういう中であって、今林議員が言われるような一つの不慮の災害・事故等があった場合にはどうするか、これはやはり今から考えておく必要があると思います。

現段階では考えておりませんが、そういう場合を想定して、どのようにすべきかを検討しておきたいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに議案第30号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第31号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第32号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第33号について、質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 滞納の税の種類の中に、国税があるのですけれども、この国税の滞納というのは町で調査できるのですか。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） 調査は出来ません。納税証明書、納めたという完納証明書を提出して頂いております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第34号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に議案第35号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより議案第26号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7 番原澤良輝君。

(7 番 原澤良輝君登壇)

- 7 番 (原澤良輝君) 出産祝金支給条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。
- 子供を健やかに産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、誰もが一人の人間として尊重され、支えあい、助け合う中で、安心や安全、ゆとりを感じながら、健康で生きがいをもって暮らすことのできる町を目指します。これは町総合計画の基本目標のはじめにある言葉です。
- 若者は、大人たちが決めた派遣労働の規制緩和で日雇いや登録派遣、さらに偽装請負などで不安定な労働環境にさらされています。正社員と同じ仕事をして半分に賃金しかもらえない非正規労働者が若者の半分にもなっております。
- 町は、こうした中で子供を産みたいと頑張る若者に対して、出産祝金の支給をしていますけれども、税金を滞納していなくても、「出産日に未納」があるだけで支給停止しています。これでは、子育て支援の計画を作っても意味がないのではないかと思います。
- 滞納問題の解決というのは、懲罰的な方法ではなくて、個々に具体的に生活相談等に乗しながら、その問題自体を解決していかなければ、全体が解決できないと思います。
- 過去の借金のツケと、国民いじめのような「構造改革政策」の結果、地方の交付税が減ったというようなことを、若者に負わせるようなかたちになってくる、この出産祝金支給条例の改正には反対を表明して討論といたします。

議長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

1 4 番鈴木幸久君。

(1 4 番 鈴木幸久君登壇)

- 1 4 番 (鈴木幸久君) 議案第26号について、賛成討論させていただきます。
- 信頼されるべき行政は、公平・公正、これに尽きるものであります。
- 我が、みなかみ町民として、権利の主張をするときには、義務の遂行もしなければならぬと思います。どのような理由があっても、善良な完納をしている人たちに言い訳は通用しません。ただ、この条文に対して、情けという魂を入れるのであれば、条例の入口に高々と掲げるのではなく、出口にそっと置けばいいのだと思います。
- 以上賛成討論といたします。

議長 (傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第26号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長 (傳田創司君) これより議案第27号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第28号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 町有墓地条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

小泉・安倍内閣の構造改革政策で、労働者はリストラされ、正社員をアルバイトや派遣職員に置き換えるなどして、本来、労働者に支払う賃金を支払わなくて、労働者は非常に苦しい状態におかれております。

滞納問題の解決というのは、基本的には懲罰的な方法でなくて、個々の生活相談に応じながら解決しなければ、次から次へとこういう問題が起きてくると思います。

サービスの制限を実施しても根本的には解決にならないと考えます。

財政非常事態宣言を出すような、過去の借金のツケというふうなことがあると思うんですけども、その結果を、町民に責任を負わせるようなかたちで、墓地条例を改正して、サービスの制限をするということには反対を表明して討論とさせていただきます。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

14番鈴木幸久君。

(14番 鈴木幸久君登壇)

14番(鈴木幸久君) 議案第28号について、賛成討論させていただきます。

先ほど、述べましたと同じように、信頼される行政という観点に立ち返って、墓地の条例にしても、下手なやり方をして儂い条例にしてしまっただけは何にもなりません。

すべて町民は、権利と義務が一緒にあるということを実感した上で賛成討論とさせていただきます。

議長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、みなかみ町有墓地条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第28号、みなかみ町有墓地条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第29号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。
議案第29号、みなかみ町浄化槽の清掃業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第29号、みなかみ町浄化槽の清掃業に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第30号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 農業特別対策資金融通措置条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

反対の理由については、墓地条例と基本的には同じです。滞納問題の解決については、懲罰的な方法でなく、個々の生活相談に応じながら、具体的に解決しなければ根本的解決にはならないというふうに考えております。

中国産冷凍ギョウザから猛毒の農薬が検出をされ、食べた人から被害者が出たことは食の安全・安心に対する国民・町民の関心を集めています。

輸入食料が6割を超えて、安い米や野菜などの輸入により、農家は生産者価格の低下に苦しんでいます。米の労働報酬は一日256円と最低賃金にもなっておりません。

また、畜産農家はアメリカの経済政策失敗による、投機資金の原油市場や穀物相場への流入などを原因とする飼料高に加えて、ミネラルウォーターより安い牛乳価格に泣かされております。

町の借金のツケと農民いじめの輸出大企業優先の構造改革政策の結果の責任を農家に負わせるような農業特別対策資金融通措置条例の改正に反対を表明して討論といたします。

悪質な納税者について、助けるというふうな意味での発言ではありませんのでお断りしておきます。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
3番林一彦君。

（3番 林 一彦君登壇）

3 番(林 一彦君) 議案第30号、みなかみ町農業特別対策資金融通措置条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

町税及び保険料、保育料、使用料、負担金、分担金等の料金は、通常の生活を営む上で負担にならない程度の額と設定されております。

また、町民には、その税等を納める責務があり、それによりまして、町の財政運営が成り立っております。また、この滞納を許すことは、住民秩序が保たれません。

万が一不慮の事故等により、支払いが困難な場合の対応も考えていただけるようでございますので、これによりまして議案第30号に賛成いたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、みなかみ町農業特別対策資金融通措置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第30号、みなかみ町農業特別対策資金融通措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第31号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

反対の理由については、農業特別対策資金融通措置条例と同じです。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

3番林一彦君。

(3番 林 一彦君登壇)

3 番(林 一彦君) 議案第31号、みなかみ町農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。賛成理由につきましては、先ほどの第30号と全く同じでございます。公平公正であるべきと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、みなかみ町農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第31号、みなかみ町農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第32号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案32号、みなかみ町総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

反対の理由については農業近代化資金融通特別措置条例と同じです。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

1 6 番（鈴木 勲君） 議案第32号、みなかみ町総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論を行います。

この条例の目的は、農業を取り巻く諸事情に対応した農政の推進を図るためであり、農業者に対して、融資機関が行う農業経営と農村生活の合理化に必要な資金であります。

円滑にするために利子補給の措置を講じ、農業の振興を図るものでありますので、議会皆様のご賛同をご理解いただきまして、この案件については賛成をお願い申し上げて、そして、町の融資滞納者についてはやはり断固として対策を取らなければいけないと思いますので、賛成の立場からの討論といたします。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、みなかみ町総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第32号、みなかみ町総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第33号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

反対の理由は、議案28号、墓地条例と同じです。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

4 番 (山田庄一君) 議案第33号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

近年の情報化社会での町営住宅入居者の公募方法をホームページを含めること、入居者の資格に関する改正、連帯保証人の責任の明確化であり、町営住宅入居者の適正な審査と、住民が公平な負担でかつ安心して生活できる管理運営を望むものであり、議案第33号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての賛成討論といたします。

議 長 (傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第33号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長 (傳田創司君) これより議案第34号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。先ほどの町営住宅も同じなのですが、暴力団の入居等については規制することは当然であります。反対の理由については、33号の町営住宅管理条例の一部を改正する条例と同じです。

議 長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

議 長 (傳田創司君) 12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

1 2 番 (小野章一君) 議案第34号、みなかみ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

あらゆる公共賃貸住宅の管理運営は、適正に行われなくてはならないのが原則であります。この条例改正では町営住宅同様、町の運営する賃貸住宅の家賃未納問題の解決、また安心して暮らせる公共住宅を目指しての条例改正であり、連帯保証人の責務の調査、親族以外の同居の規定、特定公共賃貸住宅の明け渡し請求の明文化等であり、今後の賃貸住宅の管理運営が適正に行われることを期待し、賛成討論といたします。

7 番 (原澤良輝君) 議長。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 議長、ちょっと休憩をお願いします。

議 長 (傳田創司君) 暫時休憩いたします。

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。
議案第34号、みなかみ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第34号、みなかみ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第35号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 下水道設置に伴う水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。反対の理由については、議案第28号、墓地条例の改正と同じです。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
16番鈴木勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16 番（鈴木 勲君） 議案第35号、みなかみ町下水道設置に伴う水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論いたします。
貸付条例一部を改正する条例につきましては、諸税及び受益者負担金及び町営住宅家賃を完納したものとされておりまして、これについては、これを完納した者に対して貸付をするということでございます。やむを得ない処置でございますので、以上申し上げ賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。
議案第35号、みなかみ町下水道設置に伴う水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第35号、みなかみ町下水道設置に伴う水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。13時10分より再開いたします。
（12時22分 休憩）

（13時13分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第18 議案第36号 訴訟の提起について（町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求）
議案第37号 訴訟の提起について（町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求）

議 長（傳田創司君） 日程第19、議案第36号、訴訟の提起について（町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求）、議案第37号、訴訟の提起について（町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求）は関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第36号、議案第37号、2議案一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第36号の訴訟理由でございますが、名義人である議案に記載のある者は、昭和48年2月より現町営高日向住宅D号棟204号に入居し、平成13年12月から本年2月までの70ヶ月分、783,920円が未納となっております。

町営住宅の家賃滞納者の中でも、支払いの意思が希薄であり、文書や訪問等による再三の納付指導にもかかわらず、納付が滞っている悪質な滞納者であります。

町意思表示としては、町営住宅明渡し通知書を配達証明便で発送いたしましたところ、名義人が受け取ったとの郵便物配達証明書が届きましたが、それに対しまして、退去する様子もなく、また納付や弁明する旨の連絡がないまま現在に至っております。

以上のことから、訴訟により明渡しを行う以外に方法はないと判断し、町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求をする次第であります。

次に、議案第37号の訴訟理由を申し上げます。

名義人であり、議案に記載の者は、平成10年7月より現町営鹿野沢住宅L棟401号室に入居し、入居後4ヶ月間の使用料を納付しただけで、平成10年11月から本年2月までの連続112ヶ月分、2,503,700円を未納しております。

町営住宅使用料の支払い意思が全くないと言わざるを得ません。

以上のことから、訴訟により明け渡しを行う以外に方法はないと判断し、町営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求をする次第であります。

以上の両議案の名義人に対し、今後これ以上、町営住宅を使用させることは、毎月定められた使用料を納付している他の入居者に対して、公平性が著しく保たれないことから、訴訟により強制退去させることを目的とするものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第36号について、質疑はありますか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 今、町長から説明がありましたので、大体状況は分かりましたが、お聞きしたいのは家賃の滞納期間もかなり長いわけですが、家賃滞納の時効というものは、どうなっているのかが一つ、それから入居するときに通常、民間でもそうですが、万一の時に備えて、所謂滞納等が発生した場合に備えて連帯保証人をつけいるのが大体通例ですが、その連帯保証人が、何処の誰で相手ははっきり把握しているのかどうか、またその人との話し合いがどのように進んできているのか、その点を明らかにしていただきたいと思えます。

議長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） まず、時効でございますけれども、5年でございます。

つづきまして連帯保証人でございますけれども、48年当時に入居したということでございますけれども、名前は2名ほどが連帯保証人で名を連ねておりますけれども、現在死亡しておりますし、またその連帯保証人が、昭和48年ということで古くてないという状況でございました。以上です。

議長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 時効は5年ということと、連帯保証人が48年当時であったけども、死亡しているということで、その後は今いないということで解釈してよろしいのですかね。

それともう一つは、こういう法的な手段を講じて、町営住宅から町民をまあ出ていってくれということでもってやることは、合併後初めてでありますし、それ以前にもなかったかと思うのですが、そういう点で、今回こういう措置に踏み切った基準というものは何を根拠としているのか、ちょっと明らかにしていただきたいと思うのですけれども。

議長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） まず経過でございますけれども、合併当初、町営住宅の滞納家賃は約3,300万円ございまして、19年3月には増えまして、4,448万円と、1,200万円ほど増えたのですが、滞納整理室が出来まして、公営住宅につきましても圧縮を図るべくいろいろな手立てを考えました。19年4月に圧縮すべく、家賃滞納整理事務要項なるものを策定いたしまして、どういう所動から、どういう結果までという一連の要項を定めました。

それに基づきまして、5月に地域整備課の職員と支所の職員で全世帯を全部回ろうということから、始めまして、文書を置いてきたり、電話ではダメだと言うことで、全部面会を求めたわけでした、約2ヶ月かけまして、夜間まで含めまして、やっと全員の面会が済んだということでございます。

その中で、今まで滞納してきたわけですから、一括納付というのは無理でございまして、分納制約によるということで、分納制約をいただいたわけでございます。

ただし、分納制約は一応、今までの公平性を保つために、5年以内に滞納した家賃を払って頂くという計画と、尚かつ現年度分をお支払いして頂くという条件にしまして、今現

在27名の方々が分納制約に基づいて、5年間の中で返済しますということで今進んでおります。

但し、残された方につきましては、やはりいろいろなデータや訪問の関係で困窮極まりないという方が2名ほどおりましたけれども、その他の5名が悪質であるということ判断いたしまして、それでやはり後で言った、言わない、もらった、もらわないということにならないように、配達証明書付きの郵便で催告書、退去勧告、最終催告ということで、最低でも4回ほど、送付しまして、何ら払おうという意思のないものにつきまして、今回2名の方を民事訴訟の提起にしたということでございます。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 民間のアパートをもし滞納していた場合、まあ3ヶ月連続で滞納すれば、大家さんは何らかの対策を打つと思うんですけども、112ヶ月、70ヶ月、旧水上町では、なぜこれらについて放っておいたのですか。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長(若桑一雄君) 過去の交渉履歴等も見ましたが、文書催告、督促というものは出ておりました。ですけれども、連帯保証人のところまで行ったことは1回もなかったようでございます。今回から、去年4月から連帯保証人の方々まで、巻き込んで納めて頂くと、それに合わせて、町と連帯保証人共々、滞納者に対してお金を払って頂くという強力な戦略を練った次第でございますけれども、なかには心ある連帯保証人につきましては、確か3名かと思っておりますけれども、連帯保証人の債務を履行するということで、お支払いをして頂いた方が3名ほどございます。それで確かに、先ほど申されたような民間では3ヶ月ということでありまして、それが連帯保証人にお金払って下さいと、一緒に滞納者に対して、共同戦線で払うようにしましよと、一先ご連絡しますと、一番最初に言ってくるのが、なぜ今ごろということは、常に非難をされ、指摘を受けたのですけれども、それに対しては陳謝をしてきておまして、それで理解をいただいているのが今の現状でございます。以上です。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) そうすると、旧水上町では、文書を送ったり、督促状を出してただけで、特に一年滞納しようが、二年滞納しようが、面会もせずに放っておいたということですか。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長(若桑一雄君) 面会をせずにということはないと思います。その履歴が無いということ。滞納訪問をして来たけれどもということはお聞きしますが、何月幾日に誰が来た、あるいは誰の所を訪問して、いくらもらったとか、そういった履歴がなかったということでご理解頂きたいと思っております。訪問がなかったということではございません。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 記録がなくて、履歴がないのにどうして面会はしたと分かるのですか。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長(若桑一雄君) 当時の職員の方々にもお聞きしまして、いろいろな家の家族構成や家

の内情を知っているということは訪問しないと知り得ないこともありますし、また滞納している方々も、誰々さんということで話をされております。ですから、訪問はしていると思います。

議 長（傳田創司君） ほかに議案第36号について質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 先ほどの説明の中で、所謂70ヶ月の78万某、112ヶ月の250万某という金額が、提案理由の説明の中でありました。

その金額というものは、あくまでも家賃ということなのでしょうか。

延滞金なり、損害金なりというものが当然発生するのではないかと考えがあるのですけれども、その辺についてと、時効ということになってくると、5年以上遡ったものに対しては、この金額についてはどういう手立てを取っても取れないということになるのかということと、約10年間、9年4ヶ月、片方の人はいたと、先ほどの島崎議員との重複するような質問になろうかと思うのですけれども、所謂居座った方も居座った方だともいえますけれども、しかしながらそこまで置いた方も、置いた方だと思います。まあ職務上、為すべきことを怠った不作為な結果だと言わざるを得ないと思うのですよね。

やはり行政に携わる、その執行者のきちんとした説明責任というものを果たしてもらわなければ、非常に行政に対する不公平感というものを町民は持つということになってしまふ、その辺について、きちんとした責任の所在というのかな、そういう部分においてまで、はっきりしていただきたいと思うのですけれども。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） 過去に分納誓約書も何回かもらっております。そのたびに訪問しなかったということではありません。

但し、空手形ということで約束どおり、支払われていなかった、そののいつも繰り返しだったという状況でございます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 議案第36号につきまして、ただ今、縷々説明があったわけでありまして、けれども、過去に何回となく催告しても、応じなくて現在に至っていると、そういうことから行政責任ということからしてもですね、このまま放置していくわけにはいかないので、今回このような措置をとったということです。この機会にしっかりと行政としての方向を示しませんと、やはり同じ入居されている皆さん方にもご迷惑がかかりますし、また他の町民に対しての公平公正性等から判断したときに、このまま放置は出来ない、そういう意味で行政としての責任を取るべく、ここで決断をしたということでもあります。

10番（高橋市郎君） 先ほどの質問で、78万円某が純粋な家賃で、あとの損害金とか、延滞金であるとかの答弁がなかったと思うのですけれども。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） 78万3,920円は、純粋なる町営住宅の家賃でございます。

それで1月中旬かと思っておりますけれども、1月中旬までに退去してくれという退去勧告を出しました。それ以降につきましては、家賃ではございません。公共施設の不法占拠とい

うことでございますので、近傍類似のアパート代をもって、これから請求していくということになろうかと思えます。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) ということは、滞納した金額に対しての金利ないし、損害金というものは発生しないという解釈でよろしいのでしょうかということと、もう1点は、訴訟にかかる費用というものは、どのくらいかかるものか、この2点についてお願いします。

議長(傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長(若桑一雄君) まず、先ほどの金額について、延滞金は見ておりません。それに対しても要求するつもりはありません。と言いますのは、今まで先ほど4千円という金額は、延滞金がかかっておりません。取り敢えず、全部一つの線として、一応全部回って、すべて押さえてから延滞金というものをかけるということは考えておりますけれども、この金額の中には延滞金は入っておりません。

それと訴訟費用でありますけれども、30数万円かかると思えます。

こういったものが多くなると、弁護士費用がバカにならないものですから、それに対応した職員づくりも段々していかなくちゃならないと思えますけれども、本町営住宅では、結果的には悪質と言われる人は5人でございますことから、それを分納制約のとおり納まってこなかったときは、今後また、次の議会に付議しようかと思えますけれども、納まってきた場合には、この2人で終わるかなというものもありますし、今までの町営住宅の取り立て方が甘かったということだと語弊があるのですが、町民がなかなかここまでやるとはという認識をしていなかったということもありますので、こういう機会を利用してですね、払わないと時効ということになってしまえば困りますので、こういったことを周知しながら、滞納の圧縮に努めていきたいと思えます。以上です。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 今のご質問の訴訟費用ですけれども、今回は町営住宅の関係ですけれども、それ以外の税等でも、こういう問題が発生するかもしれません。

したがって、訴訟関係の1件当たりいくらということはお出しておりませんが、したがってこれからある程度の予算というものは税等を含める中で、ある一定規模の予算を確保しなければならぬかなと思っております。

今の弁護士さんですと、大体1件扱うに当たりまして、大体30万円とかですね、そういうことを聞いておりますので、今課長の方もそういう話だと思うのですが、今後、件数如何によってはある程度の予算を確保しなければダメかなと思っております。

議長(傳田創司君) ほかに議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

議長(傳田創司君) 次に議案第37号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

議長(傳田創司君) これより議案第36号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8番(穂苅清一君) 議案第36号の訴訟の提起について、町営住宅の家賃が滞納しているが故に訴訟が提起されて、町営住宅を明け渡しをしなくてはならない事態に対しての議案が出てきたわけです。

合併後、初めてのケースであり、すでに昨年の9月の段階でも、町税公共料金納付の公平性と滞納処分強化を求めるといふ議員発議の議題が可決しております。

それに基づく町の執行かなとも感じられてしまうのですが、今町長は行政責任、今までのですね、そういうこともあるというようなことを言っておりますが、これは旧水上町のこともあって、やはり今の町に引き継がれているわけですから、それは当然今の町にも責任があるというふうに思わざるを得ないわけですが、しかし、それが責任というのは具体的に行政の業務の怠慢だったのか、あるいは変な考え方ですけれども、思いやりがあったのかというふうにも感じられてしまうわけです。

私はこういう初めての事態に対して慎重にやはり考えるべきではないかと思うのです。俗に言いますように、衣食住足りてやっと幸せは獲得できるわけですが、その住を、この件については、居住者については失うことになりかねません。

それぞれ実情に合わせた今までの中での入居者自身の生活とか職業とか、そういったこともいろいろ全体を考慮した上で、財産とかですね、そういう今後の対応についての話し合いは今までしてきたのかどうかってことも非常に、話し合いっていうものは一方的な文書を通知するだけでは話し合いにはならないと私は思いますし、そういう点で考えた場合に、じゃあ内容証明出して、ハンコを押して返ってきたと、中身を見ないうちにハンコを押すわけですから、開けて見てびっくりということでも多分、訴訟を起こされたってことで、びっくりするのが普通ではないかっていうふうに思うわけです。

そういう点で考えた場合に、ちゃんとした話し合い、第3者がいれば、連帯保証人がいれば、ちゃんと連帯保証人も含めて、3者で話し合いをするというのが筋で、そういうことが行われて来てなかったということも今回、この問題についても明らかになってきております。

そういう点では、町営住宅をやはり追い出すということは、住を奪うことで、場合によっては今後、そういう方が出て、ホームレスになりかねない、そういうことも発生します。一番最初だから、何か見せしめに厳しくやればいっていいというふうなことも感ぜられるわけですが、やはり原則的に考えた場合に、地方自治法とかあるいは憲法第25条があるわけですが、そういう精神から言った場合に住民のやはり安全や幸せをちゃんと確保していくのが地方自治体の責務ではないかというふうに私も考えます。

町長は、常々町民の生命と財産を守るってことを言っておりますけれども、こういうことが続々出てくるとなると、生命財産を守るどころか、それはやっぱり脅かしてしまうような事態にもなりかねないということを私は懸念するわけでありまして。

そういう点で私は議案第36号については承認するわけにはいきませんので反対討論とさせていただきます。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、訴訟の提起について(町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求)を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第36号、訴訟の提起について(町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求)は原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第37号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 議案第37号、同じく訴訟の提起についてであります。これも町営住宅に長年住んでおまして、先程来、説明がありましたけれども、初回、一番最初に納付したままでその後は滞納になっているということで、10年近くになります。

すでに時効は完成している、所謂時効の援用を利用すれば、金額についてはこの半分にならざるを得ませんけれども、時効を経過した家賃が残っており、こういう点で考えた場合に先ほどの質疑の中で、町の責任が出ましたけれども、当然のことながら、10年間今まで放置していた、その前にもっとちゃんときちんとすべきことがあったのではないかと、いうことを感ぜられるわけです。

そういう点では、当然旧町を含めて、責任者がそれなりの責任を取るべきであると私も考えます。それを入居者に転嫁していくというような姿勢、入居者に対する、もう少し生活も、今後の生活はどうなるのか、どうしていくのか、そういう考え方や気持ちをくみ取って話をしていく、説得していくことも大事ではないかと思うんです。

先ほどちょっと36号の中で、37号の議案が若干出てしまいましたけれども、そういう点も考えれば、尚更そういう相談の窓口体制というものが町の中に必要ではなかったか、ということも考えられます。

今後についても、そういう滞納者を含めて、町税・公共料金等の滞納者を含めて、そういう人たちに対する親密に、気軽に相談できる、やはり町の中の相談窓口体制というものもちゃんと確立していて、ただ単に取り立てれば良いんだということではなくて、そういうふうな方向もやっぱり考えながら、こういう問題について対処していくべきであろうと、私は考えるのであります。

そういう点でいきまして、37号の訴訟の提起、町営住宅の明け渡しと裁判を起こすということについては反対せざるを得ません。以上です。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、訴訟の提起について(町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求)を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第37号、訴訟の提起について(町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求)は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第38号 みなかみ町簡易水道事業特別会計の水道料金債権の放棄について

議案第39号 みなかみ町水道事業会計の水道料金債権の放棄について

議長(傳田創司君) 日程第19、議案第38号、みなかみ町簡易水道事業特別会計の水道料金債権の放棄について、議案第39号、みなかみ町水道事業会計の水道料金債権の放棄についてを一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第38号、議案第39号、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第38号についてご説明を申し上げます。

最高裁判所の判事を受け、総務省は平成16年11月18日付け事務連絡により、水道料金債権の消滅時効は、民法173条1号の規定により、2年と解する旨の行政解釈に変更されたことにより、不納欠損を行っても、水道料金の債権は消滅しないため、みなかみ町簡易水道特別会計の水道料金23万7,554円、債務者21件を倒産・破産及び債務者の所在が住民票等で調査しても不明により料金徴収ができないことから、地方自治法第96条第1項第10号により、権利を放棄して会計の整理をするものであります。

次に議案第39号につきましては、議案第38号と同様の理由によりまして、不納欠損を行っても水道料金の債権は消滅しないため、水道事業会計の水道料金186件分、8,935万3,148円を、次の理由により債権放棄を行うものであります。

最初に民事再生法により債権を免れた者、倒産・破産及び債務者の所在が住民票等で調査しても不明な者、債務者が死亡し、債務を相続する者がいない等の理由から、料金徴収ができないため、地方自治法第96条第1項第10号により権利を放棄して会計の整理を行うものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第38号について質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) サンデンの債権の内容と、経過について、それから金額について教えてもらいたいのですけれども。

議長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) ただ今のご質問、サンデンについてでよろしいわけですか。ちょっと休憩をお願いいたします。書類を調べます。

議長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) サンデンでございますが、金額につきましては、2,054円でございます。

議長(傳田創司君) ほかに議案第38号について、質疑はありませんか。

1番前田善成君。

1番(前田善成君) なぜ、この時期に債権放棄の手続きをすることになったのですか。

議長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) ただ今の質問でございますが、なぜこの時期に債権放棄を行うのかということではありますが、いつか誰かがやらなければならないわけですから、今回させていただきました。

議長(傳田創司君) ほかに議案第38号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

議長(傳田創司君) 次に議案第39号について、質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 議案第39号の債権放棄の金額がですね、8,935万円と結構大きな金額です。まあもっと早くですね、手を打てなかったんかなと、非常に思います。

債務者の中に、ひがきホテルという名前がここにありまして、これについては旧水上町です。副町長はですね、このような金額まで放っておいたことに対して、どう思っているのか、ちょっと教えて欲しいんですけども。

議長(傳田創司君) 副町長腰越孝夫君。

(副町長 腰越孝夫君登壇)

副町長(腰越孝夫君) この滞納等々の問題については、常日頃から行政の中では頭を抱えてきている問題でありました。この状況については、私も当時、滞納あるいは未納関係の未収金対策検討委員会を立ち上げ、そこに当時の収入役が頭になって、それぞれ対応してきた経

緯がございます。非常に遺憾なことでありますけれども、当時の状況のなかではそういう対応をして来たということをご理解をいただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 全国各地の温泉地が時代の流れによって、下り坂、客数が減り、人口が減り、大変になったということはこれは理解しています。

ただ、そうは言ってもですね、町の財政を預かる町長なり、行政の責任者がですね、世の流れや不況だからということを経済を理由に滞納を放置しておいたのはちょっと責任があったんじゃないかなと思います。

検討委員会を作ったということで今聞きましたけども、ただメーターを止めるとか、きちんとした対策打てなくて、結局問題がここまで合併後まで流れてきてしまったということで、副町長については大変責任があったんじゃないかなと思いました。その辺については、本人もまあどう思っているんでしょうか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） この水道料金の関係については、決して水上だけではありません。

旧新治もあります。そういう中で、水道料金の回収等については精力的に職員も良くやってくれておりますけれども、やはりこれだけのものが残ったという現実ですよ。

これをいつか、誰かが決断しなければならないという、先ほどの答弁のとおりなのですが、私が決断をしたということなのです。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10 番（高橋市郎君） 確かに、いつか誰かがやらなければならない、決断をなされて、この処理をするということ、英断だと思います。

しかしながら、この処理をしたから、この金額が消えるわけではないですよ。これ、誰かが払わなくちゃならない、これを町民が払うんです。そのこと、先ほどのいろいろな質疑応答の中にもあったように、行政は公平でなければならないと、どうも公平感、不公平感というものを持たれるような状況というものが、現状あるということだけは、長年執行者におられた方々は、きちんとその辺をご理解頂きたいと思うのです。

そして、その説明というものをきちっと果たして頂いて、やむを得ない処置だなというふうなことになるのであれば、今後の水道事業の改善というものが危うくなるのではないかなというふうに私は思います。

そこでですね、質問ですが、ここに39号の③にある放棄する事項及び放棄額の中に、金額とそれぞれの原因というものが載っているわけですが、いわゆる情報の開示が非常に少なかった、全協の中で情報を提供して頂きたいという話の中で、我々に情報を提供していただいたのが、ここにあります。

これは番号も所在地も氏名も空欄で、金額と備考欄がある、この中でどうも分からないのが、一点あるのですけれども、倒産・死亡であるとか、行方不明というのは分かるのですけれども、援用有りというのが相当数ありますよね。

しかも18年、19年、最近は20年の1月18日に援用有りというのが見えるのですけれども、この辺はどういうことなのか、ご説明頂きたいのですけれども。

議 長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) ただ今の質問でございますが、援用につきましては、個人的に有利になるということで、時効を、私は払いませんという意味を表示した場合ですね、現在水道は以前にもお話ししましたように、民法でございますので、2年を経過したものについては、支払う意思がない場合は時効が成立してしまいます。それが援用でございます。

10番(高橋市郎君) それは、こっちのどこに書いてあるんですか。

議案39号の下の3番目の。

議長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) ここには入っておりません。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 入ってないということは、8,900万某の金額には、いただいた資料は入ってないということなのですか。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 今、高橋議員の言われる行政の責任の話を買頭されました。勿論、それは責任があります。それで、その公平の中でやはりこういう公共事業はやっていかなければならない、しかし、現実問題としてこういう結果が出てしまっている、今回不納欠損というのは、債権放棄しますことは、これは水道会計の累積赤字の方へ当然行きますから、町民の関係される方がこれをまた払わなくちゃならないという一つの問題があるわけですね。私も、町の町長に就任してから、一番心配したのが、この水道と下水道問題なのです。

それだけに、行財政調査会の方からも答申をもらったり、それから検討委員会の方からも改革案というものをもらいました。それをですね、まずは着実にやっていくことが、大事であろうということで、今料金改訂の問題点等に取り組んでいるわけです。

しかし、やはり料金、こういう今景気状況ですから、できればあまり料金を上げたくはないのですけれども、やはり上げないと健全性を持った水道会計が出来ない、出来なくなるとやっぱりいろいろと公債の繰上償還とかですね、そういう問題にみんな影響してきますので、やはりしっかりと計画を作って、それに基づいて経営をして行かなくてはならないという状況にあるわけです。

しかし加えて、考えたいことは、何とか水源の地域に在るだけに水道料金を何とか下げる方法はないのかということも、今合わせていろいろと検討もしたり、またある程度の構想も持つ中で、県や国の方にも交渉して、この水源地域に何とか下水道にしる、水道にしる、上手くある程度の健全性を持つ中で事業が出来ないかですね、そういう方向についていろいろとお願いしているというのが現実であります。

大きな問題です。みなかみ町にとりまして、この水道・下水問題は、極めて大きな問題でありますから、真剣に取り組んでいきたいと考えております。

議長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) 先ほどの質問なのですけれども、総合計としまして、9,273万458円ございまして、先ほどの援用の関係につきましては、56件ありまして126万3,

240円でございます。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 町長の答弁のとおり、過去のことをとやかく言ってもしょうがないというのは、確かにそのとおりだと思うのです。

しかしながら、どういうことでも、良く言われることが再発防止策ということできちんと対策を講じて、過去の処理はしなくてはならない、しかしながら将来において、こういうことが2度と起こらないように、処置を講じるんだという方針をきちんと示してもらわないと、町民、公平感を持って水道料金を払うということに至らないのかなと思います。

そういう今後の対応策というものをきちんと示して、やれるのか、所謂、現状でも分納制約なり、いろいろな中で水道料金の収納に努めている、しかしながら、これだけの金額、倒産にしろ、いろいろ事業をしている人たちにおいては、水の供給というものが所謂生命線だという話もあります。

しかしながら、タダのものを上げるわけではなくて、金額の優良なものを供給しているのであって、そういうことなかで延命処置を図られて、倒産されたり、自己破産されたりして、そのツケがまた町民に回ってくるようなことがあったら、これはまた町民は不公平感を余計に感じるようになると思います。

先ほどの所謂出産祝金は、未納があればダメですよと言う、水道料金は未納があっても分納誓約をすれば、継続して供給しますよという、この辺だって既に心の中に、感情の中には納得のいかないものを感じるわけですけども、それは論外になってしまうかもしれませんが、所謂、今後の再発防止策についてはどのように取り組むのか、町長のお考えをお聞きしたい。

議長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) まず、最初に高橋議員が仰るように、分納制約をいただいて、1年なら1年は、滞納分と現年度分をもらいながらという、そういう方法の一つあります。

あとは経営の健全化計画を立てまして、10年間のシミュレーション的なものを作って、現在の所は進行しているわけなのですが、それに伴いまして、経営改善計画を立てたことによって、やはり起債の繰上償還等も認められておりますので、あまり目に見えない部分の経費節減等もいろいろと図ってきております。

議長(傳田創司君) ほかに議案第39号についての質疑はありますか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 今、縷々説明や答弁はありましたけれども、この債務者の中にですね、ひがきホテルほか185件ということで、非常に件数が多く出ているわけで、固有名詞がこの一つだけですが、これは一定の基準なりがあって、名前を出さないのかどうか、例えば普通であれば一定の100万とか、そういうふうな金額以上の債権放棄の場合については、固有名詞を明らかにしても良いのではないかとというふうに考えているのですが、その考え方、対応の仕方をちょっとお聞きしたいと思うんです。

というのは、この中には恐らく、偽造での倒産とか、夜逃げっていうのは企業の、この特に放棄する事由の中の民事再生法云々と倒産・破産のケースですけどもね。

そこの中には、偽造倒産や夜逃げのケースっていうのはないかとは思いますが、一方で債権放棄をするっていうことは企業にとってみれば、利益が上がるわけですから、

存在している企業については、承知のように利益として、特別損益で計上しなければならない場面にもなってくるわけで、そういう点では、町のお金を勿論支出しているのと何ら変わらないですね、先程来の話の中にもありますけども。

そういう点は、一定の金額が出る、こういう債権放棄については、固有名詞で公表すべき、先程来、情報開示が非常にまずいってことも指摘されておりますけども、そこな変はどうに考えているのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ここに名前が出ている企業についてはですね、民事再生をされておりますから公表されておりますね。そういうことで名前を載せたのだと思います。

他の関係についてはやはり個人情報の問題があるのだと思いますけれどもね。いろいろと検討はしてみますけれども、今のところ、この間の全員協議会でもお話ししたとおりですね、今までの見解としては出さない方が良いでしょうというような今状況ですね。

私どもは出して良いって言ったら、バンバン出しますけれどもね。そういう一つの個人情報とかそういう問題絡みでちょっとブレーキがかかっているという一つの状況というふうに理解しています。

議 長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

（上下水道課長 鈴木初夫君登壇）

上下水道課長（鈴木初夫君） 先ほどのひがきホテル他185件については、町長が申されたとおり個人情報の関係があるので、ここに記載されておられません。また、この185件の中には、会社の他に、ほとんど多いのが個人の氏名が多くなっておりますので、そこについては控えさせていただいております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 先ほどの答弁ですと、ひがきホテルが民事再生法になったんで、名前が出てくるってことで、そうすると1,771万5,028円というのは、ひがきホテルのみというふうに考えてよろしいんですか、他にも民事再生法の関係で債務を逃れているケースがあるとすれば、具体的に明らかにして欲しいと思います。

議 長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

（上下水道課長 鈴木初夫君登壇）

上下水道課長（鈴木初夫君） この関係につきましては、ひがきホテルのみでございます。

議 長（傳田創司君） ほかに議案第39号についての質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 債権者の名簿をいただきました。個人情報の関係で、名前等は難しいという話なので仕方ないと思いますけれども、倒産の3,990万円、同じく倒産の1,757万円、廃業の3,380万円、倒産の380万円ですかね、これの経緯ぐらひは教えて頂きたいと思います。どういう経緯でこうなったか教えて頂きたい。倒産したのは分かるのですけれども、どうしてこういうふうな形で債権放棄に至ったかというのは。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 倒産したからですよ。そういうことですよ。質問の意味がちょっと。

7 番（原澤良輝君） 例えば、3,900万円の倒産した企業がありますよと、ただそれはいき

なり、このまま3,900万円を滞納していて、それで倒産したというのは、これは見れば分かるのですけれども、それに対して、町がどうしてきてたのかっていうのが、多額の債権者に対して、どういう対応をしてきたのかっていうそういう経緯が分かれば教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) 今の3,900万円の関係につきましては、その会社には何度も足を運びながらですね、支所の間も行っておりましたし、滞納整理室の間も行っておりました。

しかし、分納制約もいただいておりますが、会社が倒産してしましまして、徴収が出来なくなってしまったわけでございます。

議 長(傳田創司君) ほかに議案第39号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) これより議案第38号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、みなかみ町簡易水道事業特別会計の水道料金債権の放棄についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 異議がありましたので、議案第38号、みなかみ町簡易水道事業特別会計の水道料金債権の放棄についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第38号、みなかみ町簡易水道事業特別会計の水道料金債権の放棄については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第39号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、みなかみ町水道事業会計の水道料金債権の放棄についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 異議がありましたので、議案第39号、みなかみ町水道事業会計の水道料金債権の放棄についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第39号、みなかみ町水道事業会計の水道料金債権の放棄については原案のとおり可決されました。

日程第20	議案第40号	平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について
	議案第41号	平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
	議案第42号	平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)について
	議案第43号	平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
	議案第44号	平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
	議案第45号	平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
	議案第46号	平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)について
	議案第47号	平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について

議 長(傳田創司君) 日程第20、議案第40号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)についてから、議案第47号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)についてまでは関連する議題でありますので、以上8件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第40号から47号まで一括して説明をさせていただきます。

最初に議案第40号の一般会計についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,745万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億8,870万6千円とするものであります。

歳入補正の内訳では、町税2億1,179万4千円の増額は、主に法人町民税1億1,719万4千円と、固定資産税1億円の増収によるものであります。

分担金及び負担金1,176万1千円の減額は、主に固形化燃料施設経費負担金480万円と老人施設入所費用徴収負担金178万6千円の減によるものであります。

使用料及び手数料766万8千円の増額は、一般廃棄物収集手数料500万円等であり
ます。

国庫支出金1,156万9千円の増額は、主に児童福祉費国庫負担金605万7千円の減と合併市町村補助金2,478万円の増によるものであります。

県支出金381万8千円の減額は、主に児童手当等児童福祉費県負担金217万8千円の減であります。財産収入6千万円の減額は不動産売り払い収入の減であります。

繰入金1,649万9千円の増額は、教育環境整備基金繰入金1,300万円と老人保健特別会計繰入金349万9千円であります。

諸収入189万9千円の減額は、介護予防サービス計画作成費等の雑入の減であります。

町債260万円の減額は各種事業の実績見込みを精査した結果によるものであります。

歳出補正では、2款総務費で1億9,585万5千円の増額であります。

主な内訳は、総務管理費で1億9,774万1千円の増額ですが、これは主に来年度以降に実施する高金利地方債の繰上償還財源として、2億円を減債基金に積み立てるため
であります。その他、選挙費で実績による282万8千円の減額となっています。

なお、人件費については、年度当初から実施しています、課の再編等による更正を今回の補正で措置しており、総務費を含めて総額で2,200万円が増額となっていますが、これは主に退職者の増加に伴う退職手当の増によるものであります。

3款民生費では、全体で607万9千円の増額であります。主な内訳は、社会福祉費の老人福祉費で、老人保健特別会計繰出金が3,893万5千円の増、児童福祉費の児童措置費で児童手当が959万円の減であります。いずれも給付の実績見込みを精査した結果による増減であります。

4款衛生費では、全体で1,033万4千円の減額補正であります。

主な内訳は、保健衛生費の予防費で予防接種委託料397万2千円の減、清掃費のアメニティパーク管理費で、原油価格の高騰による施設運転業務委託料2,015万円の増、残さ処分委託料670万円の減額等であります。

6款農林水産事業費は、375万5千円の増額補正であります。

主なものは、農業費の農地費で、相俣ダム堰堤部分の用水路管補修工事等に係る小規模土地改良事業244万9千円増、猿ヶ京地区の田園空間整備事業202万2千円の増であります。その他は事業精査による更正であります。

7款商工費では、5,595万7千円の増額補正ですが、大部分は課の再編等による人件費の更正増であります。

また、観光費の観光総務費でスキー場特別会計繰出金を300万円増額していますが、これは年末年始の雪不足による収入減を補填するものであります。なお、来年度から独立採算を基本に経営の抜本的な見直しを図る予定です。

8款土木費は、761万8千円の減額補正であります。主なものは、道路橋梁費で事業

実績による地方道路交付金事業等 899万7千円を減、都市計画費で合併補助金の追加交付に対応するための都市計画図策定委託料等 1,932万円の増額であります。

10款教育費では、全体で9,561万5千円の減額であります。

主な内訳は、教育総務費でスクールバスの購入実績や新教育システム開発プログラムの事業実績等により757万4千円の減、高等学校費で利根沼田学校組合負担金3,083万2千円減、これは地方交付税算入分の確定によるものであります。

また、その他は社会教育費で4,136万8千円の減、給食センター費1,267万1千円の減ですが、その大部分は人件費の更正減であります。

次に、第2表繰越明許費ですが、農業振興地域整備計画作成業務委託と中山間地域総合整備事業は、昭和63年以来の調査事務が予想以上に多く不測の時間を要したためであります。

地方道路臨時交付金事業に係る2路線と、藪田水管橋の耐震補強工事委託及び水上駅周辺整備基本構想検討業務の4事業は、JRとの協議に不測の時間を要したためであります。地域住宅交付金事業は、用地補償において地権者との協議に時間を費やしたためであります。まちづくり交付金事業は、沼田～水上線の無散水消雪工事、水上峡温泉公園及び諏訪峡遊歩道工事であります。

また、教育費の水上中学校舎、体育館耐力度調査と藤原小学校改修工事は、生徒が使用しなくなる3学期終了後に実施する必要があるためであります。

次に議案第41号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,554万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億5,497万8千円とするものであります。

歳入補正では、1款国民健康保険税2,760万円の増額は、滞納繰越分の収納状況を勘案したものであります。2款国庫支出金1,888万7千円の増額は、主に過年度分国庫負担金の追加交付分と、調整交付金の増額見込によるものであります。

3款療養給付費交付金1億735万5千円の増額は、退職者の増加によるものであります。4款県支出金2,819万6千円の増額は、主に安定化交付金の増額によるものであります。5款共同事業交付金1,010万5千円の増額は、主に高額医療費共同事業交付金の増額によるものであります。7款繰入金2,106万3千円の増額は、主に基金繰入であり、歳出額の増加に対応した措置であります。

歳出補正では、1款総務費205万2千円の増額は、主に電算業務委託料であります。

2款保険給付費2億2,345万8千円の増額は、主に一般被保険者分の伸びや退職被保険者の増加によるものであります。

5款共同事業拠出金996万1千円の減額は、保険財政共同安定化事業等の拠出金額の確定によるものであります。

次に議案第42号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億1,180万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億890万4千円とするものであります。

歳入補正では、1款支払基金交付金4,820万円の減額、2款国庫支出金8,711万円の減額および3款県支出金2,196万6千円の減額は、いずれも医療給付費の見込に応じた交付額の歳入見込によるものであります。4款繰入金3,893万5千円の増額は、歳出見込額から交付金、国県支出金、前年度繰越金、諸収入を差引いた残額であり、

単年度精算による前年度分の交付金等の返還金や、一般会計への返還に係る繰出金の増額であります。6款諸収入654万円の増額は、交通事故賠償責任分である第三者納付金の増額であります。

歳出補正では、2款医療諸費1億1,530万円の減額は、現物給付分と償還払分および審査支払手数料の見込による減額であります。4款他会計繰出金349万9千円の増額は、歳入で説明いたしました単年度精算による余剰分の一般会計への返還金であります。

次に議案第43号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ698万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,457万3千円とするものであります。

歳入の主な補正内容は、保険料240万円の増額、国庫支出金154万9千円の増額、支払基金交付金1,580万8千円の減額、県支出金974万3千円の減額および繰入金1,461万6千円の増額であります。

歳出の主な補正は、総務費66万7千円の減額、地域支援事業費631万8千円の減額、となっております。

内容につきましては、大半が年度内事業の精査によるものであります。1款1項総務管理費に平成20年度より制度化される後期高齢者医療制度の準備作業となるシステムの変更費として、131万3千円を新たに計上させて頂きました。この事業は、国庫補助事業により実施予定であります。

次に議案第44号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ338万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,845万8千円とするものであります。

歳出補正の主なものでは、1款簡易水道費は、職員人件費の精査による減額、施設修理の修繕料の増額と水質検査の項目や回数の減少に伴う手数料の減額であります。

歳入補正につきましては、1款使用料及び手数料354万円の減額は、調定額を基に実績を推計したものであります。9款諸収入134万円の増額は、機械の保険金、水道管移転補償によるものであります。

議案第45号について、ご説明申し上げます。

既定の予算から、歳入歳出それぞれ2億1,447万2千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,016万8千円とするものであります。

歳出補正では、2款下水道事業費2,367万円の減額は、主に流域下水道維持管理費負担金1,869万8千円の減であり、下水排水量の減少に伴うものであります。

3款公債費の1億9,160万円の減額は、上水道と同様に公営企業金融公庫分の繰上償還において、対象が6.7%以上に引き上げられたことによる減額であります。

歳入では、6款繰入金1,017万2千円の減額は、歳出の減額に伴う一般会計繰入金の減額であります。9款町債2億430万円の減額は、繰上償還に伴う借換債の減額によるものであります。

次に議案第46号について、ご説明申し上げます。

既定の予算に収益的収支では、支出を8,216万1千円増額し、総額3億8,383万6千円に、収入を1,369万2千円減額し、総額3億773万7千円に、資本的収支では、支出を1,436万4千円減額し、総額3億2,903万9千円に、収入を1,220万円減額し、総額2億4,790万1千円とするものであります。

収益的支出の主なものでは、営業費用の水質検査項目や回数の減少に伴う手数料が300万円の減額、特別損失は倒産、破産、時効、死亡、行方不明等による不納欠損で9,215万3千円の増額であります。収益的収入では、水道使用料等の精査に伴い1,369万2千円の減額であります。

次に、資本的支出では、公営企業金融公庫分の繰上償還において、当初6%以上の利率が対象でしたが6.7%に変更になったため、1,211万6千円を減額するとともに、財源更正及び工事費の建設改良費224万8千円を併せて1,436万4千円を減額補正するものであります。

資本的収入の上水道事業の企業債は、支出と同様による繰上償還の借換債の増額であります。簡易水道事業についても、同様による減額であります。

次に議案第47号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ543万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,579万5千円とするものであります。

歳入では、1款事業収入を844万円減額、4款財産収入を5千円増額、6款繰入金を300万円増額補正しています。

歳出では、賃金を200万円、需用費を234万円、原材料費を110万円減額し、基金積立金を5千円増額しています。

補正の理由としては、最もスキー客が集中する、年末年始の雪不足により、スキー場を運営できなかったことによります。

その後も降雪がなく、臨時職員を待機させるなど経費節約を図ってまいりましたが、年末年始の繁忙期に休業したことが収支に大きく影響を及ぼしています。

現在、赤字幅を縮小するために土日のみを営業し、鋭意営業努力を続けておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上8件について、提案理由の説明を申し上げます。詳細につきましては、ご質問に応じて、担当課長から答弁いたさせますので、よろしくようお願い申し上げます。ご質問は、担当課長から答弁いたさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

議 長 (傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑は簡明に願います。

まず、議案第40号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番 (穂苅清一君) 補正予算1億6,745万円の追加が出る膨大な補正ですけども、一括でもってやるっていうことには、私は無理があるのではなかろうかという考え方を持っていたのですが、一応は説明して頂けたんですけども、質問いたします。

歳入の部で、16款財産収入、これは年度初めの予算の中で出ておまして、これについても私は異論を述べたのですが、当初1億円の歳入計上がありました。

今回、6千万円の補正で、減少ということで4千万円に訂正ということになりますが、これはこの前の入札が3件出されておりましたので、これによるまあ決定ということで、こういうふうな措置になったのではないかというふうに思いますけども、その点をまずお聞きしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長(林 昭君) 財産収入の1億円が、6千万円減額して4千万円ということなのですが、一応不動産売払いということで、3箇所を予定をしておりました。その結果、2箇所は問い合わせが全然なかったと、あと1箇所については勿論予定価格を公表した段階で、問い合わせが2件有り、また申込みがあったという時点で、この補正予算をしておりますので、その予定価格が3,900万円くらいであったわけなので、6千万円減額して、4千万円ぐらいはと、先般入札が行われまして、4千万円以上の入ということになりました。他の所は、問い合わせすらなかったというような状況でございまして、再度どうするかは、これから検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 内容は今、分かりました。

こういうふうなやり方を今後も続けていくのかどうか、私は非常に疑問に思っているのですが、いかがなものでしょうか。

つまり、分かり易く言いますと、確定しない債権を歳入として、計上したわけですから、そういう点では、非常に不安定な歳入の予算立てではなかったかというふうに思うんです。

まあ数万の単位とか、十万の単位ならともかくですね、4千万円もここでもってガタンと減ってくるわけですから、いろいろと歳出の関係についても、数字が合わなくなってくるのではないかっていうような気がするものですから、あえて聞かせて頂きたいと思いません。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 平成20年度においても、公有財産の売却ということで、1千万円ほど見込んでおります。公共施設の統廃合等も検討されておまして、常に経常経費を削減するような方向で、検討していかなければならないという行財政改革の方針も出ておりますので、その方針に則って、今後も続けて行きたいと考えております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 商工費の方の代位弁済が211万円ですか、計上されているのですが、9月にも110万円くらいを計上したと思うのですが、これは倒産か何かしたことで、町が支払うということでしょうか。

議長(傳田創司君) 観光商工課長木村一夫君。

(観光商工課長 木村一夫君登壇)

観光商工課長(木村一夫君) 昨年7月に事業所はホテルを営んでいる事業所でございますけれども、経営破綻をいたしまして、信用保証とか小口資金の代位弁済、平成17年4月に債務保証しておりますけれども、約300万円、返済した残り400万円に対しましての代位弁済でございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。

次に議案第41号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

次に議案第42号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

次に議案第43号平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

次に議案第44号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

次に議案第45号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

次に議案第46号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

次に議案第47号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） これより議案第40号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 議案第40号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について、反対討論をいたします。

昨年の3月議会で、19年度予算127億8千万円が決まりました。

財源不足を理由に町有地売却1億円を歳入に計上しました。10月に「町有地管理調査委員会」を立ち上げて、町有地3箇所を公売にすることにしました。

1箇所は売却できました。残りの2箇所は、町が購入以来、一度も利用したことがなくて、購入したこと自体、町に責任があるもので、税金の無駄遣いと言われても仕方がない

土地でした。

あと25日ほどで実施が予定されている後期高齢者医療制度は実施が近づくにつれて、「現代版うば捨て山」との批判が高まっております。

全国1800の自治体のうち、500を超す自治体が見直し・廃止の意見書を国に提出しています。岐阜県大垣市議会では、自由クラブが、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提出して可決をしました。「高齢者への新たな負担、年金からの強制徴収、さらなる負担増」などの問題を指摘し、「高齢者の暮らしと健康保持に重大な悪影響を与える」、「高齢者への大幅な負担増は生存権を脅かす」と、制度の廃止を求めています。

本補正予算でも、群馬県後期高齢者医療広域連合への負担金支出を計上しております。

住民の暮らしと財産を守る自治体の使命に反するような、この予算には反対であることを表明して、反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 議案第40号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算は、老人保健特別会計への繰出金、原油の高騰によるアメニティパークの維持管理費、用水管路補修工事等、町民生活に直結した必要な予算であります。

加えて、公債費負担の軽減に備えて、減債基金を充実させるため、2億円を積み立てることにしています。

その他の事業については、安易な流用や多額の不用額が生じないように精査し、財政難のみなかみ町において、町有財産の販売を行なってまでも、住民本意の予算を考え、補正予算による、住民サービスが滞ることなく実施されるとともに、減債基金の積立により、健全な財政運営が行われることを期待しています。

議員皆様の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第40号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第41号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番 (原澤良輝君) 国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について、反対討論を行います。

国民健康保険制度は、受診しやすい制度にして、重病になる前に早期治療し、さらに病
気予防に積極的に取り組み、町民の健康を守ることが国保の役目となっております。

その場しのぎで行き当たりばったりの、国の制度改悪で、町も町民も健康保持に苦労し
ております。

国民健康保険の問題点は、社会保障に対する国の支出金削減政策にあります。

本補正予算でも削減された交付金を、一般会計からの追加繰入と国民健康保険基金から
2千万円の繰入れを行っております。

その結果、前年末に8,800万円の基金が6,800万円に減っております。

削減された国庫支出金を回復するよう、国に対して働きかけるよう要望して、反対討論
といたします。

議 長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

議 長 (傳田創司君) 12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

12番 (小野章一君) 議案第41号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算 (第
3号) について、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の補正は、保険給付費の中で、療養給付費が大きく補正をされていますが、療養給
付費は医院、病院等にかかったときの医療費であり、誰もが安心して医療を受けることが
できるため、費用が当初見積りを超えて増額したものであります。

そのため、基金の取り崩しも行い、国保会計の運営を行っています。

国保会計は、その制度上、高齢者割合の高いことや低所得者が多いことなど、厳しい経
済情勢の影響を強く受けるものですが、町国保会計は、こうした中であっても、被保険者
の健康維持、増進のための努力が見られます。

したがって、国民健康保険事業の運営上、適切な補正と認められますので、平成19年
度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) については、賛成の意見を表明し、
討論といたします。

議 長 (傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) につ
いてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第41号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算 (第3
号) については原案のとおり可決されました。

議 長 (傳田創司君) これより議案第42号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。
議案第42号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)について
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第42号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)
については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第43号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予
算(第3号)について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。
議案第43号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第43号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)
については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第44号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補
正予算(第3号)について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。
議案第44号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につ
いてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」、「異議なし」、両方の声あり)

議 長(傳田創司君) 異議がありましたので、議案第44号、平成19年度みなかみ町簡易水道
事業特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第44号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第45号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第46号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」、両方の声あり）

議 長（傳田創司君） 異議がありましたので、議案第46号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第46号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第47号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。
 議案第47号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。
 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
 よって、議案第47号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

- 議 長(傳田創司君) この際休憩いたします。15時15分より再開いたします。
 (15時00分 休憩)

(15時15分 再開)

- 議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21 議案第48号 指定管理者の指定について(交流センター・太助の郷)

- 議 長(傳田創司君) 日程第21、議案第48号、指定管理者の指定について(交流センター・太助の郷)を議題といたします。

ここで地方自治法第117条に規定により、6番林喜美雄君の退場を求めます。

(6番 林喜美雄君除斥)

- 議 長(傳田創司君) 事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
 (事務局朗読)

- 議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

- 町 長(鈴木和雄君) 議案第48号について、ご説明いたします。

みなかみ町交流センター太助の郷の施設は、農林漁業特別対策事業で導入し、塩原太助の資料館として、また農産物の直売所として、使用目的が定められていることから、地元集落の農産物等生産の会を指定管理として指定し、その指定期間を平成20年4月1日から平成22年3月31日の2年間としたいと思います。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

- 議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
 議案第48号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第48号、指定管理者の指定について（交流センター・太助の郷）は、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、指定管理者の指定について（交流センター・太助の郷）は、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

6番林喜美雄君の除斥を解きます。

（6番 林喜美雄君入場着席）

日程第22 議案第49号 指定管理者の指定について （産地形成促進施設・月夜野は一べすと） 議案第50号 指定管理者の指定について（真沢ファーム交流施設）

議長（傳田創司君） 日程第22、議案第49号、指定管理者の指定について（産地形成促進施設・月夜野は一べすと）、議案第50号、指定管理者の指定について（真沢ファーム交流施設）、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 2議案、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第49号についてであります。

月夜野は一べすとの施設は、地域農業基盤確立農業改善事業の産地形成促進施設で導入し、矢瀬親水公園内で農産物の直売所として、使用目的が認められていることから、地元の月夜野は一べすと農産物直売所利用組合を指定管理者として指定したいと思います。

その指定期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日の3年間であります。

次に議案第50号について、ご説明申し上げます。

真沢ファーム交流施設・真沢の森は、平成18年9月1日より、株式会社月夜野振興公社が指定管理を受け、月夜野ハーベストと併せて経営を行ってまいりましたが、残念ながら経営改善が図られずに現在に至っております。

指定管理期間が、本年3月末日をもって切れることから公募したところ、2社から応募がありました。公募の条件として、真沢ファーム交流施設としての設立当初の目的である、農林業の振興及び観光の健全な発展を図るため、都市と農村の交流の場として、管理運営を行っていくことは当然ですが、付帯条件として現在の月夜野振興公社の職員を継続して

雇用することや、都市と地元住民の交流を積極的に図ることを位置づけた上で応募していただきました。

指定管理者選定委員会では、申請された2社の安定した経営能力や、施設の設置基準を満たした管理ができるかなどを中心に審査をした結果、株式会社月夜野振興公社が選定されました。

採用となった、株式会社月夜野振興公社については、経営陣に地元及び集客能力のある民間人を新たに加えることによって、経営改善や適正な管理ができることが、もう1社に比べて優れていると評価されたとのことです。指定管理期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間で、指定管理料は0円です。

なお、退職派遣の職員は3月末日をもって引き上げるとともに、月夜野振興公社の累積赤字の約870万円については、役員報酬の中から株の取得により解消することとなっていることを申し添えます。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第49号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

次に、議案第50号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第49号、指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと)、議案第50号、指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)は、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと)、議案第50号、指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)は、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23 議案第51号 第1次みなかみ町総合計画の策定について

議 長(傳田創司君) 日程第23、議案第51号、第1次みなかみ町総合計画の策定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第51号について、ご説明申し上げます。

本総合計画につきましては、今後10年間のみなかみ町のまちづくりの基本的な方向性を示す計画であります。地方自治法第2条第4項において、「市町村は議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されており、この法律に基づいた初めての総合計画案を策定いたしました。

本町は、これまで、新町まちづくり計画に基づき、その基本理念であります「森・山・川を守り、美しい自然の中で、うるおいを感じ、感性豊かに生活できるまちを創造する」という根本的な考え方に沿った、まちづくりを進めてまいりました。

今回の「第1次みなかみ町総合計画」の策定にあたっては、その新町まちづくり計画の理念を継承しつつ、さらに充実発展させた計画とするため、副町長を策定委員長とした計画策定委員会を組織し、各課長級がその策定委員となり、協議・検討を進めてまいりました。

また、地区別座談会や、各種団体懇談会、パブリックコメントの実施など、住民等のまちづくり全般についての課題や意見、町政運営等に対する評価や意向を把握して、その課題について出来るだけ計画に反映させる方向で取り組んでまいりました。

さらに、本総合計画案については、総合計画審議会を設けて、諮問いたしておりますが、審議会において、原案について議論・審議され、適切かつ妥当なものとして、案を了承するとの答申をいただいたところであります。

さて、本総合計画の将来像は「水と森・歴史と文化に息づく利根川源流のまちみなかみ」と設定いたしました。これは、美しい自然のめぐみを活かし、各地域が育んできた歴史ある特性と文化を、住む人が誇りを持って受け継ぎ、かつ発展させ、住民の皆さんが、経済的に精神的にゆとりある豊かな暮らしが実現でき、人々が息づく地域、すなわち生き生きと存在する地域となることを目指すものであります。

本計画の主眼とするものは、第1点目として、暮らしやすさを高めて、若者や子育て世代などが、みなかみ町で安全に安心して暮らせる町を目指すものです。

2点目として、圏域外や首都圏などとのつながりを重視しながら、この地域の環境を求め人々や企業などとの交流を図ることにより、その力を町内の産業の活性化につなげていきたいと考えております。

また、3点目としては、地方分権や行政改革の動きが進む中で、住民と行政が協働で進めるまちづくりが求められています。

足腰の強いまちを構築するために、自助・互助・扶助の精神を尊重し、住民の皆さんとともに行政が一体となった協働のまちづくりを目指すものであります。

以上の3点を踏まえ将来像を設定した次第であります。

この将来像を達成するため、6つの基本目標を設定し、施策の方向性を決めました。

基本目標にある産業・文化・教育関係の施策や、暮らしの環境を改善する施策などを着実に進めるため、主要施策及び施策を体系化させ、施策の大綱として取りまとめております。

ご議決賜りますのは、基本構想であります。この構想に基づき計画的な執行を図るため、基本計画を定めております。

基本計画は施策の大綱を実践していく具体的な方法を示すものであります。

このため、基本計画は議決事項ではありませんが、施策の大綱の説明資料として添付させていただきました。

ぜひ、この基本構想及び基本計画を多くの皆様にご覧いただき、住民の皆さんと行政・議会が一緒に力を合わせて、「協働のまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げて提案理由の説明といたします。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第51号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第51号、第1次みなかみ町総合計画の策定については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、第1次みなかみ町総合計画の策定については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24 議案第52号 平成20年度みなかみ町一般会計予算について

議案第53号 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計
予算について

議案第54号 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計予算
について

議案第55号 平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計
予算について

議案第56号 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計予算
について

議案第57号 平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計
予算について

議案第58号 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計予算
について

議案第59号	平成20年度みなかみ町水道事業会計予算について
議案第60号	平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について
議案第61号	平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
議案第62号	平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
議案第63号	平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について

議長（傳田創司君） 日程第24、議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第63号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは、関連する議題でありますので、以上12件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第52号から63号まで一括してご説明申し上げます。

平成20年度の当初予算については、事前に基本方針や概要を配布させていただきました。昨年度は、行財政改革元年と銘打って、長期的な改革指針である行財政改革行動指針を策定し、様々な改革に着手していますが、その内容は平成27年までに財政規模を100億円以内とし、職員数を240人以下に削減するものであります。

行政需要が増大し、多様化する中で、まさに茨の道ではありますが、平成20年度もこの指針に基づき、各種改革を実行して参りたいと思います。

一方、みなかみ町は限りない可能性を秘めた町であります。平成20年度予算の編成に当たっては、改革の稔りを夢のあるまちづくりに繋げるため、教育施設整備、都市計画整備、さらには観光産業等、地場産業の振興施策に必要な所要額を措置しました。

それでは**議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算**から順次説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ125億5千万円と決めました。前年度対比2億3,300万円1.8%の減であります。

歳入の主なものは、町税39億150万円、地方譲与税2億2,700万円、地方消費税交付金2億3千万円、自動車取得税交付金1億2,500万円、地方交付税40億円、分担金及び負担金2億9,689万9千円、使用料及び手数料2億2,591万円、国庫支出金4億4,735万3千円、県支出金5億7,721万7千円、財産収入2,460万9千円、繰入金6億8,469万8千円、諸収入1億172万3千円、町債15億9,930万円となっております。

歳出の主なものは、**1款**議会費が1億1,260万9千円であります。

2款総務費は16億3,695万7千円で、人材育成方針策定委託料250万円、本庁舎改造費1億700万円、水源地みなかみ観察会補助金や商工会と連携したまちづくり推

進業務委託等の地域づくり費2, 153万1千円、合併振興基金積立金3億250万円、全国川サミット開催費負担金等の地域間交流費1, 048万6千円などの総務管理費が、13億4, 077万5千円であります。また、その他では徴税費2億1, 886万8千円、戸籍住民基本台帳費5, 900万3千円等であります。

3款民生費19億1, 623万5千円では、社会福祉費が14億2, 461万8千円で、その主なものは、社会福祉協議会補助金4, 800万円、77歳から支給する敬老祝金1, 809万円、乳幼児等の福祉医療費1億7, 151万8千円、利根西部福祉作業所改修工事等の障害者福祉費2億9, 338万4千円であります。また児童福祉費4億9, 157万円は、児童手当費1億5, 536万円、出産祝金1, 530万円、および学童保育所や保育園の運営費などであります。

4款衛生費12億3, 289万9千円は、国保会計繰出金1億7, 931万3千円等の保健衛生費が4億6, 410万2千円、奥利根アメニティパークや火葬場の清掃費が6億8, 082万7千円、また水道費8, 797万円は水道事業会計や簡易水道事業特別会計への繰出金であります。5款労働費1, 614万3千円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産事業費7億6, 293万1千円では、農業費が7億3, 022万7千円で、主なものは、農業委員会費の3, 519万3千円、利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1, 058万3千円、須川中原ほか5地区の小規模土地改良事業5, 106万7千円、畑地帯総合整備事業2, 870万5千円、水上中央地区の中山間地域総合整備事業6, 089万5千円であります。また、宝台樹林道整備や有害鳥獣対策費等の林業費は3, 270万4千円であります。

7款商工3億4, 589万円は、商工会補助金や制度融資利子補給等の商工費が5, 212万5千円で、観光費2億9, 376万5千円は、観光まちづくり協会補助金2, 900万円、観光戦略プラン実践事業補助金1千万円、湯原・湯桧曾地区の温泉資源保護と、適正利用調査委託費200万円、東日本サイクルロードレース補助金100万円、みなかみ祭り補助金700万円などあります。

8款土木費13億8, 693万7千円の主なものは、道路橋梁費で、地方特定道路整備事業の町道ウノセ線等道路改良費が4, 300万円、栗沢～西線無散水消雪工事等の地方道路臨時交付金事業費が6, 603万円、除雪費1億7, 145万5千円などあります。

都市計画費では、沼田～水上線無散水工事や温泉公園整備工事等、湯原地区のまちづくり交付金事業が2億7, 377万円であり、新規事業として、後閑地区まちづくり交付金事業4, 781万2千円を計上しています。

また、公共下水道費5億円は下水道事業特別会計への繰出金であります。9款消防費4億3, 388万円は、消防総務費の広域消防負担金3億5, 097万2千円が主で、非常備消防費5, 812万7千円は、消防団員報酬等であります。

10款教育費は21億5, 408万2千円で、その主なものは新治統合小学校建設事業費2億3, 216万2千円、桃野小学校体育館建設事業2億4, 894万円、新治地区の認定こども園改修工事4千万円などあります。

その他は小中学校、幼稚園および給食センターなどの教育関連施設の運営費経費であります。なお、社会教育費では新治村史の編纂が終了しますので、印刷製本費等1, 269万4千円を計上しています。

12款公債費25億2,419万1千円は、町債の元利償還金であります。この内2億3,179万5千円は公債費適正化計画に基づき、将来的な公債費の縮減を図るための繰上償還分であります。

次に**議案第53号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算**について、ご説明申し上げます。

平成20年度からの医療制度改正により、これまで75歳以上の高齢の方と65歳以上で一定の障害を持つ方を対象に、市町村で実施していた老人医療制度から各都道府県単位で設立した広域連合が運営する後期高齢者医療制度に切り替わります。

このため、国保会計の予算では、国保であった老人医療受給者が後期高齢者医療に移行することにより、国保税が1億8千万円ほど減収する見込みであります。

また、退職医療者制度については、平成26年度までに段階的に廃止することにより、65歳以上の退職被保険者が一般の被保険者となり、退職被保険者の医療給付に充てる療養給付費交付金も2億2千万円ほどの減額となっております。これに替わり65歳から74歳までの前期高齢者を対象とし、前期高齢者割合の少ない医療保険者が納付し、高齢者割合の高い医療保険者が交付される前期高齢者交付金が新設され、3億8千万円ほどの収入を見込んでおります。

歳出では、被保険者数の微減により保険給付費は、ほぼ横ばいではありますが、新たに後期高齢者医療に負担する支援金支出が3億円ほど見込まれます。また、老人保健拠出金については、会計処理上、約1ヶ月分の医療給付費が老人医療として残るので、その分についての拠出を残して約3億4千万円が減額になっております。また、各医療保険者に義務付けられました生活習慣病予防対策に重点を置いた特定健診・特定保健指導についての予算を新たに1,400万円ほどを計上しております。

予算総額は、前年比1,323万3千円増額の25億7,400万円を計上しております。

次に、**議案第54号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計予算**について、ご説明申し上げます。

平成20年度より医療制度改正によって市町村が行ってきた老人医療が廃止され、各都道府県に設置された後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療に切り替わります。

これに伴い、老人保健特別会計は縮小され、3月診療分から2月診療分の医療給付を同一会計年度で処理する会計処理上の理由から、平成20年度については、3月診療分を5月に支払う関係により1ヶ月分のみ收支に係る予算措置が必要となります。

従いまして、予算総額は前年対比25億6,700万円減の2億2,800万円を計上しております。

次に**議案第55号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算**について、ご説明申し上げます。

老人医療に替わり、平成20年度からスタートする後期高齢者医療ではありますが、運営主体は県内全市町村が参画する群馬県後期高齢者医療広域連合であります。

今まで市町村が行っていた老人医療では、給付と負担の関係が不明瞭であるとの見方から、保険料を徴収して運営する保険方式を取ることになりました。

町の特別会計予算は、歳入では、広域連合が賦課した保険料を徴収するための保険料収入が1億8,015万2千円、事務費繰入金と低所得の方の保険料を軽減した部分につい

て繰入れる保険基盤安定繰入金が、7, 163万9千円であります。

また歳出では、事務費等の総務費が350万円、広域連合への保険料納付や事務費負担のための広域連合納付金が約2億4, 814万7千円であり、予算総額は、2億5, 200万円を計上しております。

次に**議案第56号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計予算**について、ご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億3, 800万円と定めました。

歳入の主なものは、保険料2億6, 515万5千円、分担金及び負担金50万4千円、国庫支出金4億1, 303万2千円、支払基金交付金5億1, 755万3千円、県支出金2億5, 510万7千円、財産収入75万9千円、繰入金2億7, 012万6千円、繰越金1, 575万4千円であります。

歳出の主なものは、総務費3, 069万1千円、保険給付費16億5千万円、地域支援事業費3, 495万9千円、財政安定化基金拠出金341万円、基金積立金75万9千円、諸支出金448万円、予備費1, 370万円であります。

総予算額は、前年比4%の増額となりますが、介護が必要な被保険者への給付費の適正な歳出はもとより、「介護が必要とならない」ための介護予防に関わる事業に力点を置いた制度の充実を前年に増して図って参りたいと思います。

次に**議案第57号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算**について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7, 400万円とするものであり、前年対比約107%でありまして、その増加要因は、主に借換債によるものであります。

歳入の主なものでは、1款使用料及び手数料1億3, 877万4千円は、平成19年度の決算見込みを基にしております。7款繰入金6, 325万9千円は、一般会計及び基金からの繰入金であります。8款繰越金は、前年度からの繰越金を見込んでおります。

10款町債6, 830万円は、借換債と水道工事費に充当するものであります。

歳出の主なものでは、1款簡易水道費1億1, 594万5千円は、職員人件費及び維持管理費で、11節需用費の光熱水費及び修繕料、12節役務費の水質検査料、13節委託料の施設管理及びメーター検針委託料、27節公課費の消費税等であります。

2款施設費712万1千円は、施設改良工事費であります。3款公債費1億5, 018万4千円は、借換債及び簡水債元利償還金であります。

次に**議案第58号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計予算**について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4, 750万円とするものであります。

歳入の主なものでは、2款使用料2億180万5千円は、前年度決算見込みを基にしての計上であります。3款国庫支出金1, 941万1千円、4款県支出金431万1千円は、公共下水道工事及び合併浄化槽設置の補助金であります。6款繰入金5億円は、一般会計からの繰入金で、前年度対比4千万円の減であります。9款町債8億1, 010万円は、下水道債及び借換債であります。

歳出の主なものでは、1款総務費9, 281万1千円は、職員人件費及び一般管理費であります。2款下水道事業費3億4, 402万2千円は、公共下水道費8, 076万3千円、特定環境保全公共下水道費4, 544万1千円、流域下水道事業費1億9, 391万

3千円並びに農業集落排水処理施設費232万7千円、汚水処理施設整備費2,157万8千円であります。3款公債費11億946万7千円は、下水道事業債の元利償還金及び繰上償還金であります。

次に**議案第59号、平成20年度みなかみ町水道事業会計予算**について、ご説明申し上げます。

収益的収支ですが、収入では、上水道事業収益2億8,264万3千円の主なものは、水道料金、水道加入金、一般会計補助金であります。簡易水道事業収益は2,993万6千円の主なものは、上水道事業収益と同様であります。

支出では、1款上水道事業費用2億5,451万8千円の主なものは、1目原水及び浄水費では水質検査手数料、動力費、2目配水及び給水費では、漏水及び老朽施設の修繕費及び動力費、4目総係費では、職員給料、施設管理及び検針委託料、5目は減価償却費であります。営業外費用では、企業債利息及び消費税であります。2款簡易水道事業費用2,805万5千円のうち、主なものは、1目事業費で大穴簡易水道認可変更委託料、水質検査手数料等、5目は減価償却費であります。営業外費用では、企業債利息であります。

資本的収支ですが、収入では、1款上水道事業収入1億3,710万8千円は、企業債、一般会計補助金であります。2款簡易水道事業収入4,188万3千円は、上水道事業収入と同様であります。

また、支出では、1款上水道事業支出2億519万8千円の主なものは、1目建設改良工事費で、水上地区の北貝戸低水圧地区水道管布設替工事、小仁田配水管布設替工事、月夜野地区の後閑上河原地内配水管布設替工事、上組受水池改造工事等であります。2目は企業債償還金であります。

2款簡易水道事業支出5,283万7千円は、1目建設改良工事費で、水上地区の大穴地区老朽管布設替工事、湯桧曾簡易水道減圧弁設置工事等であります。2目は企業債償還金であります。

なお、不足する資本的収入額7,904万4千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に**議案第60号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算**について、ご説明申し上げます。

観光センターは、利根沼田広域市町村圏の所有となっており、みなかみ町が管理を委託されている施設でありまして、現在3店舗のテナントと観光まちづくり協会が使用している状況であります。

本特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれを750万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款使用料316万2千円、3款財産収入60万9千円、4款繰入金109万7千円、6款諸収入253万1千円であります。

歳出は、施設の維持管理にかかる需用費417万1千円と管理業務などの委託費289万7千円が主なものであります。

次に**議案第61号、平成20年度みなかみ町有償バス事業特別会計予算**について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ550万円と決めました。本特別会計は東武バス廃止路線の代替えとして、町営バスの運行を行うものであります。

猿ヶ京小学校下から法師温泉までの区間9.8kmを1日4往復運行しております。

平成20年度予算におきましては利用者数が微増傾向にあることから、前年度対比7%増となりました。

歳入では、バス使用料が327万円、県補助金が48万円、繰越金が20万円、基金繰入金が152万円で、歳出では、需用費が244万円、委託料が264万円で、その他は役務費等であります。

次に**議案第62号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算**について、ご説明申し上げます。

予算総額を、歳入歳出それぞれ1,950万円とするものであります。

歳入であります、1款事業収入は、リフト・貸スキー等の使用料を814万円とし、食堂等の事業売り上げを529万9千円を計上しました。

また、繰入金については、基金繰入金295万円と一般会計繰入金210万円を計上しました。

次に歳出ですが、1款の事業費1,949万円は、臨時職員の賃金400万8千円、光熱水費修繕費705万4千円、食堂の原材料費261万8千円、国有林借地料202万4千円が主なものであります。

赤沢スキー場の運営は、降雪量や降雪時期によって大きく左右されますが、経営改善を図るとともに、地元スキークラブや関係者の協力の下、背水の陣で望む所存であります。

次に**議案第63号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算**について、ご説明申し上げます。

温泉事業の運営は、十分な湯量が確保されておりますが、施設の老朽化により、今年1月に第2ポンプ場の貯湯タンクが破損し、現在本復旧に取り組んでいる状況であります。

平成20年度の運営につきましては、施設点検について万全を期すよう努めるとともに、温泉使用料の滞納額の減少に努めてまいります。

本特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,150万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款事業収入で使用料管理料が2,946万5千円、2款基金繰入金921万円、5款諸収入が200万1千円であります。

歳出の主なものですが、1目温泉総務費は、職員人件費等が860万3千円、管理人賃金が207万4千円、2目温泉管理費は、光熱水費が618万円、1号泉動力装置設置工事費等の工事費が840万円、また受湯権利者の返還に伴う返還金として、300万円を計上いたしました。

以上、12件を一括してご説明申し上げましたが、詳細につきましては、ご質問に応じ担当課長から答えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑は簡明に願います。

まず、議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算について、質疑はありますか。

9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 平成20年度みなかみ町各会計予算書及び予算に関する説明書の39ページの総務費の中の、13番の中の人材育成基本方針策定委託料250万円というのが載っているんですけども、はっきり言って、人材育成の基本方針を委託しなくちゃいけないのかなあなんて、ちょっと疑問に思いました。

ここにも、もう皆さん座ってますけども、立派な人が課長としていっぱいいますし、総務課にも優秀な職員もいますので、わざわざ外部に金を払ってですね、基本方針を作ってもらわなくても、職員自らがですね、できるんじゃないかなと思います。

世界のトヨタはですね、決してコンサルタントに頼んで会社の方針を決めたわけではなくて、日常的に社員の中から、知恵を出し合うQC活動で世界一になってます。職員は何十年も仕事してますし、それなりの見識もありますので、ちょっと250万払って、外部から意見入れてもらってやろうなんていう安易な考えよりはですね、その長年の蓄積のある職員の能力をもっと活かしてやったほうが良いんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 人材育成基本方針策定委託料、委託に出さなくても職員で出来るのではないかというお話だと思いますが、ご承知のとおり、行財政改革基本方針に基づいて、改革に取り組んでおります。

その中で、特に平成20年度については、新たにグループ制を取り入れてよりスリム化した行政の体制を構築していこうとなっております。

さらに平成27年までには、職員体制を240人まで変革していこうということになっております。

これも今すぐに、町においては、こういった育成基本方針というのは定めておりません。

まるっきりコンサルタントに投げるとか、そういったことは考えておりませんで、職員も当然、その中に入って、どういったことでどういう方法を取り上げていけば、優秀な人材が育っていくか、そういったことまで含めて検討していきたいということで、新たに委託料を計上しております。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 特にコンサルタントをですね、頼まなくちゃならない理由がちょっと今の答弁の中に、どうしてもこれは頼まないとダメだなという理由が分からない答えだったと思います。出来れば、総務課長自らが先頭になって、このぐらいのことは一生懸命頑張って、職員内でこなしてもらった方が、そのこと自体が人材育成になるんじゃないかなと思うんですけども、職員の力を引き出すっていう意味では。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 全国的には、こういった基本方針をいろいろな自治体で作って、人材育成を行っていると思うのですが、残念なことに、みなかみ町はそういう情報収集もなかなか出来ていないような状況です。そういった知識を持っているコンサルタントにお願いして、そういった全国の情報を上手く利用して、この町にあった人材育成方針を作っていきたいということで計上してございます。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) この人材育成については、地方分権時代になりまして、これからは地方政府と言われる時代になったわけです。ややもすると、前例主義でいろいろ組織を作ったり、また仕事をやろうとしますけれども、できれば、そういう時代じゃない、グローバル化、

情報化の時代でありますし、国際化の時代であります。

まさに先取りをして、新しい時代にあった地方自治体の組織体を作って、住民サービスをやって行こうということが、これから必要であろうというふうに認識しております、そういう意味から、今回の組織替え等についても行なった次第です。

27グループを作りまして、グループ制を持って、これから行政執行をしたいというふうに、職員が勉強の中でしたいと思っているわけですが、それに合ったやはり組織体を作るために勉強をしたいと、そういう考えであります。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

20番本多秀律君。

20番(本多秀律君) この予算全体の中で、今回の特色ということで町長からお話があったのですが、夢のあるまちづくりへ、商工会やまちづくり観光協会と連携してということは非常に良いことだし、ぜひともやって欲しいなと思う部分でございます。

ですが、ここに一つ、ぜひとも、町長当選されて、初登庁された時の言葉にもありますように、今日のみなかみ町に求められていることは、間違いなく自然と伝統に息づく地域文化を育むことだと、こういう言葉がありました。町長も思いがあると思います。

当初の行政報告の中にも、いろいろな中で、3回目の予算編成だという話がありました。ということは、余すところ、あと1回の予算編成しかないという時点になっていると思うのです。こういう時に地域文化を育むということ、夢のあるまちづくりの中に、ちょっと少ないのかなと、ウェイトが少ないのかなということを感じますので、ぜひともこのみなかみ町はまさに伝統芸能と文化の町だということがあると思うのです。

補助金等、確かに大変な面がありますけれども、文化を育むということは、一朝一夕には出来ないということがございます。

特に下牧の人形浄瑠璃、あるいは水上歌舞伎、女歌舞伎、方や猿ヶ京方面でやっている後継の子供たちが一生懸命やっています。こういうことに支援を出来る、こういう予算をぜひとも計上して欲しいと、夢のあるまちづくりの一つに、文化を育む、文化という言葉が予算の中にも、ぜひとも入れて欲しいなと思いますので、この点につきまして、今3回目の予算を議論しているわけですが、正確にはあと1回しかないのですが、願わくは補正という手もないわけではないですから、その辺をぜひとも、町長の意向というものをお聞きしたいと思います。以上です。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 予算編成に当たりまして、まちづくりについては、やはりスポーツと文化は車の両輪だと認識を持っています。

したがって、文化面、スポーツ面等についての予算は削減はしてないつもりなのです。

要するに、地域文化を上手く醸成することは、極めて伝統を守りながらも新たな文化を創ることは極めて大事だというふうに、私は認識をしております。

そういう中で一番期待しているのが、自治基本条例なのです。

今回、議会の方で議員提案とされて、現在検討されている、まちづくり条例を検討願い、決定していただくということを伺っておりますけれども、やはり私自身も、その狙いは地域コミュニティを作ることが大事だし、そのためにもまちづくり条例というものに大きな期待を持っています。そういう中から、やはり地域住民の方々の智慧と努力によって、また新しい文化も生まれてくるだろうし、そういうことにも期待をいたしております。

それとともに、前々から言っておりますように、この地域は多くの文化人等が訪れてくれておりまして、その足跡を素晴らしい作品で遺してくれております。

一例を挙げれば、牧水であり、与謝野晶子であるわけでありましてけれども、現在、水紀行館の所に与謝野晶子公園を作ろうというのも、そういう考えのなかから進めているわけでありまして。この地域にはやはりそういう素晴らしい文化人の作品がある、それを良く町民も理解し、それを誇りにして、またそれをベースにして、みなかみ町ならではの文化を創っていくことが私は大事だなというふうに思っています。

したがって、こういうものにつきましては、お金があるから出来る、やるというものではなくて、やはり町民活動の中から、そういうものがどんどん沸き上がっていった一つの形になっていくのだと思います。

そういうときには当然のこととして、予算というものが付いて回るのかなというふうに思っているわけでありまして、これからの行動に大きな期待をするとともに、町としても文化の薫るまちづくりに真剣に取り組んでいきたいと、そんなことをいつも思っているところです。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

20番本多秀律君。

20番(本多秀律君) 実はよく調べてみると、私も実は補助金検討委員会という所にお世話になったことがあるのです。一律ゼロベースだという話の中で、段々切ってきて、切らざるを得なくて、そういう話の中で、実は減っているのですね。

今、80です、文化協会に出ている補助金というのは80です。その前は、140ぐらいあったというような話を伺っています。それはそれで一つの事実だから良いのですが、問題はですね、歌舞伎だ、浄瑠璃だということをしますと、所謂三味線と語りが必要なのですね。その方が希少で、あまり居なくて、東京から呼ぶだけでも4万円もかかってしまうと。

今は、県の補助金だとかいろいろなものを活用してやっているのですが、やはりこの伝統を引き継ぐ子供たちが育っています、意欲があります。ですから、これは金額としても予算の中の金額とすれば僅かなパーセントなのです。

例えば、100万円増やしても、言っただけですけれども、予算の中の僅かな金額になるわけです。こちら辺は、継続してぜひとも、その面に手当てをして頂くということをお願いして、私の質問を終わります。以上です。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 文化協会の補助金等については削っていないですよ。

先ほど、言われましたように下牧の人形浄瑠璃、子供歌舞伎等についても、良く理解しておりますけれども、こういう代々伝わる素晴らしい芸能関係等は、やはりしっかりと受け止めて、次の世代につなぎたいですね。そういう認識はしっかり持っています。

したがって、文化協会との連携は取っておりますし、要求されている予算については、切っていないと思うのですけれどもね。去年も切った覚えはないし、今年も切った覚えはないのだけれども。

基本的には、先程も言いましたように、スポーツと文化については、まさに車の両輪で、そのような「まちづくり」をしたいと基本的には考えておりますので、ただ、増額等についてはこれからどうなるかという問題はまたありますけれどもね。

ただ一つの増額要望等、あるとするならば、またいろいろの機会に一つお聞かせ下さい。
出来るものからやっていきたいと、そういうふうに思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

4 番山田庄一君。

4 番（山田庄一君） 観光費の中で、去年シャトルバスが運行されていたと思うのですがけれども、今年載っていないように見えるのですけれども、シャトルバスは今年も運行しますか。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長木村一夫君。

（観光商工課長 木村一夫君登壇）

観光商工課長（木村一夫君） シャトルバスにつきましては、19年度、町から800万円の補助金を出して運行を観光まちづくり協会にお願いしたところですが、水上方面、それから新治方面、2路線を運行させていただきましたけれども、非常に利用者が少ないということで、ご覧になった方々も多いと思いますが、ほとんど平日などは利用者が居ないという状況でございましたので、20年度については休止という扱いで、運行の休止という決定をさせていただきました。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） シャトルバスの関係は、今言われたようなことなのではございますけれどもね、先日、県の川瀧部長といろいろ話し合いをする機会があったのですが、公共交通の問題を少しこの地域は真剣に考えないとダメかなと、そういう議論をしたところなのです。

については、町はやはり上毛高原が一つの核ですよね。だから、上毛高原を核として、公共交通網体系をどう作るか、それから、それに対する道路網をどのように作っていくか、そういうものを総合的に考えようじゃないかという提案を実はいただきまして、実は県も入るよと、県も入って、地元も入って、そんなに人数が多くななくてもいいのだけれども、そういう関係される皆さん方に入ってもらって、どのようにしたら、公共交通等を中心として一番この地域が発展するだろうかと、そういうことを考えようということをご提案いただきました。ぜひその中で、しっかりとした構想を作ってやりたいと思います。

今までもやはり上毛高原駅を中心として、水上、それから新治、どうしようというものの構想を作った経緯が過去にあるのですけれどもね。それがなかなか現実的に、現実味を帯びていないという状況です。そういう中で、今のこのような状況になってしまっているわけですから、こういう一つの良い提案をもらったことを機会に、しっかり今一度練ってみたいなど、そんな気持ちでいます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

4 番山田庄一君。

4 番（山田庄一君） シャトルバスに関して言うと、多分、いろいろな情報を仕入れて、いろいろ検討されて、それで去年、運行したと思うのですよね。

今年、そういうことで例えば、これが将来的に2年とか3年とか先を見たときに、お客さんがたくさん来るのだと、それが利用価値があるのだということで始めたと思うのですが、今年1年だけでこれをやめてしまうということは、場当たりの、非常に計画性がない事業であったと思いますし、そうなったときの、やはりある程度の責任というのを感じなきゃいけないと思うのですよ。その辺のところは、どう考えていますか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） このシャトルバスについては、水上町時代からやっていたことですよ。

それを要するに合併したので受け継いでやった事業です。結果については、この前、阿部議員からもいろいろご質問頂きましたけれども、その時に答えているとおりです。

結局、確かに1回やってみて、それでダメになったら、それで終わっちゃうだろうと、まさにそのとおりですよ。

だけれども、こんなに今、赤字の状況の中で一般財源をぶち込んでやるわけにも行かないし、また町としては800万円の補助金を出して、観光協会もそれでやりましょうと言うことでスタートしたのだけれども、観光まちづくり協会独自の一般財源を補填しなければ赤字1,200万円が出たという一つの状況です。そういう一つの状況ですから、観光協会としても、それは出来ないですよ。だから、先ほど言いましたように、何とか今までの経過を踏まえる中で、こういう公共交通機関という問題について、いろいろと検討したらどうだろうかという良い提案をちょうだいいただいたものですから、この機会に今までの経過を踏まえて、いろいろとやってみたいなと思っております。

実際、赤字になりました、止めました。誰の責任だと言え、それは町長ですよ。

十分、承知しております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 先ほどのとはちょっと別件で聞きたくて、こちらの説明書の213ページ、土地開発公社費と、13番諸支出金の開発公社費の19の中の管理事務費補助金ということで、357万円というのがあります。全協で確認したところ、役員手当ということで、返事があったんですけども、新治村の時はですね、土地開発公社の理事長は助役が兼ねていまして、こういう支出をしなくて済みましたんで、今、結構財政難という話も出ていますので、わざわざ350万払う必要なく、みなかみ町も副町長がですね、土地開発公社の理事長を兼任すれば、済むことではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 専任理事長を設けて、今の土地開発公社の抱えている財産等を活用もしたり、販売もしたりやろうという一つの姿勢で今年度から臨みたいというのが私の考えです。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) いろいろ財政問題等に触れるようなことが質疑で出ているわけですが、全体としてみた場合についても、確かにいろいろな問題が入っているかと思えます。重複することは避けますけれども、ただ一つだけ全体で個々に一つ一つっていうわけにもいきませんので、全体として言いたい点で業務の委託料の問題があります。実態について、なかなか掴みにくい、議員の皆さんも全部掴んでいるのかどうかってなると、掴みにくいのではないかっていうような感じもするわけです。

総ての課に、そういう業務委託料が出ております。仮に例を一つ上げてみても、固定資産税の評価替えとか云々が定期的にあるわけですけども、総務費の59ページにあります。こういう業務は他の中の業務とも関連があるんで、何で重複するような形で出ているのかということが感じられるのです。鑑定評価の業務の委託料とか。その辺をちょっと全体的にどういう考え方でいるのかお聞きしたいのです。業務委託する場合についての基準とか、そういうものですね。全部随意契約なのかどうか、もっといろんな出費についての削減が出来るのではないかということも感じるわけです。これ一般ですから、ほかの

特別会計については触れませんけれども、ちょっとそこら辺はどんなふうなお考えでいるんでしょうかね。お願いします。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 施設の管理委託料については、議会の検討委員会の指摘もありまして、18年度費から比べると随分、20年度に関してはかなり率的には落ちていると思うのですが、委託の全体的な考え方というお話ですが、なぜ委託するかという話ですが、それは職員では対応できない部分についてを委託で対応してございます。

契約の方法はどうかという話ですが、基本的には、入札制度で金額を決めています。

特に1社しか出来ない業者があるとか、そういうものについては随意契約で対応しているものもございます。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

次に議案第53号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

次に議案第54号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計予算について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

次に議案第55号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

次に議案第56号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

次に議案第57号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

次に議案第58号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

次に議案第59号、平成20年度みなかみ町水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番 (穂苺清一君) 一つだけ、23ページの大穴簡易水道認可変更委託料、今後簡易水道の所謂、合併等の問題があるようでございますけれども、そういう点で考えた場合に、こういうケースが今後発生するかどうかと思うんですが、認可の変更の申請というか、そういう委託料で300万も必要とするのかどうか、どこへこれを委託するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。
(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長 (鈴木初夫君) 認可変更につきましては、県の方の変更をいただくわけなのですが、この関係につきましては、やはり専門の流量だとか、そういうものがありまして、こういう関係につきましてはやはり専門家でないと出来ない部分がございますので、委託をさせて頂いております。

議 長 (傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8 番 (穂苺清一君) 専門家でなければそれは出来ないことは当たり前だと思うんですが、具体的にどういうふうな業者なのですか。

議 長 (傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。
(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長 (鈴木初夫君) 主な委託先につきましては、やはり水道の設計業者が主でございます。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。
次に議案第60号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。
次に議案第61号、平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。
次に議案第62号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について、質疑はありませんか。
8番穂苺清一君。

8 番 (穂苺清一君) 町長は、背水の陣で臨むってということで非常に深刻な言い方をしておりますけれども、2009年度のシーズンを待って、結論を何か出したいということでしょうか、それをお聞きします。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 経営状況は、ご案内のとおりです。
今年度予算につきましては、国有林の借上げについては予算化してあると思いますよね。
そういう中で、これから町がどのようにやっていくかという問題について、スキークラブの皆さん方とか、地元の皆さん方とよく協議しながらやっていきたいと思いますという意味合いで申し上げたわけです。

問題は、雪が降らないという問題ですよね。スキー場は雪が降らないとダメですからね。

結局、そういうことで赤字が出てしまう、さてそういう時にこれをどうしようかということは当然考えなくてはならないし、議会の特別委員会等におきましてもいろいろとご検討を願った経緯もあるわけです。

そういうことを踏まえながら、今後どうしようか、この一年間は考えてみたいと思っています。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。
次に議案第63号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第63号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第63号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。16時45分より再開いたします。
（16時33分 休憩）

（16時45分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会議時間延長宣告

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議の都合により、予め延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

日程第25 一般質問

通告順序第1 6番 林 喜美雄 1. 人口減少社会を迎え、町の対応について

議長（傳田創司君） 日程第25、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

本日は、7名のうち3名の質問を順次、許可いたします。

まず、6番林喜美雄君の質問を許可いたします。

（6番 林喜美雄君登壇）

6番（林喜美雄君） 議長より許可を頂きましたので通告に従い一般質問を行います。

この町も人口減少が続いています。このことを憂慮しての質問であります。

今、世界の人口は約65億人であり、このまま増加が続き、2050年には92億人にも達すると言われております。

そんな中で、我が国においては、2006年をピークに長期にわたる人口減少局面を辿り続けるという明治以降、これまでに経験のない社会背景を迎えました。

国立社会保障「人口問題研究所」の発表によれば、我が国は2005年の国勢調査時の1億2,777万人台から、2030年の1億1,500万人台を経て、2046年には1億人を切り、990万人台にまで割り込んでしまうと言われております。

その後も状況が変わらないとすれば、さらに減り続けるという推計が出ており、ある学者によれば、一旦減少が始まると、その回復には数十年から百年単位の時間がかかると言われております。

我が町も合併後、2年5ヶ月が経過しました。住民基本台帳によれば、その時点より1千人超の減少を見ております。昭和30年代前半の第一次産業を中心とした産業構造の時代においては、旧3ヶ町村の人口総数3万5千人台を維持した時代もありました。その後、徐々に減少を続け、現在の2万3千人台に至っております。このことは、過疎化や高齢化、少子化による生産人口の減少の側面をはらみつつ、これからの町づくりに大変大きな影響があります。

税の減収や地域経済の縮小、そこから来る行政サービスの低下、はたまた社会保障制度の根幹を揺るがしかねない、深く広く重い話になってくるわけであります。

都市と地方の格差の拡大の中で、多くの地方がこの問題を直視しなければならない時代になりました。そのなかに、みなかみ町もある訳であります。

今、「働く場所を増やして欲しい。」「若い世代が残れる町にして欲しい。」という町民の強い要望があります。

第一次産業の振興はもとより、観光関連産業の振興、企業誘致等の対応があると思いますが、町長の言われる「夢のあるまちづくり」を目指して、企業誘致等の進捗状況を含めて、この人口減少問題への対応について、所信をお伺いいたします。

また、少子化に当たっては、社会構造や経済構造の変化、そして若い世代の人生観・価値観の多様化等の中、学校・家庭・地域でどのように対応をお考えか、教育長にもお伺いいたします。以上申し上げます、一般質問といたします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 林喜美雄議員のご質問にお答えいたします。

人口減少社会を迎えて、町の対応はというご質問でございます。

林議員も言われますように、人口の減少は先進国の宿命とも言うべき問題ではありますが、その減少する人口がさらに流動化し、過密地と過疎地が生じる大きな問題でもあります。

若者の働く場が少ないところは人口が流出し、少子高齢化が進みます。

みなかみ町の人口を見ますと、昭和30年の国勢調査では3万5千人以上ありましたが、平成17年の国勢調査では2万3千人と1万2千人も減少しております。

これを旧町村別で見ますと、月夜野町では2千人、水上町で6千人、新治村で4千人の合計1万2千人が減少しております。

この一因は、ダム開発等が終了したことに伴う人口減で、水上町で3千人、新治村で1千人の、合せて4千人を差し引いても、実質8千人が減少したことになりまして、一つの町や村が消滅したほどの減少であります。

原因を推測すれば地場産業の低迷と、それに伴い後継者が極端に少なくなったことだと思えます。

農業総生産額は昭和60年の40億円に対し、20年経過した平成17年度には35億円と5億円減少し、観光宿泊数も昭和60年は222万人もありましたが、平成17年には114万人と半減しています。商店数も昭和60年の496店に対して、平成16年には360店と136店も減少している状況にあります。

これらは、農産物の輸入自由化や観光ニーズの変化、また大型店の進出やコンビニエンス・ストア等が大きな原因であると思えますけれども、これらはやはり国際化や情報化の進展が起因しているのではないかと思います。今後、これらに対応した町づくりにつきまして、二通りあるのではないかと考えています。

その一つは、国際化・情報化に取り組む対応であります。

具体的には、農産物の輸出や観光の国際化に取り組むこととなりますが、産地形成や施設の対応等はすぐにはできませんが、早期に情報を収集して対策を講じる必要があります。また、魅力ある町づくりの必要条件は、道路整備と情報インフラの整備にあると考えます。

先程も行政報告で申し上げましたが、町内の62局は近日中に、NTT東日本によって光ファイバーが敷設され、全局がサービス開始となります。

また、64局と72局は20年度中にサービス開始の予定であります。更に66局と75局は、NTT東日本・総務省等の支援を受けて補助事業の導入を図り、合併特例債等を有効に活用して、21年度中には町内同一のサービスが受けられるように努力をしていきたいとこのように考えているところです。

情報インフラの整備は、情報の収集能力を高めるだけでなく、町民が利便性・快適性を高める中で生活し、更には趣味と実益を兼ねた生きがいのある毎日を送ることができます。

併せて、インターネットで農家と直売所、更には直売所とホテル・旅館等を結ぶことにより、販売額の向上と地産地消の促進を図ることができます。町では今後共、ハード・ソフト事業の整備と促進に取り組んでいきたいと考えております。

もう一つは、アイデンティティの確立であります。みなかみ町らしさを作ることであります。みなかみ町の各地域には、優れた資源が沢山あります。こうした資源を再認識して、これを活かした町づくりが必要であります。そして、農業経営者も商工会に会員登録する時代であり、異業種間においても緊密な連携を図り、地域の活性化に取り組むことが肝要

であります。

このため本年度は、商工会が中心となって町民主体の町づくりの組織化を図り、地域産業はもとより、自然・歴史・文化等の素晴らしさを情報発信して、地域に根ざした産業振興に取り組みたいと考えているところであります。

次に工業導入の現状についてであります。

新生「みなかみ町」の発足時と現在の人口を比較しますと、1,090人減少しております。人口の減少は高齢化が進むと共に、労働力、経済成長率の低下につながります。

そして、やがて高齢化率が50%を超えて共同体制の維持ができなくなり、限界集落につながるものが懸念されます。このような現実を打破するためには、今まで本町を支えてきた観光・農業を始めとする各種産業を活性化することであり、更には定住化の促進を図ることが重要であると考えております。

既に、働く場所の確保や定住促進対策は、須川平・真政河原・上津栃原地区等において工場誘致を進めて来ましたが、その結果、本年1月末現在で11社となり、従業員数は646人です。この内、町内の雇用者数は433人で、地元雇用率は67%であります。このことは本町の就業構造を改善し、地域経済の活性化と雇用の創出に貢献してきたところであります。

しかし、合併から2年余で1,090人の人口が減少した原因は、一つには基幹産業に明るい兆しが見えず、町の将来に光明を見い出すことが出来ないからであります。

そこで平成19年度からは、工業誘致係を設けて専門的、且つ積極的な情報収集を行い、企業誘致に取り組んでいるところであります。みなかみ町の魅力は何と言っても、高速交通網体系の中にあることであります。

具体的な取り組みとしては、既存の工業適地の真政地区に加えて、昨年11月より5地区、130㌔を工業導入予定候補地として、県企業局へ工業用地の先行取得と造成の打診を行ったところであります。

併せて候補地予備調査を要請すると共に、立地希望企業に本町工業適地の資料を提供し、訪問誘致活動を積極的に取り組んできたところであります。誘致活動の結果は、食品製造業種の企業が約5㌔、地下水並びに上下水道完備を条件とした初動引き合いがあり、用地単価・土地造成時期等を回答し、企業の方から今月中に進出の回答をいただけるということになっているところであります。

今後も同様な照会を待っているだけでなく、様々なチャンネルを使いまして、自らがトップセールスマンとなって「夢のある町づくり」ために、積極的な誘致活動を展開する決意であります。今後とも、一つよろしくお願いを申し上げます。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 林議員のご質問に対してお答えいたします。

ご質問のとおり、国そのものが明治以降、経験したことの無い人口減少という状況を迎え、当町においても、少子化という現実があるのが事実であります。

しかしながら、学校は地域との関係は密接なものがあり、シンボリックな要素があるのも、また事実であります。そんな中で、基本的には合併前の旧町村、今は地区であります。最低でも小学校・中学校について各1校は設置しておくべきではないかというふうに考えております。

ご承知のように、新治地区においては、新たに新治小学校が新年度より開校し、月夜野地区においては、今も一般会計の方にありましたけれども、桃野小学校の体育館の建設をはじめとした各小学校の耐震補強工事が予定されており、水上地区においては、水上中学校と水上小学校、幸知小学校を統合した小中一貫校への取り組みが既に始まっております。さらに藤原地区は、新年度より小中併設校ということが決まっております。その他、耐震補強工事も予定されているところでもあり、教育環境の整備に努めているところであります。

また、幼児教育については、みなかみ町においてはご存知のように幼稚園と保育園の両方を教育委員会事務局で扱っています。その他、放課後の子ども達を対象とした学童保育にも携わっています。

新治地区は、本議会にもお願いをしているところですが、平成20年度から空き校舎となる現在の須川小学校を整備改修して整備し、幼保一体の「認定子ども園」の設置を目指しているところであります。他の地区におきましても順次改善を重ね、少子化に対応した施策を取りたいと考えております。

更にご質問の若い世代の人々の人生観・価値観の多様化についてですが、学校においても家庭においても、あるいは地域においても、小中学生の教育は人間としての基礎教育でありますので、先ず基礎的・基本的な学力を身につけ、豊かな心を培い、強い体力を養うことにより、将来人間としてしっかり生きていける力を身につけるべく努めることが何よりも重要であると考えております。

言いかえれば、人間としての資質を身につけた児童生徒を育成すれば、必ずや不易を重んじ複雑な社会の変化に対応できるものと考えています。

貴重なご意見をいただき大変ありがとうございました。これからもよろしくご指導のほどお願い申し上げます。以上です。

議長（傳田創司君） 6番林喜美雄君。

6番（林喜美雄君） 人口が減ってしまうという質問を考えておりながら、これは大変、一朝一夕に云々出来ないわけですがけれども、しかも各部署というか、例えば役場で言えば、各課に横断的にすべてに関係が出てくるような状況で、大変これは私も質問しながら、重いし、深いし、広い話で大変かなと思ったわけですがけれども、その中で今働く場所の問題、それから少子化等のお答えをいただきました。

特に少子化に関してですけれども、これは役場からいただいた人口ピラミッドであります。ピラミッドというよりはレモン型みたいなことで、現在、町内の0歳児が100人ちょっとくらいですね。1歳児が124人くらい、2歳児においては118～119人しか子供がいないわけです。私などは団塊の世代で一番多いところの数字、50～60歳くらいを見ますと、町内に430数人がいるわけです。

ということは、単純なことは言えませんが、100人をちょっと超える人たちによって、将来10～20年後の町を支えていただくと、こういうことに単純的になってしまうわけなので、ぜひこのことは今すぐにはではないのですが、今の子供たちが成人する20年後にはそういう状況になってしまうということでもあります。

なお、高齢化率も高いわけですね。28%くらいですか、本町においては、全国平均が21%くらいですから、随分高いわけで、そういった懸念を私はしながら質問させてもらったわけですがけれども、特に国においては、少子化担当の特命大臣等を置いて、国も本

気でこの問題に取り組むという姿勢が見られるわけですが、県としても、すでに新聞報道されていますけれども、そういった対策本部的なものを作ると、国からの流れの中で、そしてそれが町村にもそういったものを下ろして、要するに総合的な組織化をして、そういったネットワークづくりをしたいというのが20年度以降あるようでございます。

その辺について、ここは担当部署というのがどこになるのか分からないのですけれども、教育委員会なり、保健福祉なり、その辺の状況はどのように捉えていて、また対応していくつもりでしょうか。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 少子化の担当部署からは外れるかもしれませんが、国の方から県に対して、今ご指摘の内容の通達が出ているのは事実だそうです。それに対しての写しが町、教育委員会の方にも来ているという段階であります。

したがいまして、そういったものを見ながら、今後の取り組みについては検討していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長(傳田創司君) 6番林喜美雄君。

6番(林喜美雄君) ぜひ、そういったことで本町においても、対応をしていただきたいと思ひます。子供の教育を取るか、仕事を取るかっていうような2者択一ではなくて、両方がやっていたりするような状況をつくっていかないと、この問題はどうにもならないのかなと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

話は変わりますが、それらに対応するためには、やはり子供を産み育てる若い世代がやはり定住しなければ、これにもつながっていかないと話でございます。それには働く場の確保ということも多くの方々が願っているところであります。ということで各種産業の振興はもとより、働く場所の確保ということでお伺ひしたわけですが、手応えがあるのかなというようなお答えをいただきました。

ぜひそういったことで、本町にもそういう場所を、少しでも雇用の場を増やしていただければ有り難いなと思ひます。

これは町長にお伺ひしたいのですが、これは1町村だけでこれを誘致合戦をしているのが良いのか、あるいは他町村との連携の上に立ってされたらどうなのかなとも思うわけですが、通勤可能な距離であれば、これはどうしても、みなかみ町でなくても、沼田地区でもあるいは渋川地区でも良いわけでありますから、その辺は広域的な連合的な協力体制と言ひますか、そういうようなものはどういうことになっているかお聞かせ願ひえればありがたいのですけれども。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) その前にですね、先ほど少子化のご質問がありましたが、これはやはり本当に私も大きな問題だと思ひます。

小学校の統合の問題、中学校の統合の問題ということに取り組んだのも、先ほどの人口構造を見ればお分かりのとおりで、もう、0歳、1歳、2歳児あたりが大体100人ちょっとの今状況です。これで果たして、これからの時代をこの若い皆さん方が支えていけるのだろうか。加えて、この町もそうですけれども、国全体を考えれば780兆円以上の借金を持っているわけですね。そういう中であって、福祉をやれ、あれをやれって、要するに医療費をただにしろ、何をタダにしろ、これでは成り立たないわけですよ、実際

問題が。

私は成り立たないと思います。こんなことをやっていたら、どんどん若い世代に借金を引き継ぐような感じになっちゃうと思いますね。

平成17年の社会保障給与費の実態なども国全体のものを見ましたら、社会保障関係8兆7千億9千億円なのですね。その中で、年金老人保健医療費等に出ていくのが6兆1千7億7千億円、そして児童家族関係、所謂少子対策ですよ、少子化対策には、3兆5千億円しか使っていないですよ。社会保障の内70%は高齢者等が中心、そして少子化対策に4%しか使っていない、この国の実態はどうなのでしょうかね。これで少子化対策が出来るはずがないと思うのですよね。

要するに我々自身も少子化対策について真剣に取り組むことは勿論ですけれども、やはり国においても発想の転換をして、今抱えている大きな借金を計画的に返済しながら次の時代をどのように作っていくのかということをはっきりやはり示してもらわなかったら困るなというふうに思います。

今、国は道路財源の問題で、暫定税率の維持云々で国会はやっていて、国会は空転していますけれども、あんな体たらくをやっているような国会はいらないですよ。もっと、真剣に考えて、国民がこれから生活できる国をちゃんと平和に維持していくために、どうすべきかという、その根本はやはり税だと思いますし、税の関係について、もっと真剣に国会は考えて、そして、国民に協力を求めることが私は大事であろうと思っています。

その中であって、特に私はこの少子化対策についてですね、やはり考えて欲しいなど、これは前にも行政報告等でも言ったかもしれませんが、やはり次代を担う子供たちがこれから健全に育ち、そしてこの地域を、この国を支えてやっていこうという一つのそういう気持ちにさせるのが、やはり今いる我々自身が、大人がやはりそういう一つのそれに対する協力をいかにするかには私はかかっていると思います。

したがって税制等の中で、そういうものがしっかり出来るような体制を望んでいるところでございます。

そして、またこの町にとって、直接的な少子化の問題となりますと、やはり働く場所の問題、次代を担う、若い皆さん方が、やはりこの地に残って、働ける場所、定住化できるということが、一番の少子化対策にも大きな貢献をできるわけでありますから、そのためにも基幹産業の活性化ということは、勿論ですけれども、この地域は魅力がある町だと思うのですね。

よく言いますけれども、谷川に利根川に、各地に温泉があって、それで上毛高原駅があって、高速道路があって、インターチェンジが2つもあるなんていう、こんなに良い立地条件のところは私はないと思います。

したがって、この機会に根本的にまちづくりというものを、考えて、そして方向を決めて、その実現のために努力していくことが、これから大事なかなと思っています。

先ほども山田議員の方に土木部長のお話をしたところですが、土木部長もやはりこの地に立って、これではダメだなと、高速交通網のしっかりしたこの町であるだけに、やはり上毛高原駅を核にして、どのように道路整備をして、どのように産業を集積していくとかですね、さらには定住に当たってのそういう地域をどのように設定していこうとか、そういうことを今、この町はしっかりと考えるべきなのだろうと、しっかりと考えられて、それに取り組んだら、この町は夢のある素晴らしい町になるよと言ってくれましたけれど

も、本当に私自身もその話を聞きまして、「よしやるか！」と、みんなして一つ協力して、協力願って、本当に魅力ある町にしようということのを力強く、この間、感じた次第であります。

したがって、これから本年はぜひ、その構想づくりを一つやっていきたいと思っておりますので、この地域のそれぞれの地域にある素晴らしいものを上手く出して、そういう構想づくりをしてみたいと思っている次第です。

何と言いましても、これからの時代は少子化対策が一番大きな問題であると思えますし、それがしっかりできることによって、この地域の基盤というものが出来上がっていくと思えますから、最優先にこれを取り組んで行けるように行政としてもやっていきたいと考えていますので、ぜひお力添えをいただきたいというふうに思います。

議 長（傳田創司君） 6 番林喜美雄君。

6 番（林喜美雄君） 広域的な取り組みはどのようになっているのかというのを伺いたいのですけれども。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 広域的な取り組みについてはですね、私はそういうふうにはまだ思っていないのです。今言いましたように、高速交通網体系に乗っている、この町でありますから、この町で考え、言うならば、大沢知事も企業誘致をやると言って来ていますから、すでにトップセールスマンとして、知事も活躍されておられることも、情報等で聞いておりますので、そういう中にみなかみ町の良さを盛り込んでですね、この地域に企業が誘致できるような、そういう取り組みをしたいなと思っております。

広域圏の考え方は持っておりません。

議 長（傳田創司君） 6 番林喜美雄君。

6 番（林喜美雄君） 概ね了解をいたしました。

そろそろ時間のようなので、終わりたいと思うのですけれども、今、町長言われたように前向きな姿勢で一つ取り組みをしていただきたいと思います。

やはり農林業と観光関連、それと工業的なことと調和の取れた町にしていけないとやはりいけないのかなと思います。そんなところから格調ある町になっていくのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

何れにしましても、新町発足に当たり、「谷川連峰水と森林の防人宣言」ということで、大変に格調ある宣言をされている町でありますけれども、この防人がいなくなってしまうのでは、これは何れにしても、宣言にそぐわないわけにありますから、ぜひそういった方向でお願いしたいと思ひます。

最後になりますけれども、ちょっとマイナスの話をして悪いのですけれども、さっきの答弁の中に限界集落というのがありましたが、これは国交省の調べでは全国に7,800箇所くらいあると報じられていますけれども、当町はどんな状況か、もし状況をつかんでいる部署がありましたら教えていただき、私の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 限界集落の関係については、京都の綾部市長の四方さんが発起人で、始めたのですけれども、たまたま私も地域連携首長会というのがあり、もう十数年やっているのですが、その仲間でありまして、みなかみ町長、この発起人、この会に入ってくれよということで、実は入ったような経過があります。

そういう中で、発会式にも行ってまいりまして、そのときも多くの政治家、マスコミ等も参加する中で発会がされました。

限界集落と言わないで、水源の郷と名前を変えたと思いますけれども、これからもそういう限界集落、先ほども言いましたように、高齢化率が50%近いところの集落が全国各地にいっぱいあるわけですので、そういうところをどのようにしようか、逃げずに関係の自治体が一緒になって取り組み、自分たちでもそういう対応策を取ったり、国県にも要望をしていこうというような確認をしあったところでもあります。

一つの限界集落として、どうのこうのという、町内はどこかということについてはまだ私もここはこうだろうというような調査もしておりませんので、ちょっと答えられませんけれども、今後そういう高齢化率がどんどん上がる中で、出る可能性はあるわけですから、そういうところにはどのようにしようかということについては、真剣に取り組んで行きたいなど、またいろいろと情報を聞きながら、出来るものから取り組んで行けたらと思っております。

そのためにも全国の関係町村とも連携を取っていききたいなどそういう気持ちでおります。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 農林水産関係で、今言われたような19戸以下の集落、それから65歳以上50%の集落、これに対してはみなかみ町では「藤原の下」、「寺間」、新治地区の「白石」という3地区であります。

議長（傳田創司君） 6番林喜美雄君。

6番（林喜美雄君） 以上で、一般質問を終わります。

議長（傳田創司君） これにて、6番林喜美雄君の質問を終わります。

通告順序第2 9番 島崎 栄一 1. 水道の値段は、そのまま据え置きに

議長（傳田創司君） 次に、9番島崎栄一君の質問を許可いたします。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 一般質問をいたします。

水道は家庭生活にも、旅館や食堂などの商売にも欠かせない大変重要なものです。

町は町民のために、行政の大切な仕事として水道を運営しています。

広範囲に影響を及ぼす水道の値段は、よく議論して検証し、慎重に決めなければなりません。

上下水道経営改善検討委員会では、みなかみ町の1トン110円の水道料を平成24年に150円に値上げする答申が出されました。この値上げ計画には多くの疑問があります。

利根沼田の水道料は、1トン当たり、沼田市は120円、片品村100円、川場村60円、昭和村45円です。今のみなかみ町の新治・月夜野地区の110円は、まずまず妥当な値段に収まっていると思います。

資料によれば、給水原価も110円であり、無理して値上げする理由はありません。

もし、150円に値上げするならば、水上地区では6年連続の値上げとなってしまいます。いくら何でも、これでは住民が可哀想です。商売している人たちの経営も圧迫します。

水源の町を名乗る「みなかみ町」が、利根沼田で最も値段の高い水道になることも不名誉なことです。必要なら一般財源を繰り入れても良いと思います。むやみに値上げしても、節約が進んで売上げは計画どおりには上がらない可能性もあります。

水道料は、1トン110円のままに据え置きましょう。豊富にある水上地区の水源をうまく利用するなど、コスト削減を図ることで経営を改善していきましょう。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 島崎議員のご質問にお答えいたします。

水道水は日常生活や営業等に欠かすことのできないライフラインであり、水道事業の使命は休むことなく給水することです。水道料金は、水道法の供給規定により、総括原価を算定して、これに見合う料金総収入額の水準を決定しますが、その時々々の社会経済等の状況によって左右されます。

みなかみ町の水道料金は、この供給規定に基づき算定され、水道料金審議会の答申を得て決定しています。

利根沼田の水道料金は、島崎議員の調査結果とほぼ同額ですが、沼田市の簡易水道基本料金で高いところは、1トン当たり250円のところがあります。

参考までに、17年度の10トン当たりの水道料金を調べましたが、全国において人口1万5千人～3万人未満の市町村の平均料金は、メーター使用料及び消費税込みで1,516円60銭であります。因みに県内の最高料金は、長野原町の3,255円です。

みなかみ町では平成19年度が1,103円、20年度が1,160円、21年度が1,200円と予測しています。

町としては、町民に対して安い料金で給水したいのは山々ですが、運営上からは様々な問題を抱えているのが現実であります。

県内における1トン当たりの供給単価（水道料÷有収水量）は、平成17年度統計で沼田市を含め、市の平均が144円70銭であり、町村の平均は139円93銭です。

因みに、みなかみ町は83円87銭です。今後、1トン110円にしますと、概算ですが110円82銭に、150円にしますと150円40銭となります。

また、島崎議員が言う水道料110円で水道会計のシミュレーションをしますと、老朽施設等の改善をしなければ、平成27年度までには一時借入金1億5千万円の返済はできません。

しかし未処理欠損金、所謂、累積赤字は平成18年度末とほぼ同額の約4億9千万円（不能欠損金を除く）になることが予測されます。このことは先送りの悲劇であり、将来に大きな累積赤字を作ることになります。

従って、私は水道事業を恒久的に継続するには、計画的に値上げをしなければならないと考えております。

ご案内の通り、新生みなかみ町は現在、水道料金の統一化に取り組んでいますが、旧水上地区を月夜野・新治地区と同一料金にするために、既に平成19年度は旧水上地区の料金を1トン当たり55円から75円に、平成20年度は75円から95円に、平成21年度には110円にして料金の統一を計り、同一条件で水道事業を推進し、経営の安定化を図

ることが決まっております。

言うまでもなく、水道は安定した給水をする上で、老朽管や施設の更新を計画的に行わなければなりません。その上に国からは、新たな安全対策や統合政策が打ち出されており、これに対応する財源が必要であります。

基本的には、これらの費用も水道料金で賄われることとなります。加えて、不能欠損や累積赤字が嵩み、県内でも極めて厳しい経営状況にあります。

このような実態から、長期展望に立った水道事業を進めるために、公認会計士を含めた「上下水道経営改善検討委員会」を設立し、経営診断を含めて協議・検討を願いました。

委員各位には経営実態をつぶさに精査し、幅広い視野から検討されて、改革の提言を頂きました。

経営検討委員会の意見を総括しますと、「老朽化した施設整備と累積赤字等の解消は急務である。従って、このための値上げは必定であるが、単年度で行うことは世情から厳しいので段階的に行い、平成24年までに1トン当たり150円にされたい。」とする内容であります。

18年度決算では、累積赤字が4億9,900万円（不能欠損金を除く）と一時借入金1億5千万円、上水道・簡易水道未収金2億3千万円があります。また、起債残高は上水道分が11億1千万円と簡易水道分が11億2千万円の、合わせて22億3千万円もあります。

そこで水道事業の再建策は、この実態を短期的に処理するか、或いは経営状況を見ながら長期的な対策を講じるかの二者択一であります。

しかし、行財政改革を行い、財政再建に取り組む本町にあっては、どう転んでも短期的な解決策は絵に描いた餅であります。

平成20年度予算では、一般会計から簡易水道に5,825万円、上水道2,971万円の繰り入れを予定していますが、現状の財政状況を考えた時に、これ以上は不可能であり、今後は基準内繰り入れの範囲内で行うべきであると考えています。そして、その範囲は概ね簡易水道が4,342万円で、上水道が2,875万円以内であります。

基準内繰り入れとは、簡水事業の資本費負担の軽減を図るための制度であり、企業債元利償還金の2分の1や人件費の内、基礎年金に係る公的負担額や児童手当等の金額が、後年度に交付税算入されるものであります。

水道事業は町民のライフラインを守る事業ですが、水道会計は特別会計として独立しており、原則的には自力による事業経営を目指さなくてはなりません。

前述したように「上下水道経営改善検討委員会」は、段階的に水道料金の値上げをして、経営の安定化を求めています。

また、国では「公的資金補償金免除繰上償還制度」が制定され、「公営企業経営健全化計画」を策定した市町村には、公債費の低減策として平成21年度までに金利5%以上の地方債の繰上げ償還が認められています。

本町では借換えによって繰上げ償還をし、水道会計の負担軽減を図る予定ですが、このことは「公営企業経営健全化計画」を策定した成果であり、従って、計画通りに値上げをしなければならないと考えています。

本町は利根川源流の町として、はかり知れない公益的な役割りを果たしています。

そこにはダムや発電所等の国民生活と日本経済を支える社会資本があり、そこからは「河

川流水占用料」という大きな財源が生まれています。

しかし、広大な面積の中に、人口が少なく、しかも点在集落の多い我が町にあっては、水道事業等の公益事業は投資に見合った収益が望めず、厳しい経営を強いられます。

従って、老朽施設の改善や新規地区の導入、更には経営改善等を図ろうとする時に、必ず料金問題が発生します。

そこで、私はこの問題を解決するには、先程申し上げましたように「河川流水占用料」を関係する自治体の恒久財源にすべきであると考えています。既に国・県等の関係機関に働きかけているところでございますけれども、何とかこれを実現して、水道料金の軽減を図りたいと願っているところであります。以上で終わります。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 県内の平均値ということを書いてきたんですけども、町村で139円ですから、もし150円にすると、平均を上回る金額になってしまいます。

また所得水準ですね、みなかみ町の民間の人たちの所得水準、決して前橋や高崎辺り、あちらの方の人たちより多いとはとても思えません。そういう現状。

それから、水源の町で、水源がたくさんあるというなかでですね、少しでも安い料金で提供する努力をするべきじゃないかと思えます。

今回、この検討委員会、去年の8月から3回会議して決めましたけども、とてとてもそんな3回の会議、8人の出席者で決められるような値段ではないんじゃないかと思っています。

旧水上町はですね、もともとは1万人を超えていた人口がありました。また観光客もまあ200万人で、今114万人ですけども、それだけの人たちが来ても賄える水量があったわけです。それがですね、この市町村合併で、その水上と月夜野、新治がこう合併しています。その豊富な水を上手く利用することによってですね、コスト削減を図るべきだと思います。そういう具体的な細かいところのコスト削減をもっときちんと検討すべきじゃないかと。例えばですね、月夜野地区では45台ポンプが動いています。

ポンプアップとかですね、そういうもので、年間2,100万円の動力費がかかっています。それがもしいろんうふうになって、上流から自然に水を流して、浄水場までの供給が上手くできるようになって、ポンプアップの数を減らすことができれば、その動力費が削減できるわけです。

現在、石油も値段上がっていますし、石炭も値上がりが見られます。当然電気料にもそれは跳ね返ってきますし、東京電力も少し値上げをするみたいですけども、その電気に頼る水道供給ではなくてですね、せっかくですね、これだけ雪が降り雨が降り、しかも傾斜地です。ですからその落差を上手く使えばですね、もっとコスト削減できるのではないかと考えています。そういう努力をもっとすべきであって安易な値上げは良くないと思えます。

この前ですね、産業観光委員会で堆肥センター見てきたんですけども、その静岡県の堆肥センター、町から補助金はゼロ、行っていません。規模的には400頭ですから、新治の堆肥センターと同じです。町からの出費はゼロです。それに対して、今の新治の堆肥センターには2千万円くらいお金が入ります。町営でこちらはやっていますけれども、向こうは農家に任せています。

その経営を革新するだけで、農家に任せるという転換をするだけで、2千万円が浮きま

す。今回については、その堆肥センターのことが2千万円ですけれども、どうもですね、この経営を改革するっていう意味では堆肥センターだけではない気がします。

他にももっと何百万単位で浮くような話をごろごろしているような、予算書を見て感じました。そういう改革をしていけばですね、そんなに無理に水道料を上げる必要はないんじゃないのかなと、また水道自身の事業についても、もっときめ細かくコスト削減策を図っていくべきなんじゃないかと思えます。

さらにですね、旧水上町のことを考えますと、今1トン75円でやってますけれども、150円にするとですね、倍です。商店や食堂や旅館で、例えば商売で20万円、30万円払っている人がいますけれども、そういう人は40万円、60万円払わなくちゃならないということです。

せっかくの水源の町のメリットを生かせないんじゃないかと、他の利根沼田はいくらでも安く45円だ、60円だやってるのに何でみなかみ町だけ、そんなね、高くなるなくちゃならないんだと。おかしいと思えます。これはもっと慎重に考えてですね、なるべく値上げをしない方向で検討していくべきだと思います。

議長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

（上下水道課長 鈴木初夫君登壇）

上下水道課長（鈴木初夫君） 私の方からはですね、先ほど水上地区に豊富な水があって、水上から引けば動力費が浮くというようなお話があったかと思えます。

この関係につきまして、ちょっと検討したのですけれども、確かに先ほど議員さんが仰られるようにですね、月夜野地区では45台のポンプを設置しております、年間2、100万円ほどの動力費がかかっております。

また水上地区は20台のポンプ、それで1千万円、新治地区においては21台のポンプで650万円ほど動力費がかかっております。

しかしですね、これを仮に水上地区から月夜野地区に引いた場合にですね、一つには道路に管を伏せていくわけですから、1メートル辺り8～10万円という金額がかかると思えます。仮にこれを湯原浄水場から上牧地区まで引いたことを想定しますと5～6kmあるかと思えます。その間には無散水があったりですね、消雪用のいろいろな施設がありますから、仮に8～10万円かかるとしてもですね、5～6億円かかるのではないかと思います。

それとですね、今の湯原地区の浄水場から上牧地区へ引くと、上牧についてはですね、標高が恐らく500メートルぐらいですね、上牧のカルチャーセンター付近で430メートルで湯原浄水場が538メートルだと思います。そうすると、これを仮にですね、湯原から上牧の浄水場まで引っ張った場合は108メートルの高低差があります。

水圧については10.8キロありますので、みんな水上地区の水を引いてしまうと思えます。それを防ぐためにはやはり、均圧弁なりを付けていくわけなのですけれども、そうすると管の太さだとか、管ロスがないとしても相当の水が上牧方面へ来てしまうので高台の地域は水の出が悪くなる、いろいろなデメリットがあろうかと思えます。

これを都谷の配水池まで上げますと、3.8キロの圧ですので、やはり同じようなことが起きるのではないかと思います。

水源、水そのものはですね、上牧でも十分あると思えます。ですからそのことを考えたときにですね、5～6億円の導水管を引いたりですね、あとは高台が出なくなる、そうい

う対応をやったりするには相当の経費がかかります。ですから今のこのような状況でも十分、年間2千万円仮にかかったとしても、今の状況で十分対応できるのではないかと思います。私はそういう技術的な部分だけの答弁をさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 考え方と言いますかね、料金が安い方が良く、それは島崎議員と同じです。

それと同時に、経費の削減をするために、いろいろと検討しろと、もう検討してきています。その検討の中にですね、やはり水源地の問題がありますね、それはJRとの関係から今、上越新幹線の水の一部を導水してきて、名胡桃、町組もそうかな、給水していますけれどもね、その量をもっとこうに増やしてもらえるように、そういう一つの交渉もしています。JRはこの水源地域の町であるということも理解してくれていますし、上越新幹線があるということから在来線もありますからね、この地域のことについて心配もしていただいております。

水の問題については、そういう一つのトンネル水の問題も上手く確保しながらもですね、できるだけポンプが20数台もある、これを自然流下で何とか行ける部分については行けるように努力をしたい、そういうことを検討しているのもこれまた事実です。

ただ、しかしですね、料金はそう上げたくはないけれども、110円のままで行ったらやはり今と同じように4億9千万円の赤字が残ってしまうのですよ。

これは、悲劇の先送りですよ。これはしたくない、何とか工夫をしながら、この4億9千万円を町民の方にも協力していただきながら、減らしていくようにしていかなかったら、私はやっぱりダメだと思うのですよね。将来、大変なことになってしまうと思うのです。一応、検討委員会については、150円という答申をもらって、これに基づいて経営計画を作り、これを良として、高い金利の起債等については繰上償還が認められているというのが実態なのですよね。だから、これをやらなければ、繰上償還すら出来ないのですよ、これ。要するに検討委員会で一つの方向を出してくれたので、これに基づいて健全化計画が出来たから、そういう一つの方向に今進んでいますけれどもね。

何らかの手を打たなかったら、これ先々大変なことになることについてはご理解いただけると思うのですけれども。その点については逆に島崎議員、どのように考えていますか、この4億9千万円について。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 1億5千万円の何て言うんですか、隠れ借金と言うか、それとプラス4億9千万円の累積赤字、4億9千万円の累積赤字を無くした方が良く思っています。

こちらですね、みなかみ町上下水道経営改善検討委員会という答申なんですが、資料ありまして、上水道・簡易水道経営統合将来推計計画というものがあります。

その中で平成21年度、これ見ますと、値段が110円で揃っている年ですね、この年で見ますと損益はどうなっているかと言うと、9,987万円の黒字ということです。

ですので9千万円、約1億円黒字ですから、これを要は5年続ければ5億円で赤字は消えるのかなと、あと1億5千万円もありますけれども、1億5千万円についてはですね、土地の販売とかですね、そういう他のものでやったもので穴埋めをして欲しいと。

で、なぜそういうふう言うかと言うと、累積赤字にしても、隠れ借金の1億5千万円にしても、水道利用者の責任じゃないんじゃないかと思っています。

ですから、政治的な責任という意味では一般会計で処理しても良いんじゃないかなと思

っています。今日のですね、議会の中でも、企業誘致をするために固定資産税を減免すると、3年間やるということがありました。

少子化対策、人を増やしたい、住んでもらいたい、観光産業を頑張ってもらいたい、民間を支援したいということがあれば、やはりですね、いろんな工夫をもっとしてですね、水道料金を上げない方がですね、住民が住みやすくなりますし、商売もしやすくなります。

ですから、安易な値上げはしない方が良く、110円から150円ということでは言いますと、36%の値上げですね。せっかくただで降ってくる雪、雨ある町ですので、やはり町の活性化、発展のためにも我慢してでも上げない方が将来的にはみなかみ町のためになるんじゃないかなと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 島崎議員が言っているのは、一般会計と特別会計を、要するに合わせての話ですけれども、これは企業会計ですから、簡単に一般会計から入れるわけにはいかないのですよね。

それと同時に今言われている話の中で、私が言ったのは老朽化施設に何も手を付けないということをお前提にして言っているのです、これは。石綿管の問題、管の老朽化の問題、今漏水が大分あるのですよ。だから、これらをちゃんとした施設に整備をしていかないと、これまた給水面でなかなか大変になってしまう、だけれども、それに出すお金がない、だからそういうところまで検討委員会はいろいろと検討されて、150円という金額を出しているわけですね。

ただ150円をやると、まだ私は言っているわけではないのですよ。だから要するに150円を何とか低く抑えたいから、先ほど言いましたように流水占用料とか、そういうものについて、今やっていますよということをお今言いましたね。これはやはり、ここは水源地域であり、ダムは要するに5つもありますから、そのダムがあり、そこに発電所がありますから、そこに流水占用料というお金がたくさん出ています。それは今、みんな県に入っています。だから、それは河川法に基づいて県条例があって、今入っているからしょうがないのですけれどもね。だけれども、よくよくこうに考えれば、やっぱりこの地域から生まれているお金ですよ、財源ですよ。それは一番の上流域であるところのやはり町村については、投資に見合っただけの収益がなかなか上がらない。面積が広いからだけれども、環境面等も考えたり、地域住民の快適性な一つの生活等も考えたりしながら、我々は今、こういう事業をやっているわけですけれども、それだけにそういうところに対しては河川流水占用料の一部を回してくれても良いのではないかという話をやっている最中です。

私のこれから、今期についてはあと1年と7ヶ月ほど、まだありますから、何とか今期中にこの辺の道筋を付けたいなと実は思っております。

ぜひ、この流水占用料の活用については、ぜひまた協力して下さい。

みなかみ町民のために。そんなことを今、思っています。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 旧水上地区は、この答申どおりだと、6年連続の値上げになります。

可哀想だとは思わないんですか。

議 長（傳田創司君） 関連答弁、収入役大川浩一君。

（収入役 大川浩一君登壇）

収入役（大川浩一君） 先程から、島崎議員の言われること、ご尤もであり、私も深く納得したい

ところでございます。さて、今の水道、中身の状況、財政的にどうなっているかということをお知らせいたします。

ひとまず、起債の面でございますけれども、起債総額・簡易水道、上水を含めて、23億円に近い、正確には22億3千万円くらいでございます。

それで先程から4億9,900万円の赤字がありますよというお話が何度か出ております。その他に、2億3千万円の未収金がございます。そして不納欠損した後は、赤字が5億7千万円となり、未収金が1億3千万円となります。その差額は簡易水道で消えた金額となります。

そして、さらに8キロ有余の石綿管というものを控えております。その交換をするに当たりどうしても3億円台の資金の投入は免れないだろうと、それらを足し上げますと、30億円を突破いたします。

そして、それに日々金利が付加されております。返済総額40億円に達するであろう、そして参考までに今年度の簡易水道、上水道の水道料金を合わせて4億円に到達するか否かでございます。

単純に計算いたしまして、水道の給水を仮に止めたとして、10年間皆様方に一滴の水も供給できなくなったとして、今までどおりの水道料金を納めてもらっても、まだあまりある状況でございます。

そして、私たちも、島崎議員と同様に値段を上げることは好ましくない、それは今まで随分検討もしてまいりました。尚かつ個人的には、原澤良輝議員が試算として110円ならば、この水道会計がどうなるのかというシミュレーションも水道課にお持ちされたようでございます。

それを見ますと、110円ではこの改善が至らないという結果になるように思います。

そして、町長も盛んにこの水道料金を下げていきたいと、そのためには流水占有料等々を含めて検討しなければならないということでございます。

そして、一般会計から20年度に約8,500万円有余の繰入をいたします。今の力でこれ以上の一般会計からの繰入は至難の業でございます。と、申しますのは、これから先、28年度を目指したときに、一般会計予算をどうしても100億円を割っていかなければ、町は大変なことになるであろうと、そして、その数字の差を求めたときに1年間当たり平均4億円の削減をしなければならない、そうすれば概ね30億円の削減に到達するという、これは毎年4億円という平均的な削減でございます。

と、なりますと、一般会計もこれから本当に大変な時期を迎えることとなります。

そして、一番大事なことは、町長が日々申されておりますけれども、この町から夢を失えば皆さん大変なことになると思います。

ですから、その中において、今度は新たな感覚で、予算編成においても、一極集中の効率ある予算の編成をしなければならない。全方位の予算の配分というのは難しくなるだろうと、そんな考え方で、島崎議員の質問をとくと拝聴させていただきました。ありがとうございます。

今後ともよろしくご指導お願いします。終わります。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 町が大変だということで説明をしてもらいまして、よく分かりました。

で、住んでいる住民がじゃあどうかということですけども、年金は下がっています。

介護保険等で天引きも増えました。今度は医療保険等の天引きも始まりますし、灯油台

も値上がりしています。小麦の値段も上がって、食料品の値段も上がっています。年金が下がって、他のものがどんどん上がって大変苦しいという人もいっぱいいますし、旅館等、商売やっている人達もお客様のための暖房費、値上がりしていて苦しい、そういう中で町も大変ですけども、実は住んでいる人たち、商売をしている人たちも大変です。

ですので、町はそういう住んでいる人たちのために、大変だけでも努力してもらいたい。

なるべく値上げは避けてもらいたい。で、昭和村や川場村がなぜ60円や45円でできるのか等、近いですからどういうふうにやっているかっていうのを聞いてくるのも一つの手だと思います。よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 島崎議員、要望のようですけれども、答弁を求めますか。よろしいですか。

9 番（島崎栄一君） いや、答弁して下さい。

議 長（傳田創司君） それでは、9番島崎栄一君に申し上げます。

発言時間はすでに40分となりましたので、特に質問に対する答弁のみということで、終わらせていただきますのでご了解お願いいたします。

町 長（鈴木和雄君） 今のは要望ではないのですか。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君、要望ではないのですか、答弁を求めるのですか、今の発言に対して。

9 番（島崎栄一君） 今の私の意見に対して、何か言うことがあったら、ぜひ答えてもらいたい。

町 長（鈴木和雄君） ありません。

議 長（傳田創司君） それでは、これにて9番島崎栄一君の質問を終わります。

通告順序第3 16番 鈴木 勲 1. うららの郷の早期売却を 2. 水源地域ビジョンについて

議 長（傳田創司君） 次に、16番鈴木勲君の質問を許可いたします。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は二点にしぼり質問させていただきます。

まず一点目は、うららの郷についてでありますけれども、新生みなかみ町が誕生して2年5ヶ月を経過したわけでございます。この間、財政再建と夢のある町づくりに取り組んでまいりましたが、なかなか明るい見通しが立たないというのが現実でございます。

そんな中、旧新治村の羽場地区のうららの郷を早期に売却したら良いのではないのでしょうか。75区画ある中で、現在25区画しか売却されておりません。最近では一年に1区画しか売却されていない状態であります。土地開発公社は、職員が2人常駐しており、赤字が増大する様な気がします。坪単価を下げてでも早く処分した方が得策と思いますが、町長の考えをお伺いします。

2点目は、水源地域ビジョンについてであります。

みなかみ町は首都圏の水需要を支える利根川の大切さを町内外にPRすることが必要であると思います。国土交通省が推進している水源地域の活性化計画の自立的・持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスの取れた流域圏の発展を図ることを目的

として、ダム水源地域の自治体、住民などがダム事業者、管理者と共同で策定主体となり、下流自治体や住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための行動計画だと思えます。

利根川流域の環境保全や地域間の災害支援協力を目的として行われてまいりましたが、水源地域対策特別措置法などの適用が受けられるのかどうか、この点についても、町長にお伺いいたします。以上質問といたします。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 鈴木勲議員のご質問にお答えいたします。

合併して、この間、財政再建と夢のあるまちづくりに取り組んできたけれども、なかなか明るい見通しが見つからないというのが現実だというお話ですが、私はそうは思っていないのですよね。

開会の挨拶でも申し上げましたように、町民の皆様方に、ご協力をいただく中で行財政改革も順調に進み、今年度からは具体的に夢のあるまちづくりに挑戦できる体制が整ったと申し上げましたが、私はそういう認識しております。

確かに合併当初は大変でありました。果たしてこれがどうなるのか、財政再建という言葉も私自身、言葉に出しました。

しかし、この間職員を始め、町民の皆様方にもご理解をいただいて改革が一步一步進んでおりまして、この調子で今後平成27年まで進めていくなれば、財政再建もできて、懸案事項等についても何とかこれを実現できるだろうというふうに思っております。

しかし現在、財政が楽というわけではありません。今まで以上にこれから改革に努力をしていかなければならないのは当然でありますけれども、一つの方向付けが出来て、これからの取り組み如何では本当に素晴らしい町になるなというふうに私自身が思っているところでございます。

そういう中で、うららの郷についてのご質問であります。

うららの郷の早期販売については、土地開発公社で17年度から専任の理事長と職員2名体制によりまして、販売促進活動を県内の他に、東京都や埼玉県まで拡大し実施してきていただいております。

その結果ですが、資料請求等の問い合わせ件数は、平成18年度28件、平成19年度の現時点では46件、最終的には50件を超える見込みであります。またホームページの閲覧数も、平成18年度は12,357件で、平成19年度の現時点では11,611件ですが、最終的には13,000件を超えるのではないかとの見込みであります。

販売促進活動は、数年続けて実施することで効果が出ると言われておりますが、平成20年度も引き続き実施したいと考えています。

また、本年度は町の事業により、地域住宅交付金事業により、歩行者専用道路を整備していますので、事業が完了する3月以降に「リニューアル分譲」として、販売促進を図る計画であります。こうした実績を考慮し、その後の対策を考えたいと思えます。

平成26年には北陸新幹線が開通し、上越新幹線の利用客の減少が心配されることから、新潟県ではダイヤ改正に伴い「2014年問題」として、対策会議等が開催されています。

上毛高原駅がある本町は、「たにがわ」等の便数が減ることになれば、極めて深刻な問題となります。このため、駅周辺の整備や観光客数の増加策を図るとともに、新幹線通勤等

の拡大策をまとめて、群馬県・JRを始めとする関係機関と協議し、効果の上がる対策を講じたいと考えております。そうした中でJRにもお願いして、「うららの郷」の販売促進を図りたいと考えております。これらの取り組みの中で、価格の見直しが必要であれば、検討もやぶさかではないとこのように考えております。

次に、水源地域ビジョンについてであります。

水源地域ビジョンは、鈴木議員が言われるように、ダム地域の自治体、住民、ダム事業者、そして管理者と共同で計画策定し、水源地域の自立的・持続的な活性化を図るものであります。本町では「相俣ダム水源地域ビジョン」が平成13年に、「奥利根水源地域ビジョン」が平成14年に策定されました。「相俣ダム水源地域ビジョン」は、景観整備の推進、交流基盤の充実、地域振興及び交流事業の推進、推進基盤の整備の4部門に分けて、事業を実施しております。

主な事業は、ダム周辺の修景緑化、カップ祭りやEボート大会の開催、赤谷湖花火大会の開催、流木アートコンテスト等であります。「奥利根水源地域ビジョン」は、地域資源を活用して魅力を高める活動、水上を愛する人々の輪を作る活動、推進基盤の整備の3部門に分けて事業を実施しています。主な事業は、藤原湖マラソン大会、藤原湖宝台樹ジュニアカップ・サッカー大会、利根川源流まつり、奥利根源流の里写真撮影会等であります。

これらの事業の実施に当たり、国土交通省・水資源機構・東京電力等では、賞品の提供や出展参加もされ、更には広報活動にも力を入れられて、イベント等の盛り上げに積極的な取り組みをしていただいております。

河川管理の目的は、従来は治水と利水でしたが、平成10年の河川法の改正により、河川環境の整備と保全が新たに加えられました。そこで、この河川環境の恵みを楽しむのは国民であることから、河川やダムの管理者は、地域の活性化という理由だけでなく、国民が活用する場としての環境整備を一層進めて欲しいと念願しているところであります。

次に「水源地域対策特別措置法」についてであります。この法律の目的は、第1条に示されているとおり、ダム及び湖沼水位調節施設の建設促進のためであります。

このため、法律が成立した昭和48年に着工中のダム、またはそれ以降に着工するダムが対象となっており、それ以前に造られたダムは対象になりません。対象となったダムは、生活環境や産業基盤等の整備計画を策定し、その実施を推進するために特別措置を講じ、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることとしており、道路整備等の基盤整備のほか、公園や集会施設等の住民生活基盤の整備も手厚い支援が受けられます。それ以前に造られたダムは、全く対象となりませんので、せめて水源地域ビジョンでは地域が要望する事業を河川管理者が主体となって取り組んで欲しいと思っております。

以上で終わります。

議長（傳田創司君） 16番鈴木勲君。

16番（鈴木勲君） ただ今、町長からご答弁いただいたわけでありまして、うららの郷につきましても、利子補給が今回、778万円とのことでありまして、現在借金は7億8千万円ですが、このような状態では今後もっと増すことが懸念されます。

単価を下げて、早期に売却された方が得策かと思われまして、処分されなければ、今後月夜野地区に都市計画道路が出来て、また住宅造成とすることが考えられておりますけれども、これはいかにやってもちょっと不可能と思われまして、このままの財政の圧迫は嵩むばかりであると思われまして、この点について、対策をお願い申し上げたいと思いま

す。

また、先ほど、地域水源地ビジョンについては、昭和48年以前のものはこれには該当しないというようなお答えがあったわけですが、所謂、この町は広大な森林と利根川の上流水源地として、藤原ダムあるいは須田貝ダム、矢木沢ダム、奈良俣ダム、そして相俣ダムの5つのダムが首都圏約2,700万人の生命と経済活動を支えているわけでございます。

水源特措法が適用にならなくても、やはり関係下流の地域や自治体に声をかけていろいろと得策を練った方がよろしいかと思われませんが、それと同時に、万が一藤原地区に災害が起きて、道路が交通不納になった場合にですね、玉原道路を早期に着工出来ることこそ、地域住民の安心・安全、そして生活向上につながると思われます。この点についても町長のお考えをお伺いいたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ここで単価を下げると言う話ですけども、下げたからといって、これが売れるとは限りませんよね。やはり、あの地域は土地改良をしまして、非農用地を作って、造成をしてうららの団地を造ったわけですから、それなりに価値があるわけですよ。

あの地域なら、あの地域としての価値があるわけですから。これを価格をここで下げることは、あの地域全体の地価を下げることにもなりかねませんので、やはりそういうのは今のところ、私は考えていないのですけれども。

それよりも、先程来から申し上げているとおり、やはりこの地域はしっかり高速交通網帯域に乗っている町ですよ。だから、良く言うのですけれども、例えば、上毛高原駅近辺に本庄とか、それから佐久とか、同じように広い駐車場があった場合、町営でも良いと思うのですけれども、そういう広い駐車場とかがあった場合には、こういう地域はうららの郷のみならず、他の地区にも家が立つのではないですか、こんなに立地条件が良いところは無いですよ。1時間10分でもう東京に行っちゃうわけですから。

要するに、榛名の向こうの安中榛名よりも、JRにおけるの評価は、こちら「うららの郷」の方が高いですよ。ただ、その一番のガンというのは、いろいろ聞いている範囲からしてもですね、やはり駅周辺、求められているのは駅周辺の再開発だと私は思います。

しがたって、価格を下げると販売するという姿勢を出すよりも、駅周辺の再開発ということに力を入れるべきだというのが私の考え方です。

それについては町だけでは出来ないし、先程来から話が出ておりますように、県等もこれに対する計画策定については、力を貸しますよと言って来ていますから、この機会に駅ひろの問題もありますからね。

要するに県等にも加わってもらって、しっかりとした構想を作って、そしてこの地域に家を建てたくなるような環境を作ることが大事だと思います。そのためには高速交通網帯域にあるみなかみ町をそれに相応しい、利用しやすい町に作り替えることが大事なのではないでしょうか。その手始めとして、私は駐車場ということは今、考えているところであります。

いろいろと、これから北陸新幹線の問題点等もありまして、状況がいろいろ変わってきますので、特にJRとの連携は今大事にしておりますし、近日中には高崎支社長を始めとする高崎支社幹部の方々と協議をするテーブルがすでにもう用意されております。

そういう中で、いろいろと議論しながら、この地域を上手にもっていけるように努力し

たいなと思っております。

水特措法の問題については、藤原についてはもう50年前に出来ているダムですし、相俣ダムもそうですよね。矢木沢ダムについては40年前に出来ているダムですから、水特措法は、これは該当になりません。

だから、それよりもやはり水源地地域ビジョンという一つの考え方の中で、国交省・水資源等が、この地域に力を入れてもらうように努力することが大事であろうと考えております。私自身も、新治村長当時、相俣ダムについては水特措法が該当しませんでしたから、何ら国の手当等があまり無かったわけですがけれども、私の前の村長の時にはダム周辺環境整備事業という事業を取り入れていただきまして、そこから開発が始まったわけでありませぬ。

そして、次にレイクリゾートという事業を入れて、今の赤谷湖のような一つの状態にあるわけですがけれども、そういうことも経験がありますので、こっちの水上地区についてもそういうことが必要であるとするならば、そういうことも大いに国・水資源の方にも言いながら、環境整備等を含める中で、いろいろと交流ができるような基盤づくりをしていきたいなと思っております。そういう中で、国交省・水資源等にも言っているのですがけれども、今、鈴木議員が言われますように、ダムが4つありますよね。4つあって、そこに貯まっている貯水量が3億7,500万トン貯まっているのですよ。これはまさに首都圏の本当の水瓶だと思っております。水瓶ですよ、これはね。

ところが、道路も言われるとおり、県道水上～片品線、あんな狭隘な道路が1本しかないわけでしょう。これでもし、ダムに何かあった場合にどうなのですかと、国は要するに外的によって被害を被ることを想定して、国民保護法を作り、国民保護法に基づいて、我々自治体にも協力を要請して、この町も条例を作った経緯がありますけれどもね。何時、どんなことで外的なものでダムがやられるかも分からないし、または地震等でダムが破壊されるかも分かりませぬよね。だから一つのダムが破壊されることによって、もうこの辺一帯、賽の河原になってしまいますよね。その時に水源地域を復旧させるためにはどうするのかと言え、これ出来ませぬよね。そういうことを想定しながら、やはり国策として玉原道路という道路を開けておくべきであろうと。破壊されても、この地域は水は高い所から低い所へ流れるわけでありませぬから。これはやはり水源地域の、あくまでもここは水源地ですよ、どういう状態になっても水源地だと思うのですよ。

何かあった場合には、それがすぐに復旧できるような体制、それはやはり道路ですよ。そのためにはやはり望郷ラインから延長して、藤原に抜ける玉原道路を造って、そういう緊急の体制を、危機管理体制をしっかりと持っていくのが、これが国の責任だろうと私は思っているのですよ。そういう意味で、大沢知事にもそういうことをお話ししたこともありますし、福田総理にも、去年総理になる前に、NHKカヌー大会がありまして、来られたときにその話をさせていただきます。総理も外的からのことはいないかもしれないけれども、だけれども水源地であるこの地域をしっかりと守らなくちゃならないねと、それはやるよと言ってくれたことをしっかりと記憶として、持っておりますけれども、やはりそういうことを胸に置きながら、これから玉原道路の問題については取り組んでいきたいと、このように考えております。

議長 (傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長（林 昭君） 下流域との交流についてお答えいたします。

18年度から利根川江戸川上下流域交流というかたちで交流をしてきました。

主に江戸川区にあるファルプラザという団地と、なぎさニュータウンという団地との交流であります。そういった中で、最近河川法が改正になりまして、治水・利水だけではなく、河川の持つ環境が変わったということで、現在、江戸川河川事務所、利根川上流事務所の方でも川の駅というかたちで、それを調査しているということもあります。

川の周辺を拠点として、その河川の環境を生かして地域づくりを行うと言いますか、そういったことについての可能性を調査するということに取り組んでおります。

そういった下流の取り組みをしましても、この町は一番の源流の町であるということで、先日も取手市長さんも見えまして、今まで以上に交流をしようという提案をいただいております。また、中流域の本庄市、渋川市、そういった所も交流はしていこうという話をいただいております。そうしたことから、今年度も上下流交流を含めた全国川サミットを10月に開催させていただきたいというふうに考えております。

そのためには町民が主体となった交流が出来るような地域の中の組織作りも今年度は進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長（傳田創司君） 16番鈴木勲君。

16番（鈴木 勲君） 時間でありまして、最後の締めに入りたいと思いますが、人口が減少しつつある当町であります。住宅を増やし人口を増加して、夢のある町づくり、そして健全財政をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） これにて、16番鈴木勲君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

散 会

議 長（傳田創司君） 明日は、午前9時より、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さまでした。

（ 18時30分 散会 ）